

平成 22 年度
包括外部監査の結果報告書

一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る
事務の執行について

平成 23 年 1 月

八王子市包括外部監査人
公認会計士 川 口 明 浩

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件(テーマ)	1
3 . 事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法	3
5 . 外部監査の実施期間	4
6 . 外部監査の補助者	4
第2 市税収入に関する概要	5
1 . 市税収入の状況について	5
2 . 市税内訳及び滞納整理等の活動について	16
第3 外部監査の結果	23
1 . 市税全般に係る総括的意見について	23
(1) 市税の賦課及び徴収体制等について	23
(2) 現金主義会計と発生主義会計の狭間で	39
(3) 市税収入の性格について	56
2 . 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について	64
(1) 個人市民税の賦課事務について	64
(2) 個人市民税の徴収事務について	87
3 . 法人市民税及び事業所税の課税及び徴収事務に係る監査結果について	96
(1) 法人市民税及び事業所税の課税事務について	96
(2) 法人市民税及び事業所税の徴収事務について	115
4 . 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について	121
(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務について	121
(2) 固定資産税及び都市計画税の徴収事務について	153
5 . 軽自動車税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について	157
(1) 軽自動車税の賦課及び徴収事務について	157
6 . 市たばこ税の課税事務に係る監査結果について	164
(1) 市たばこ税の課税事務について	164
第4 利害関係	168

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

但し、必要があると判断した場合には、平成21年度以前に遡り、また、平成22年度予算の執行状況についても対象とした。

3. 事件を選定した理由

平成20年秋に表面化した米国及び欧州の金融危機の影響は世界的な実体経済の悪化につながり、「世界同時不況」となった。更に円高の昂進を受け、急激に輸出産業を中心に企業業績が悪化した。それに伴い、国や地方公共団体の財政については、平成21年度から法人税を中心とした国税及び地方税収入の落ち込み、更に、現在では個人・法人市民税等の激減に見舞われている。これに対して国は平成21年度及び平成22年度予算において最大規模の景気対策を実施しているが、長期債務残高（国及び地方合算）は800兆円を超えて、平成23年度におけるプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の黒字化の目標は困難となっている。

このような状況の中で、八王子市（以下、「市」という。）における平成22年度予算では、市税が約888億円と見込まれ、平成21年度当初予算との比較で約43億円の減少（4.6%）とされた。一方で、平成22年度に入り、関東甲信越の景気情勢は「地理的及び業種間のばらつきを残しつつ、持ち直しの動きが続いている」とされている（日本銀行地域経済報告：平成22年4月）。しかし、個人市民税等の落ち込みの影響は平成22年度も更に進行しているも

のと考えられる。

このような市税収入の減少の中で、「入るを量りて、以て出ざるを為す」(礼記)の故事に示されるとおり、市の財政は厳しい予算制約の下、効率的で効果的な運営を強いられているものと思われる。

平成 20 年度決算ベースの市税収入額は約 939 億円であった。内訳は個人市民税が約 383 億円、固定資産税が約 344 億円、法人市民税が約 91 億円等であり、平成 20 年度決算では、法人市民税の落ち込みに見られるように、徐々に「世界同時不況」の影響が見受けられる。平成 22 年度予算における市税収入は約 888 億円と見積もられているとおり、平成 20 年度決算と比較すると、5.4%の減少を見込んでいる。

このように世界的な不況の影響は八王子市の市税収入にも大きな影響を及ぼし始めており、次のような観点からも包括外部監査の特定の事件として選定する意義は高いものと判断した。

個人・法人市民税及び固定資産税を中心とした市税の推計方法及び予算・決算分析の合理性の検証

個別の市税収入項目の課税・徴収事務の効率性・効果性の検証

一般会計及び特別会計から見た市税収入の重要性と繰入金に見られる財政規律の検証など

また、特に市税に対する課税・徴収において、多額の収入未済(未収金)が発生していたため、市では従来から滞納対策が強力に進められてきた。その結果、市税の滞納繰越分の収入率は平成 20 年度で 23.5%と中核市平均よりも高い水準にある。しかし、その収入率は近年、落ち着いた状況にある。その滞納対策の状況についても検証を行う必要があるものと考ええる。

更に、近年、地方公共団体における発生主義会計の導入が総務省を中心に新地方公会計制度の整備という形で急速に進められている。そのなかで市税収入は「収益」ではなく、市民からの「出資」と位置付けられている。そのことの是非は別として、地方公共団体の経営上、市税収入=「出資」と捉えることにどのような意味があるのかなどについて、実態的な検証を行うことも意義があるものと考ええる。

このように市税収入の重要性を勘案し、当該収入事務が、地方税法を中心に法令及び条例・規則等に従って執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務について効率的で効果的な実施がなされているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

市税等収入に係る事務の執行が、地方税法及び八王子市市税賦課徴収条例等、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて

市税等収入に係る事務の執行が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて

(2) 主な監査手続

まず、一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行を監査するために、税務部の各担当課に対して、必要と考えられる資料依頼とその分析結果としての質問を行った。

次に、執務現場及び固定資産税の課税対象等を視察し、管理体制及び課税事務等を実地で把握した。

具体的には、次のような監査手続を実施した。

市税等収入の予算・決算の状況等について、市担当課から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料（業務マニュアル等）を依頼し、閲覧分析することで、当該事務の執行が規則等に基づいて執行されているかどうかを確認した。

今回の監査では、市税等収入に係る事務の執行について、マニュアルを参考に、担当課へのヒヤリングも行って、主要な税目について、業務フローを作成した。この業務フローの作成は、監査を行う前提として市税等収入の事務の執行の理解のため、また、合規性の監査のため必要と判断して作成したものである。今後、税務部各課の事務の執行において内部統制の基礎としても活用することができるものと考えて作成している。

市税等収入の事務の執行について、経済性・効率性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、必要な資料（市税白書及び総合税システムからのデータ等）を入手し、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、税務部各課に対してヒヤリング及び調

査・分析等を行った。

このような監査の実施過程で、事務処理の経済性・効率性等に関する各種の指導等についても併せて実施した。

(3) 監査対象

監査対象項目

一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行を監査対象とした。

監査対象部署

税務部

5. 外部監査の実施期間

自 平成 22 年 6 月 21 日 至 平成 23 年 1 月 19 日

6. 外部監査の補助者

久 保 睦 江 (公認会計士)

木 下 哲 (公認会計士)

古 屋 尚 樹 (公認会計士)

(本報告書では、「第2」及び「第3」において、「地方税法」を「法」という。)

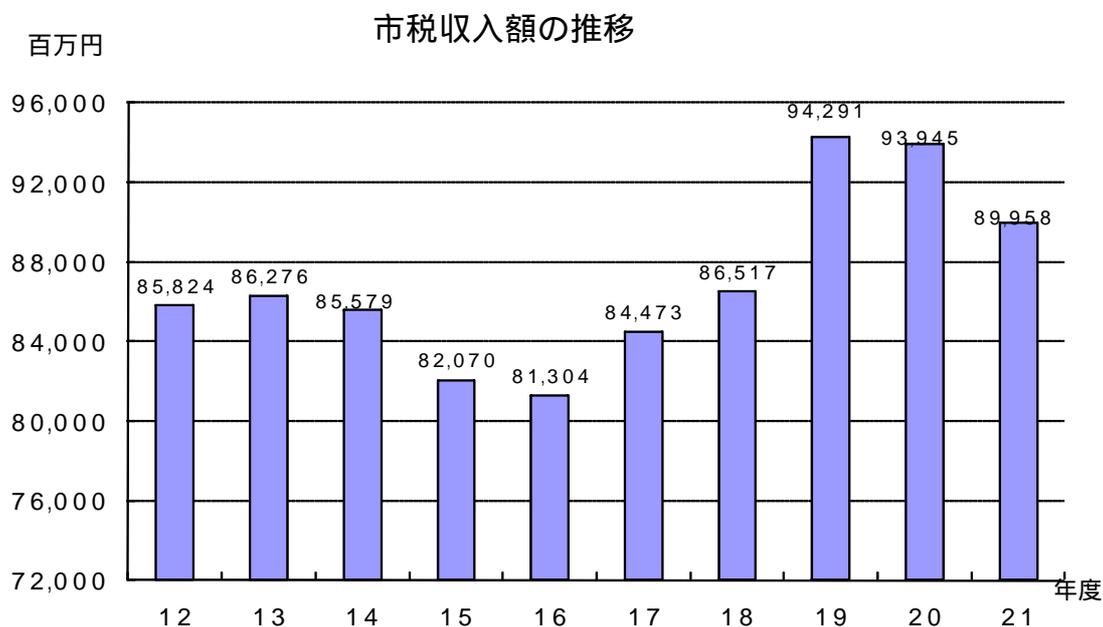
第2 市税収入に関する概要

1. 市税収入の状況について

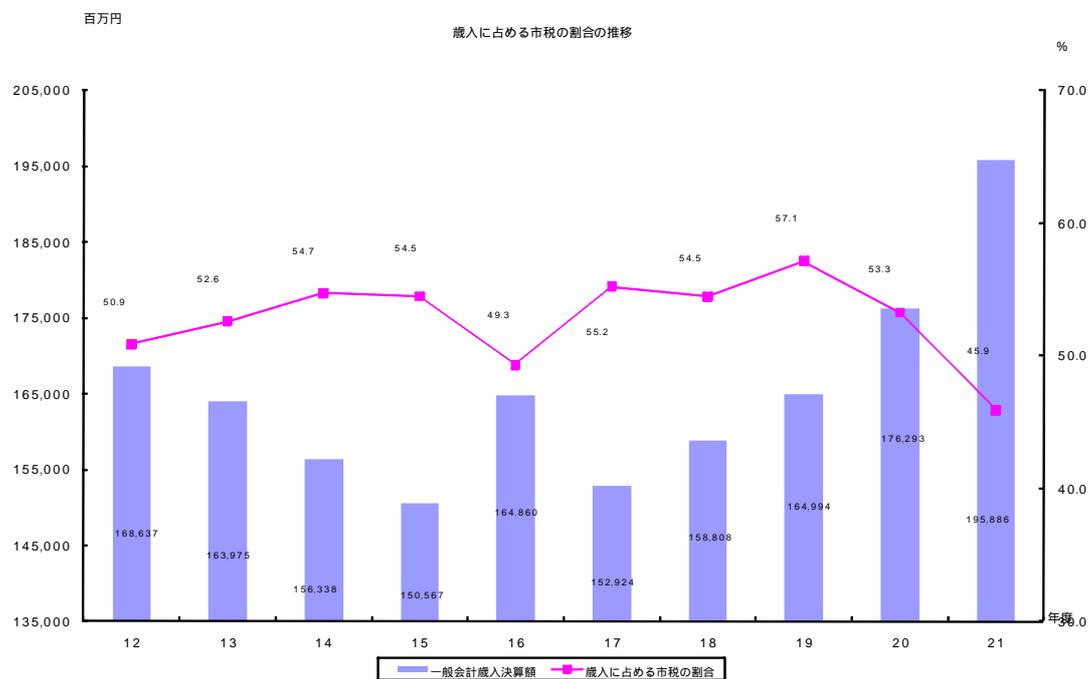
監査対象となった市税収入については、八王子市（以下、「市」という。）税務部において作成する『市税白書』に詳細なデータが掲載されている。監査の過程でも『市税白書』のデータを活用したが、この章では、平成21年度における市税収入の状況について、『市税白書』に掲載されているデータから抜粋して掲載することとする。

(1) 市税収入額の推移について

次のグラフは市税収入額の推移である。平成19年度に市税が大幅に増加した理由は、税制の大改革である、いわゆる「三位一体の改革」の影響によるものである。また、平成21年度に市税収入の大幅な減少が発生した原因は、米国に端を発する金融危機が实体经济にも悪影響を及ぼした結果であるものと考えられる。

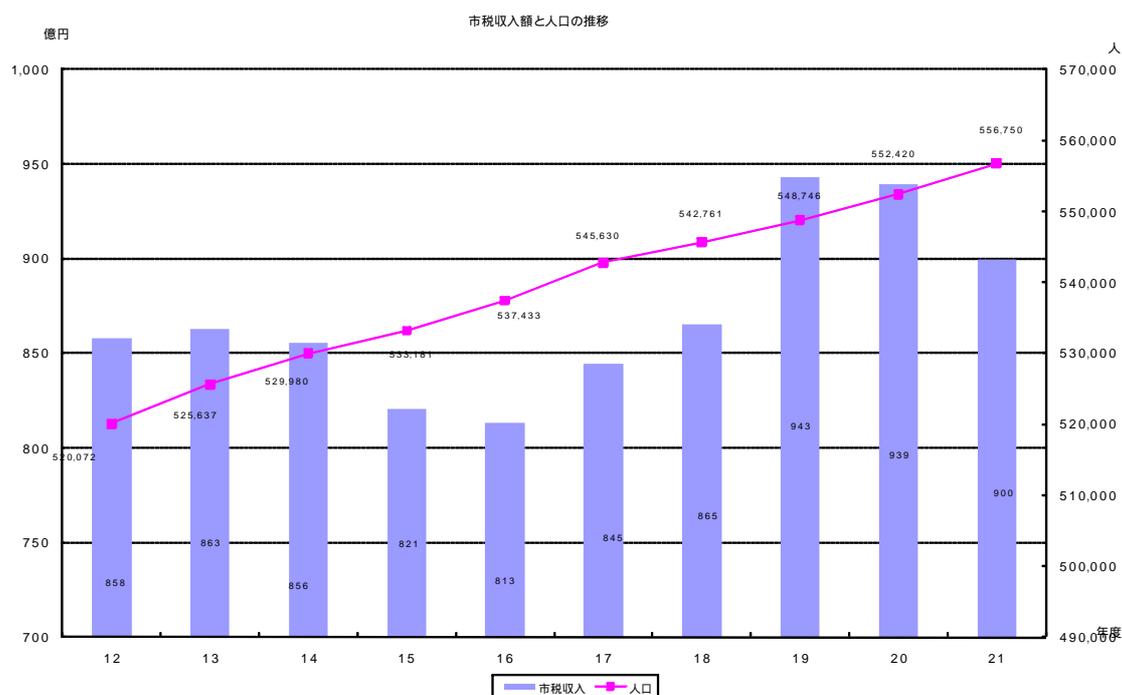


(2) 歳入に占める市税の割合について



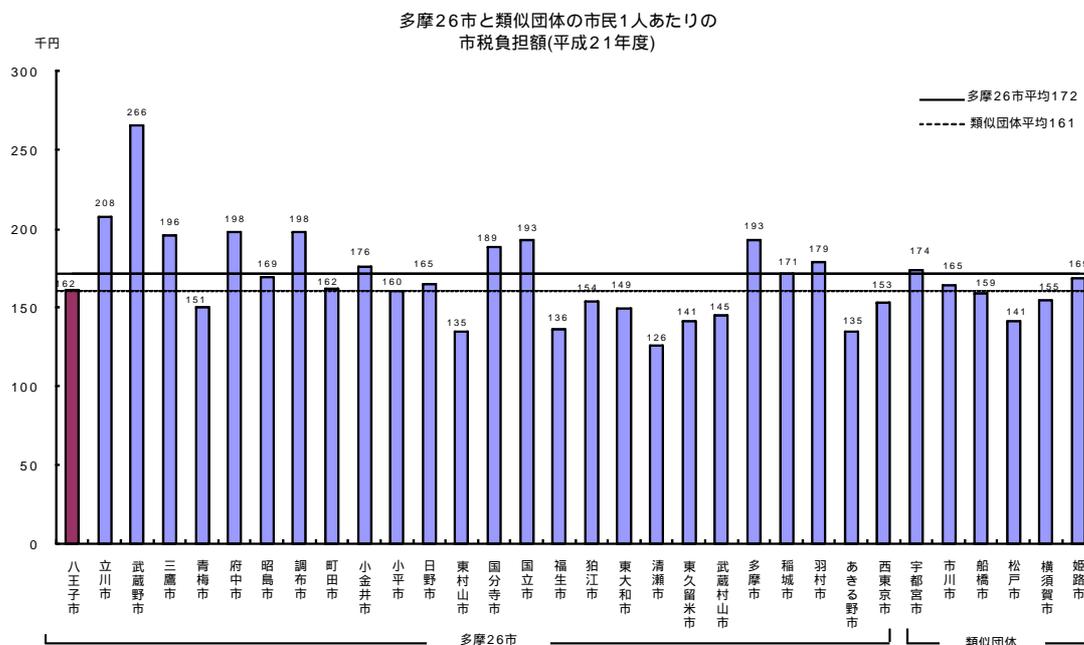
(3) 市税収入と人口の推移について

市税収入の推計は人口の推移に大きな影響を受けるものである。市の人口は、なだらかな右肩上がりで増加している。



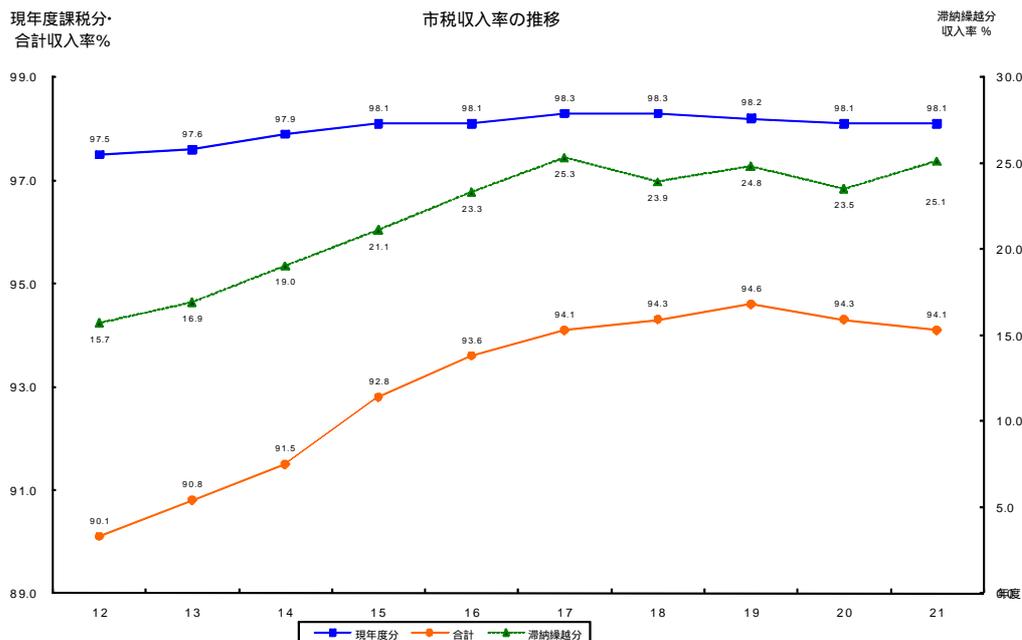
(4) 市民1人あたり市税負担額の他都市比較について

市民1人あたり市税負担額について、市は162千円であり、多摩26市平均(172千円)よりも低いが、類似団体平均161千円とほぼ同額である。



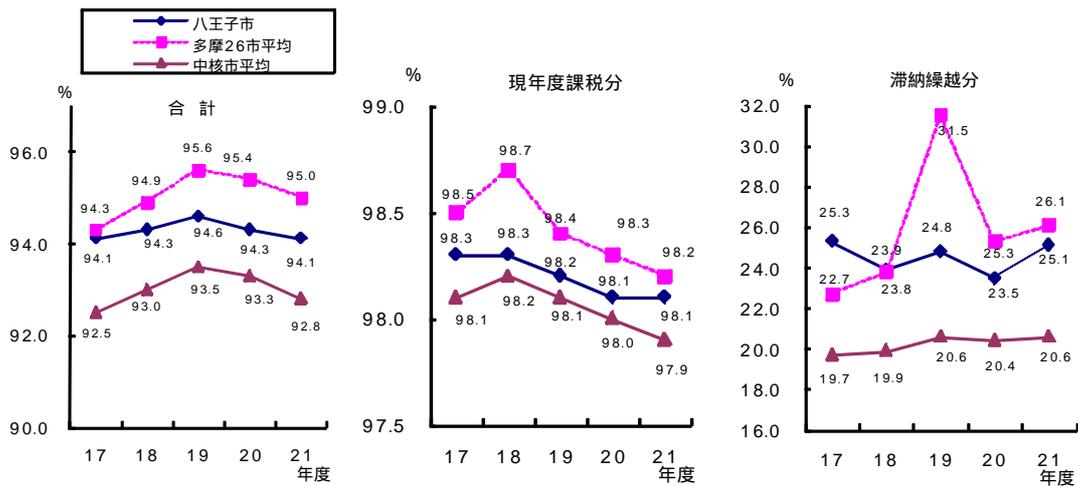
(5) 市税収入率の推移について

平成21年度について、現年分は98.1%、滞納繰越分は25.1%であった。



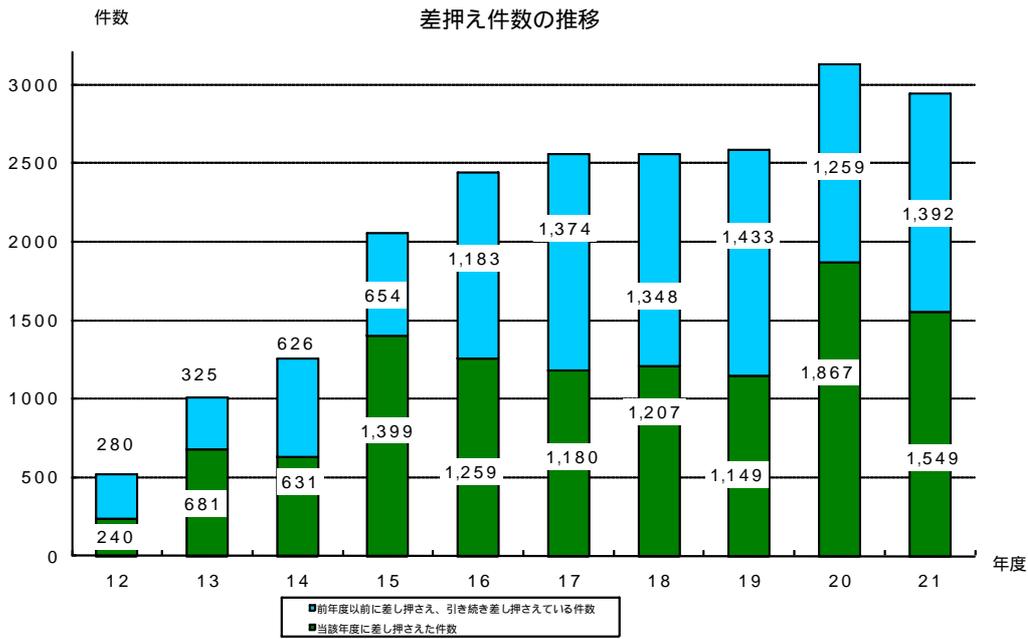
(6) 収入率の他都市比較について

市の全体の収入率は、多摩26市よりも低いが、中核市平均よりも高い。内訳別にみると、市の現年度課税分や滞納繰越分についても同様のことが言えるが、特に平成21年度の市の滞納繰越分については、中核市平均より4.5ポイントも高い。

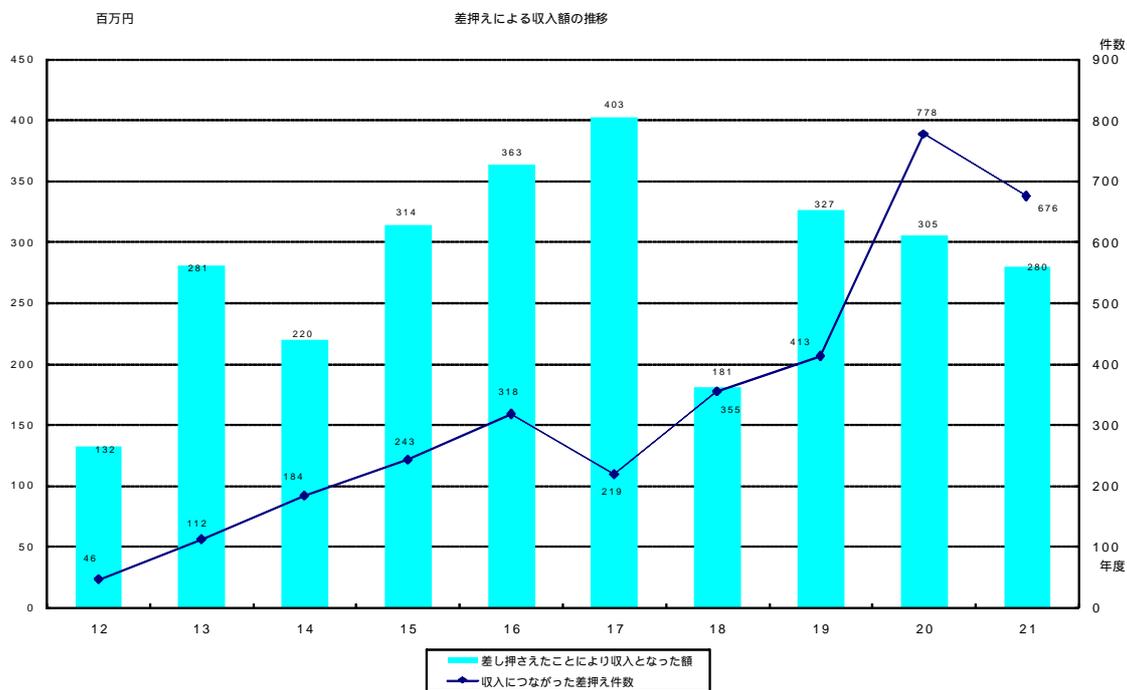


(7) 差押え件数の推移について

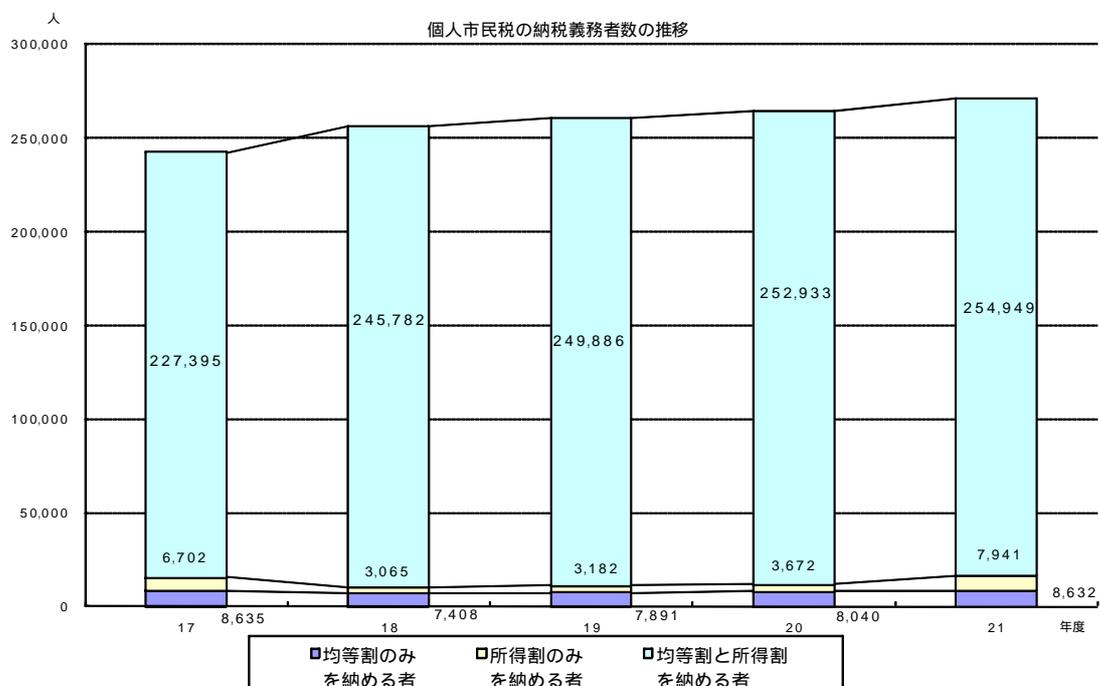
差押え件数は平成17年度以降、2,500件を超えて、平成20年度はさらに3,000件を超えた。



(8) 差押え件数・収入額の推移について

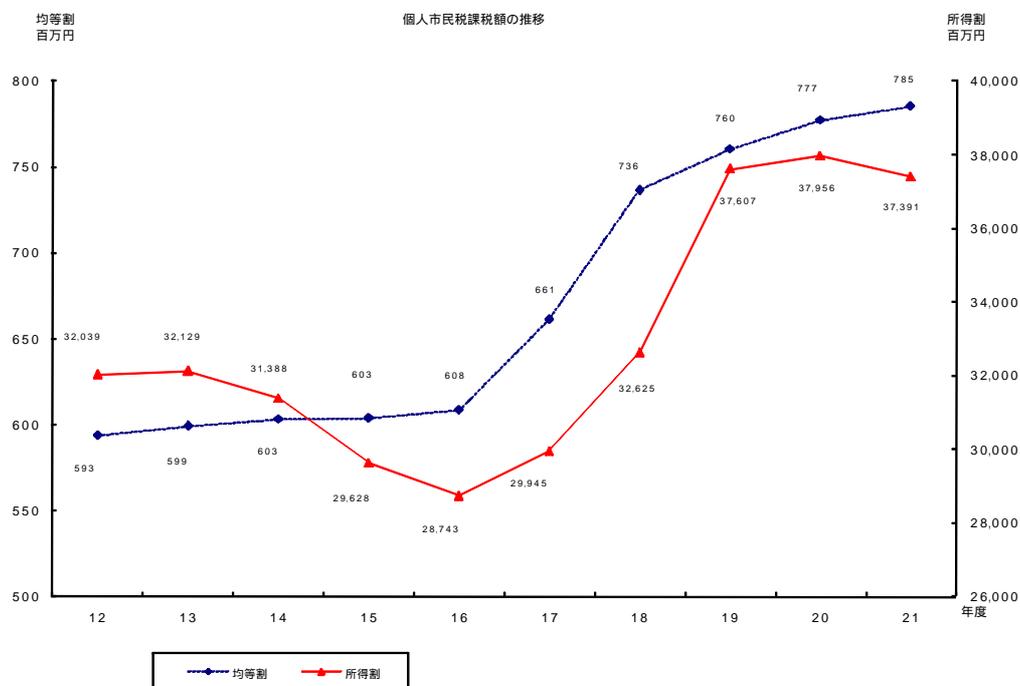


(9) 個人市民税の納税義務者数の推移について



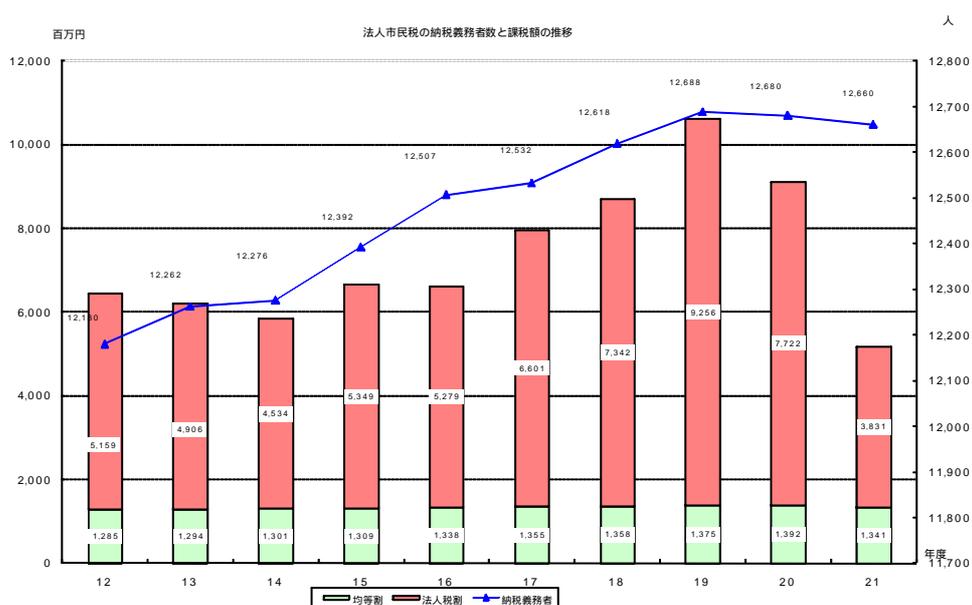
(10) 個人市民税課税額の推移について

均等割は順調に増加しているが、所得割は平成 21 年度に落ち込み、平成 19 年度の水準を下回った。



(11) 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移について

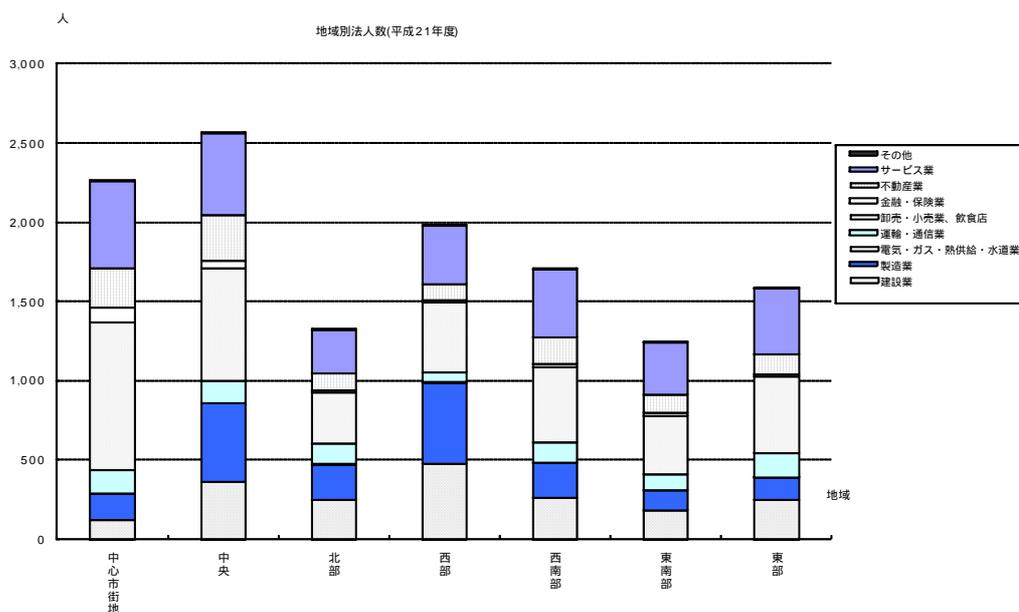
納税義務者数は、平成 20 年度及び平成 21 年度で減少し、それに伴い、課税額が減少している。



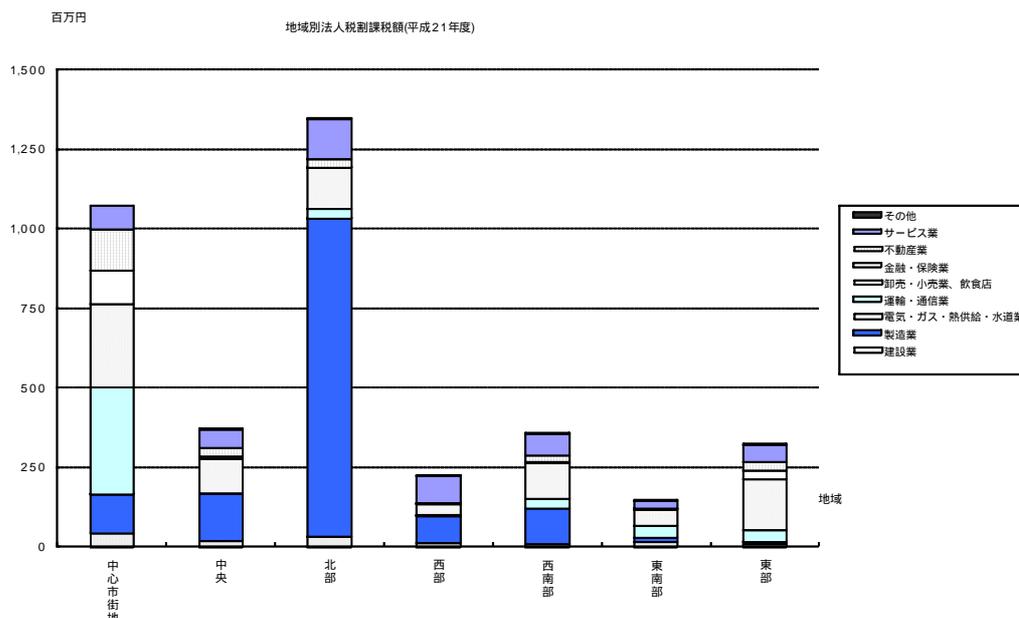
(12) 地域別法人税割について

次の及びのグラフから、中央地域は法人数が多いが法人税割課税額は少なく、北部地域では法人数は少ないが法人税割課税額は大きいことなどがわかる。

地域別法人数について

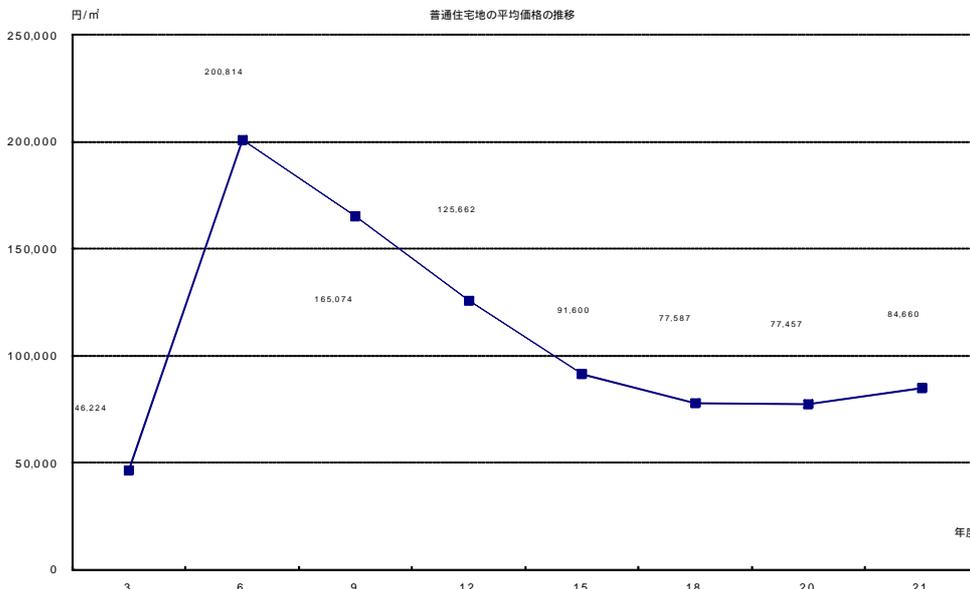


地域別法人税割課税額について



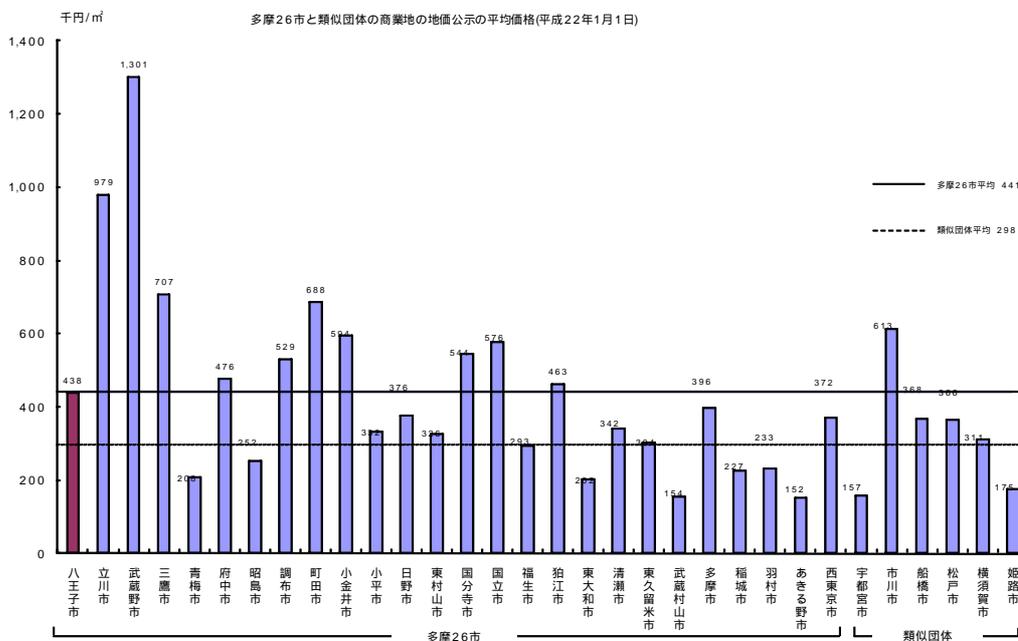
(13) 普通住宅地の平均地価の推移について

平成 6 年度をピークに平成 20 年度まで平均地価は下落したが、平成 21 年度はわずかばかり上昇している。



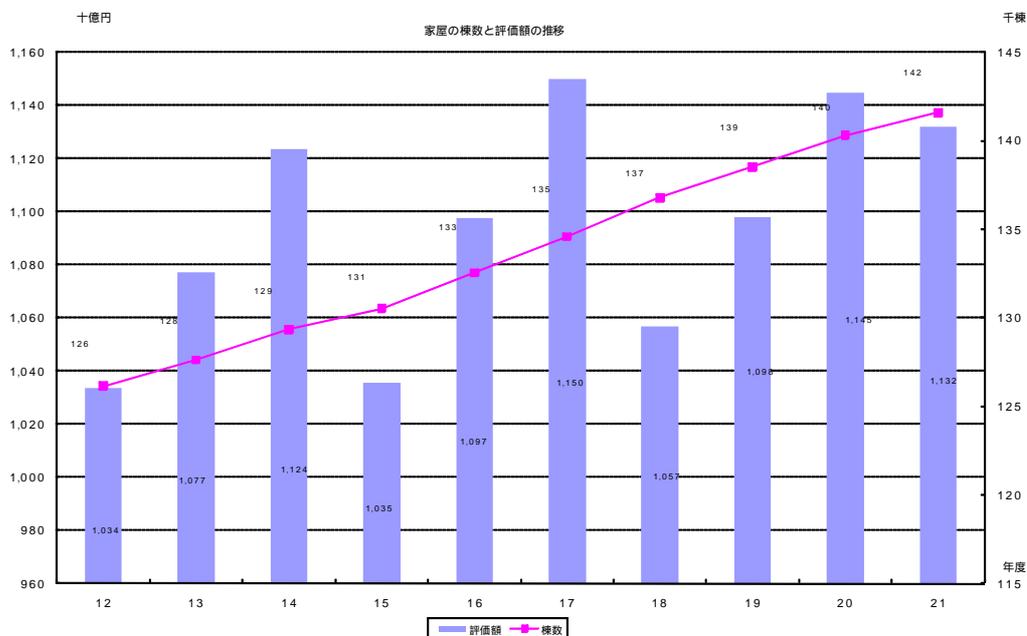
(14) 商業地の地価公示の平均価格の他都市比較について

商業地の平均地価ベースで、市は多摩 26 市平均とほぼ同水準である。



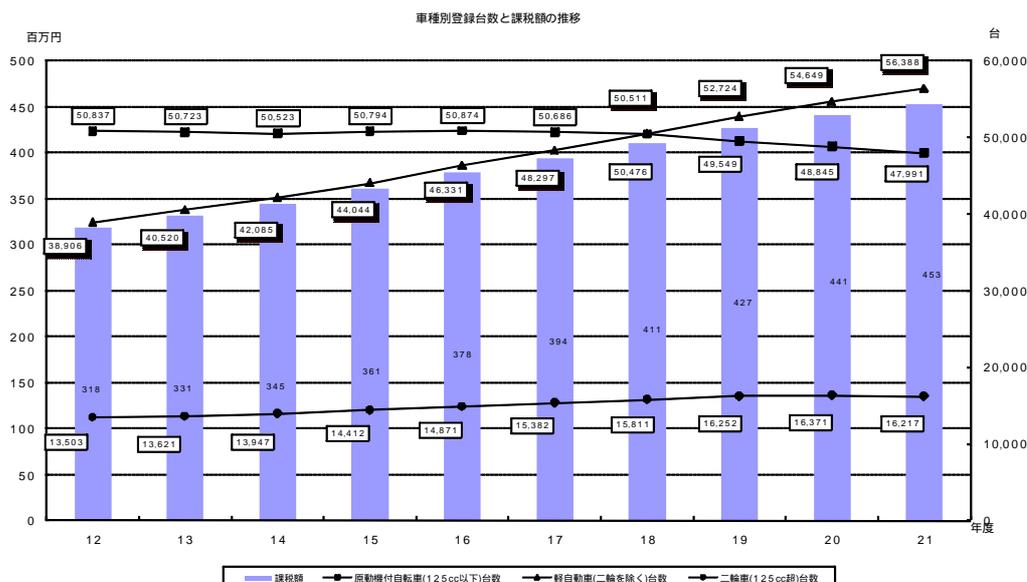
(15) 家屋の棟数と評価額の推移について

市内の家屋の棟数は増加しているが、評価額は3年に1度の評価替えにより、増減を繰り返している。



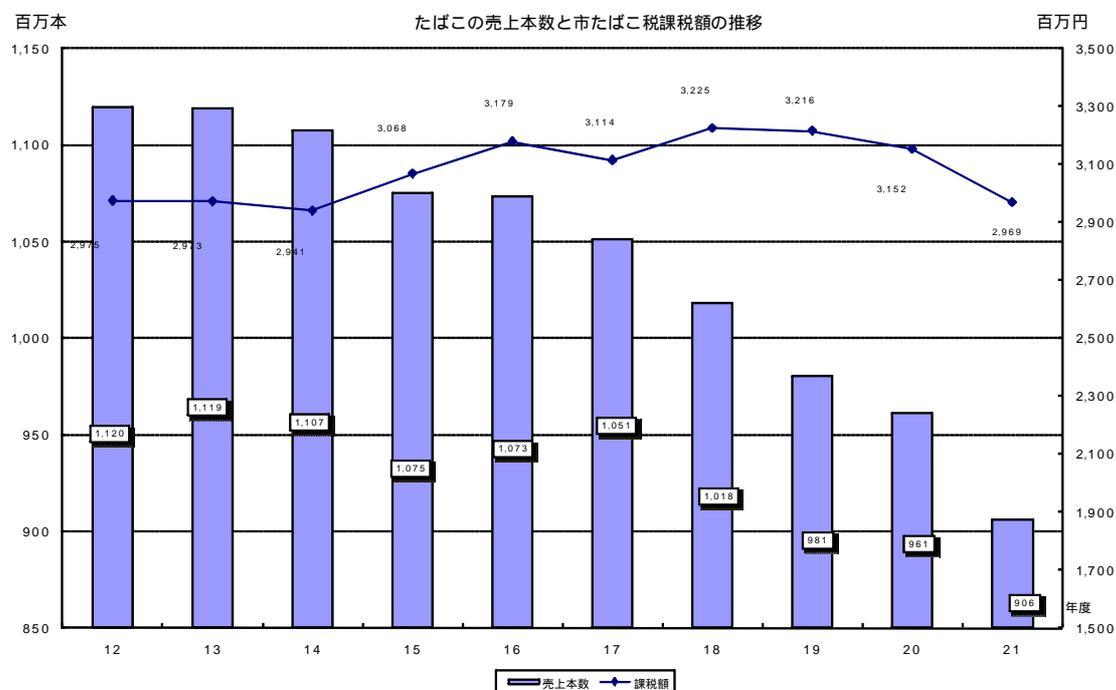
(16) 軽自動車税に係る車種別登録台数及び課税額の推移について

平成18年度を境に原動機付自転車を軽自動車の台数が上回った。課税額は平成21年度で4億53百万円であった。

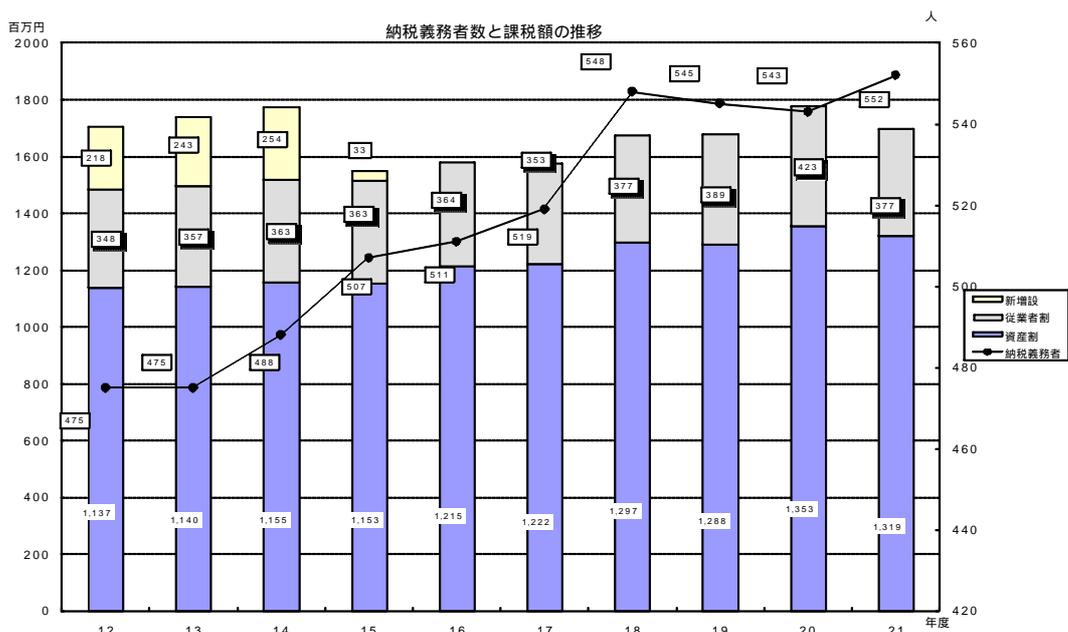


(17) 市たばこ税の課税額等について

たばこの売上本数は、平成16年から急激に減少している。それに対して、市たばこ税課税額はそれほど落ち込みはない。



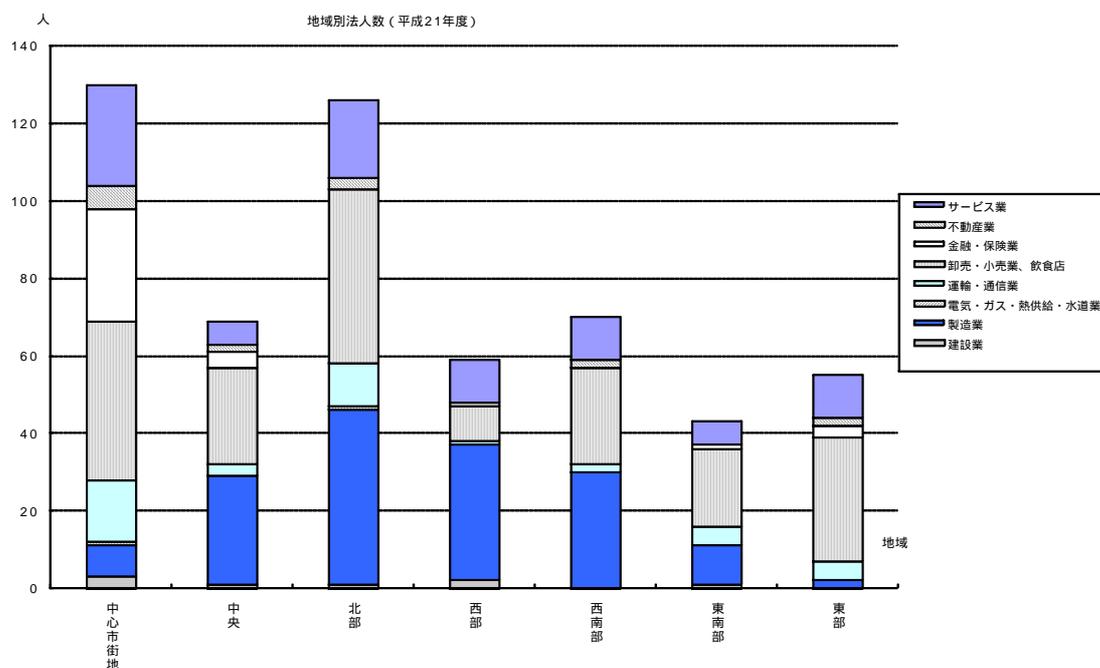
(18) 事業所税の納税義務者数及び課税額の推移について



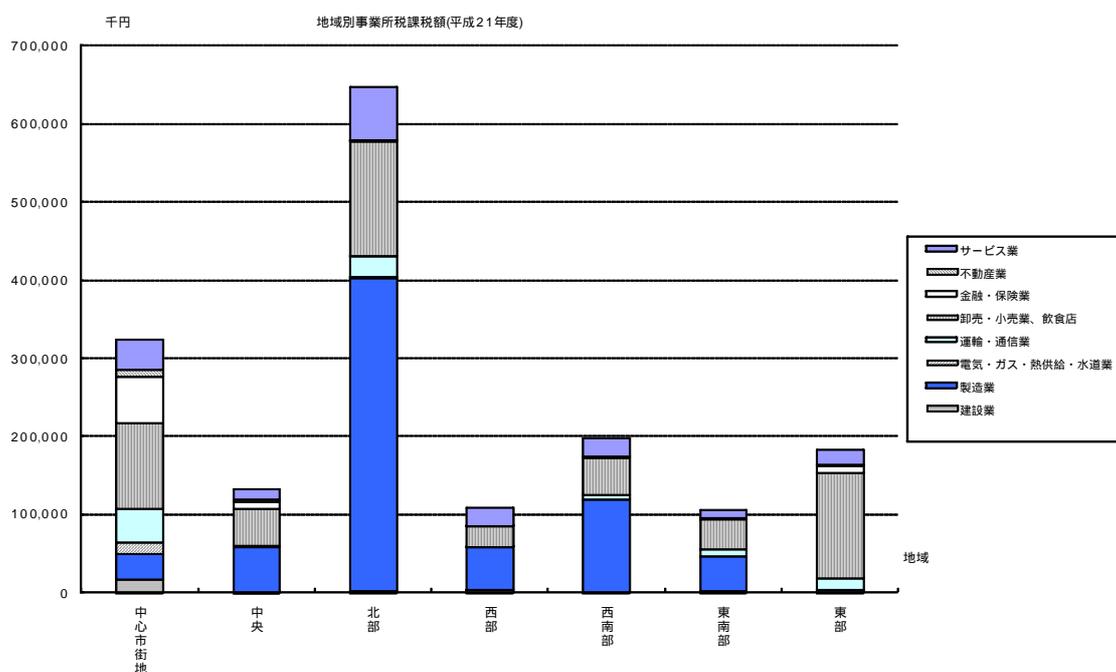
(19) 事業所税について

事業所税の地域別特徴は、北部地域が法人数及び課税額ともに多い。

地域別法人数について



地域別事業所税課税額について



2. 市税内訳及び滞納整理等の活動について

(1) 平成21年度における市税の内訳状況について

(単位：円)

区 分	調 定 額			収 入 済 額			収入割合 (B / A)
	現年度分	滞納繰越分	計 (A)	現年度分	滞納繰越分	計 (B)	
個人市民税	38,175,932,981	2,684,177,356	40,860,110,337	37,221,945,508	674,650,444	37,896,595,952	92.7%
法人市民税	5,172,310,900	112,237,447	5,284,548,347	5,145,832,734	27,475,155	5,173,307,889	97.9%
計	43,348,243,881	2,796,414,803	46,144,658,684	42,367,778,242	702,125,599	43,069,903,841	93.3%
固定資産税	35,076,551,300	1,986,312,308	37,062,863,608	34,451,885,425	495,505,301	34,947,390,726	94.3%
軽自動車税	453,433,500	37,841,140	491,274,640	441,755,848	13,623,855	455,379,703	92.7%
市たばこ税	2,969,493,928	0	2,969,493,928	2,969,493,928	0	2,969,493,928	100.0%
特別土地保有税	0	3,400,000	3,400,000	0	0	0	0.0%
普 通 税 合 計	81,847,722,609	4,823,968,251	86,671,690,860	80,230,913,443	1,211,254,755	81,442,168,198	94.0%
事業所税	1,695,891,000	7,838,245	1,703,729,245	1,692,420,700	1,821,845	1,694,242,545	99.4%
都市計画税	6,846,602,700	405,464,863	7,252,067,563	6,721,629,452	100,055,014	6,821,684,466	94.1%
目 的 税 合 計	8,542,493,700	413,303,108	8,955,796,808	8,414,050,152	101,876,859	8,515,927,011	95.1%
総 計	90,390,216,309	5,237,271,359	95,627,487,668	88,644,963,595	1,313,131,614	89,958,095,209	94.1%

区 分	不納欠損額			収入未済額			還付未済額
	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	
個人市民税	2,592,338	167,414,186	170,006,524	967,796,258	1,842,621,785	2,810,418,043	16,910,182
法人市民税	149,800	14,899,418	15,049,218	33,793,066	69,862,874	103,655,940	7,464,700
計	2,742,138	182,313,604	185,055,742	1,001,589,324	1,912,484,659	2,914,073,983	24,374,882
固定資産税	12,268,259	181,209,035	193,477,294	616,258,600	1,309,855,451	1,926,114,051	4,118,463
軽自動車税	13,200	3,202,631	3,215,831	11,981,652	21,033,854	33,015,506	336,400
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	3,400,000	3,400,000	0
普 通 税 合 計	15,023,597	366,725,270	381,748,867	1,629,829,576	3,246,773,964	4,876,603,540	28,829,745
事業所税	0	4,434,400	4,434,400	3,470,300	1,582,000	5,052,300	0
都市計画税	2,454,403	37,655,322	40,109,725	123,291,278	267,806,248	391,097,526	824,154
目 的 税 合 計	2,454,403	42,089,722	44,544,125	126,761,578	269,388,248	396,149,826	824,154
総 計	17,478,000	408,814,992	426,292,992	1,756,591,154	3,516,162,212	5,272,753,366	29,653,899

出典：『主要な施策の成果』（平成21年度）次頁以降同様である。

(2) 現年度分調定状況について

個人市民税について

区 分		普通徴収	年金特別徴収	給与特別徴収	計
個人市民税	均等割	円 321,068,576	円 46,432,800	円 417,832,525	円 785,333,901
	所得割	円 11,659,598,472	円 824,014,700	円 24,906,985,908	円 37,390,599,080
	小計(A)	円 11,980,667,048	円 870,447,500	円 25,324,818,433	円 38,175,932,981
	構成比	% 31.4	% 2.3	% 66.3	% 100.0
	納税義務者数	人 138,098	人 33,801	人 146,220	人 268,767
個人都民税	均等割	円 107,376,864	円 15,492,700	円 139,443,000	円 262,312,564
	所得割	円 7,751,997,788	円 551,404,900	円 16,598,747,997	円 24,902,150,685
	小計(B)	円 7,859,374,652	円 566,897,600	円 16,738,190,997	円 25,164,463,249
	構成比	% 31.2	% 2.3	% 66.5	% 100.0
計 (A + B)		円 19,840,041,700	円 1,437,345,100	円 42,063,009,430	円 63,340,396,230

法人市民税について

区 分		税 率	調 定 額
均等割		円 50,000 ~ 3,000,000	円 1,340,912,700
法人税割	資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人(相互会社を除く)又は法人でない社団、財団で代表者、管理人の定めのあるもの	12.3/100%	1,207,052,900
	資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は相互会社	14.7/100%	2,624,345,300
計			5,172,310,900

固定資産税について

区 分	税 率	調 定 額	左の構成比	納税義務者数
純固定資産税	土 地	円 14,952,216,500	% 43.7	人 142,951
	家 屋	円 14,876,897,300	% 43.5	人 145,599
	償却資産	円 4,393,409,800	% 12.8	人 4,316
	小計	円 34,222,523,600	% 100.0	人 175,313
国有資産等所在 市町村交付金		円 854,027,700		人 15
計		円 35,076,551,300		人 175,328

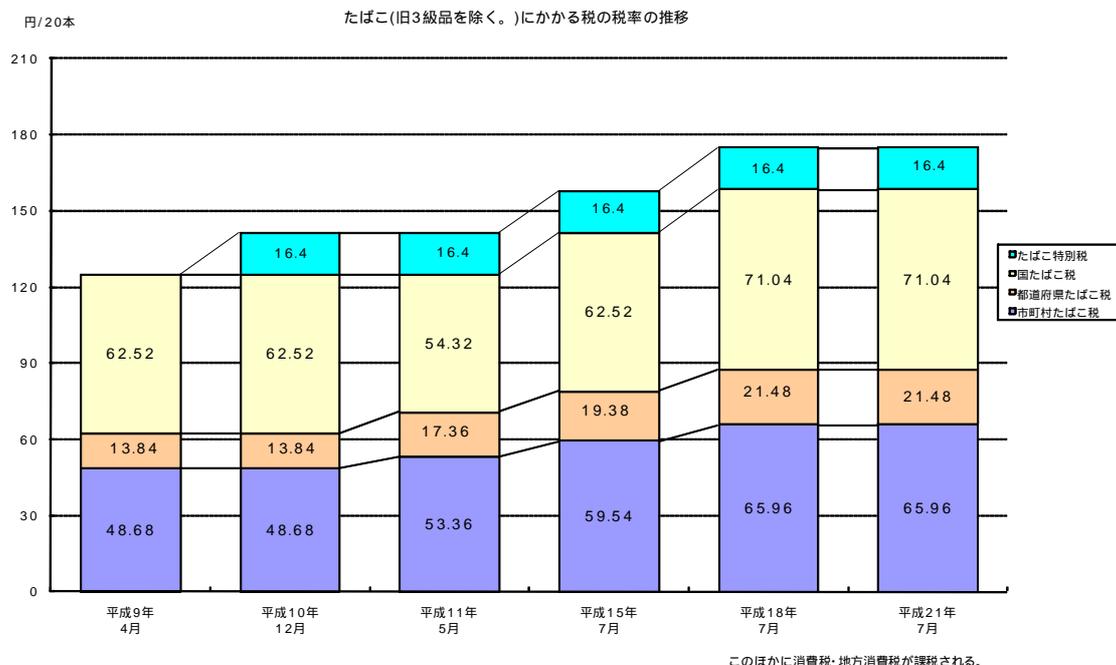
軽自動車税について

区 分	税 率	調 定 額	左の構成比	登録台数
	円	円	%	台
原 動 機 付 自 転 車	1,000～2,500	52,618,800	11.6	47,991
小 型 特 殊 自 動 車	1,600、4,700	2,854,500	0.6	856
軽 自 動 車	2,400～7,200	367,896,200	81.2	65,089
2 輪 の 小 型 自 動 車	4,000	30,064,000	6.6	7,516
計		453,433,500	100.0	121,452

市たばこ税について

区 分	税 率	調 定 額	左の構成比	納税義務者数
		円	%	人
一 般 分	千本につき 3,298円	2,951,928,362	99.4	9
旧 3 級 品 分	千本につき 1,564円	17,565,566	0.6	
計		2,969,493,928	100.0	9

市たばこ税等の税率の推移について



事業所税について

区 分	税 率	調 定 額	左の構成比	納税義務者数
	円/m ²	円	%	人
資 産 割	600	1,318,838,700	77.8	540
従業者割	0.25/100	377,052,300	22.2	117
計		1,695,891,000	100.0	552

都市計画税について

区 分	税 率	調 定 額	左の構成比	納税義務者数
		円	%	人
土 地	0.27/100	3,901,688,800	57.0	139,122
家 屋	0.27/100	2,944,913,900	43.0	142,666
計		6,846,602,700	100.0	168,443

(3) 不納欠損の状況について

該当要件		上段：税額（単位 円） 下段：人数（単位 人）					計
		個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	事業所税	
現年度分	滞納処分停止後徴収できないことが判明したことによる納付義務の消滅（第15条の7第5項）	2,592,338	149,800	14,722,662	13,200		17,478,000
		51	3	50	7		111
滞納繰越分	滞納処分停止後3年経過し納付義務が消滅（第15条の7第4項）	81,094,614	3,145,798	132,226,041	1,208,193		217,674,646
		896	63	474	408		1,841
	滞納処分停止後徴収できないことが判明したことによる納付義務の消滅（第15条の7第5項）	24,493,293	3,815,982	28,636,489	171,679	4,434,400	61,551,843
		250	67	99	59	2	477
	法定納期限後5年経過による消滅時効（第18条第1項）	61,826,279	7,937,638	58,001,827	1,822,759		129,588,503
		1,586	129	677	658		3,050
小計		167,414,186	14,899,418	218,864,357	3,202,631	4,434,400	408,814,992
		2,732	259	1,250	1,125	2	5,368
計		170,006,524	15,049,218	233,587,019	3,215,831	4,434,400	426,292,992
		2,783	262	1,300	1,132	2	5,479

(4) 執行停止について

現年度分

該当要件	上段：税額(単位 円) 下段：人数(単位 人)					計	
	税目	個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税		事業所税
対象となる財産がない (第15条の7第1項第1号)		2,494,401	0	7,482,132	59,600	0	10,036,133
		55	0	60	26	0	141
生活を困窮させるおそれがある (第15条の7第1項第2号)		8,722,021	0	1,822,765	125,200	0	10,669,986
		232	0	37	29	0	298
所在及び財産が不明 (第15条の7第1項第3号)		182,133	0	180,800	7,200	0	370,133
		2	0	5	1	0	8
計		11,398,555	0	9,485,697	192,000	0	21,076,252
		289	0	102	56	0	447

注 滞納処分停止とは、一定の事由により強制徴収の手続きを停止することをいう。

滞納繰越分

該当要件	上段：税額(単位 円) 下段：人数(単位 人)					計	
	税目	個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税		事業所税
対象となる財産がない (第15条の7第1項第1号)		111,830,979	4,573,390	140,096,115	1,442,497	698,900	258,641,881
		1,222	87	869	479	1	2,658
生活を困窮させるおそれがある (第15条の7第1項第2号)		92,088,804	1,107,828	97,193,624	1,242,268	0	191,632,524
		1,464	9	410	240	0	2,123
所在及び財産が不明 (第15条の7第1項第3号)		8,366,390	0	2,937,458	24,470	0	11,328,318
		236	0	58	112	0	406
計		212,286,173	5,681,218	240,227,197	2,709,235	698,900	461,602,723
		2,922	96	1,337	831	1	5,187

(5) 軽自動車税のコンビニ収納実績について

区分	調定	収入	うちコンビニ エンストア収納	割合	
				対調定	対収入
件数	121,452 件	102,520 件	51,690 件	42.6%	50.4%
金額	453,433,500 円	441,755,848 円	181,793,000 円	40.1%	41.2%

(6) 督促及び催告の状況について

督促状の発付状況について

催告書の発付状況について

区 分		回 数	件 数	区 分		発付件数	
個人市・都民税	普通徴収	11 回	115,226 件	現年度分	個人市・都民税	40,865	件
	特別徴収	12	8,808		固定資産税・都市計画税	10,705	
法人市民税		12	1,098		軽自動車税	6,945	
固定資産税・都市計画税		6	93,236		混合分(市固軽)	11,124	
軽自動車税		11	23,852		滞納繰越分	44,230	
事業所税		6	12		計	113,869	
計		58	242,232	計		113,869	

電話催告の状況について

区 分	連絡のとれたもの			連絡のとれなかったもの	計
	納税義務者本人に納付依頼	納税義務者不在	連絡時既に納付済		
件 数	5,914	777	941	12,099	19,731

(7) 現場調査及び滞納処分について

現場調査の状況について

(単位 件)

区 分	滞納者宅の調査	預・貯金等の調査	居住及び財産の調査	計
件 数	598	2,605	107,938	111,141

徴収嘱託員徴収活動の状況について

区 分	訪問実績(A)	面会実績(B)	率(B/A)
件 数	20,983 件	9,261 件	44.1 %

滞納処分の状況について

(単位 件)

区 分	不動産	自動車	動産	債権等			計
				預貯金	生命保険・ 損害保険	その他	
件 数	233	9	9	1,056	221	21	1,549

(8) 滞納解消対策本部活動状況について

管理職員による納付促進活動の状況について

区 分		対 象	件 数
実施 期間	11月11～16日	固定資産税 国民健康保険税	1,734 件

滞納者調査の状況について

(単位 件)

区 分	預金調査	保険調査	年金調査	実情調査	給与調査	戸籍・住民 票請求	その他	計
件 数	50	1	-	34	14	55	3	157

第3 外部監査の結果

1. 市税全般に係る総括的意見について

(1) 市税の賦課及び徴収体制等について

徴税費の状況について（他都市比較）

ア. 概要

地方税は、当該団体が市民等に対して行政サービス等を提供するために支出する一般的な経費を賄うために、市民等から直接の対価を提供しないで徴収するものであり、地方公共団体の自主財源の主たるものである。

このような地方税についても、一般的な租税原則が適用される。例えば、近代租税原則として、A. ワグナーが唱えた「租税9原則」があるが、その内容は次のとおりである。

【ワグナーの租税9原則】

財政政策上の原則

- () 十分の原則
- () 弾力性の原則

国民経済上の原則

- () 税源選択の原則
- () 税種選択の原則

公正の原則

- () 普遍の原則
- () 公平の原則

税務行政上の原則

- () 明確の原則
- () 便宜の原則
- () **経費最小の原則**

このような租税原則のうち、ここでは税務行政上の原則である「経費最小の原則」に注目した。もちろん、監査の実施過程では「公正の原則」特に、「公平の原則」が貫かれているかどうかについても、十分

に意を用いて監査を実施した。

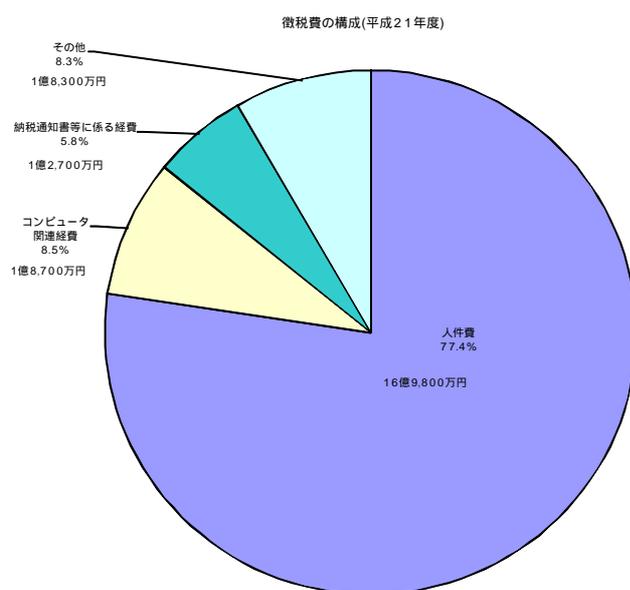
ここで「経費最小の原則」とは、「租税を納めるに当たっては、その徴税費ができるだけ少なくするように配慮しなければならない」というものである（『地方税財政制度』第八次改訂版 65 頁）。八王子市（以下、「市」という。）の市税の徴収に当たってどの程度の徴税費が費やされているのかについては、税務部が作成している『市税白書』に「(7) 課税・徴収する費用（徴税費）」として記載がなされている。その内容は次のとおりである。

「平成 21 年度は、899 億 5,800 万円の市税収入を得るために、21 億 9,500 万円の徴税費がかかりました。・・・最も多いのは人件費の 16 億 9,800 万円で、全体の 77.4%を占めています。これは正規職員 185 人（再任用職員 5 名を含む。）のほか、市税の徴収や税証明の交付などを行う嘱託員 31 人や電話催告員や繁忙期対応のための臨時職員にかかる経費です。・・・

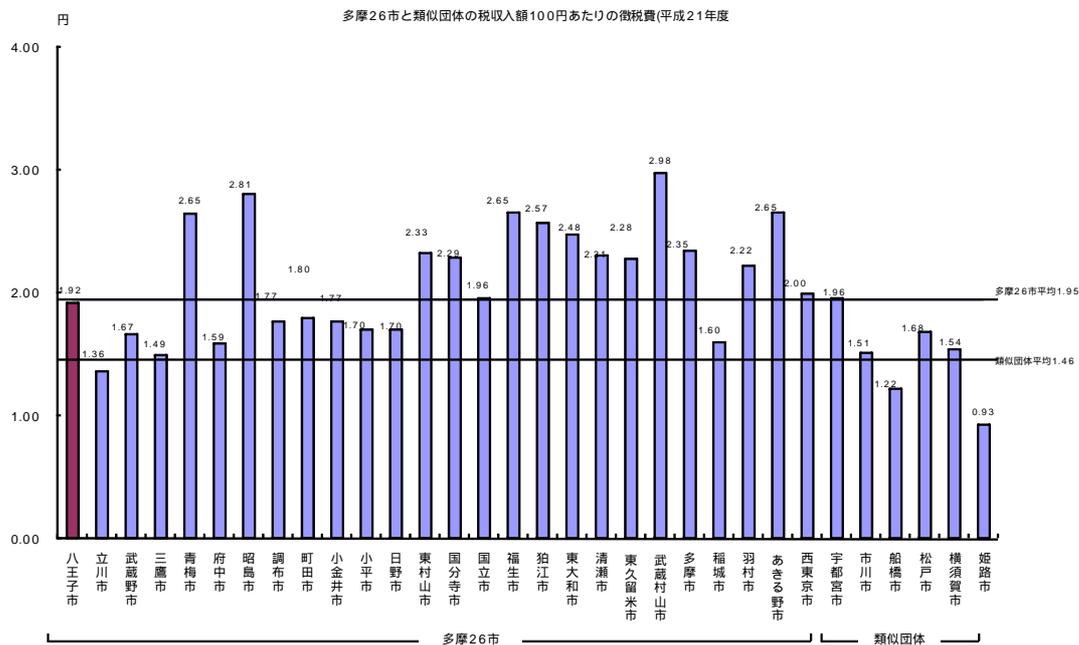
事務の効率化をさらに高めるためのコンピュータ関連経費は 1 億 8,700 万円であり、全体の 8.5%を占めています。これには課税から収納までを一貫して管理する「総合税システム」のプログラム修正委託料 1 億 500 万円、「総合税システム」、「家屋評価システム」などのシステム借上料 3,100 万円が含まれています。

全体の 5.8%を占める納税通知書などに係る経費には、納税通知書、督促状、催告書などの封入料 3,200 万円や郵便料 7,600 万円が含まれます。」

このような説明を円グラフにしたものが次のグラフである。



このような徴税費が他の都市と比較して高いのか、または低いのかを示したのが次のグラフである。ここでは、「市税を100円収税するためにいくらの経費がかかっているのか」という指標で他の都市と比較している。これによると、「市の徴税費は1.92円であり、多摩26市の平均の1.95円よりも0.03円低く、類似団体平均の1.46円より0.46円高い数値」となっている（『市税白書』13頁）。



多摩26市との比較では、八王子市の徴税費はほぼ平均的な数値であることがわかる。しかし、同規模の都市との比較では、類似団体の徴税費1.46円に対して、八王子市は1.92円であるため、31.5%も割高である。その原因はどこにあるのかについて、更に類似団体と比較を行い、内容分析を行うこととした。

イ．他都市の費用構造との比較について

八王子市と類似する団体としては、上のグラフにもあるとおり、市川市、松戸市、姫路市、船橋市、横須賀市及び宇都宮市である。八王子市を含めてそれらの都市の徴税費の状況を一覧にしたものが次に掲げる表である（資料として、「課税状況調」を加工した。以下、同様。）

【平成 21 年度徴税费等の状況について】

区 分	(3)	(12)	(16)	(23)	(24)	(25)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)		
	税収入額	徴税费					道府県民税徴収 取扱費	(25)-(28)	税収入額に対する 徴税费の割合		徴税職員数				
		合計	人件費	需用費	報奨金及びこれ に類する経費	その他			合計	(25)/(3)	(29)/(1)	徴税 職員	左の内訳		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)	(人)	総務 関係	課税 関係	徴収 関係	(人)
市川市	103,254,771	1,065,242	217,626	2,085	272,213	1,557,166	898,953	658,213	1.51	0.85	121	15	61	45	15
松戸市	91,077,924	1,149,822	379,215	0	-	1,529,037	870,823	658,214	1.68	0.96	144	4	94	46	13
姫路市	108,909,084	925,286	89,955	430	430	1,016,101	817,249	198,852	0.93	0.22	134	12	80	42	2
姫路市	122,682,957	1,162,612	84,457	6,142	246,745	1,499,956	997,268	502,688	1.22	0.53	151	22	83	46	39
横須賀市	82,543,001	1,092,749	180,575	0	0	1,273,324	690,305	583,019	1.54	0.90	144	6	89	49	0
宇都宮市	109,899,572	1,316,645	683,576	145,440	4,138	2,149,799	888,236	1,261,563	1.96	1.42	183	19	109	55	12
八王子市	114,306,867	1,573,766	616,686	565	3,986	2,195,005	875,517	1,319,488	1.92	1.47	185	10	117	58	44
合 計	732,674,176	8,286,122	2,252,090	154,662	527,514	11,220,388	6,038,351	5,182,037	1.46	0.80	1,062	88	633	341	125
八王子市除く合計	618,367,309	6,712,356	1,635,404	154,097	523,526	9,025,383	5,162,834	3,862,549	1.68	1.05	877	78	516	283	81
1市当たり平均値	104,667,739	1,183,732	321,727	22,095	75,359	1,602,913	862,622	740,291			152	13	90	49	18
八王子市除く平均	103,061,218	1,118,728	272,567	25,683	87,254	1,504,231	880,472	643,758			146	13	86	47	14

八王子市は、市税及び個人都民税の税収入 1,143 億 687 万円を徴収するために、21 億 9,500 万円の徴税费がかかっていることがわかる。他の 6 市平均では、1,030 億 6,122 万円の市税及び個人県民税を徴収するために 15 億 423 万円の徴税费がかかっていることがわかる。その結果、前述の徴税费比較で、八王子市が 1.92 円/100 円に対して他の 6 市平均が 1.46 円/100 円と算定することができる。

市税収入 100 円あたりの徴税费の差異は、納税義務者数、所得額及び固定資産評価額等の市税収入側の要因と人件費及び需用費等の徴税费側の要因によって生じるものであるが、ここでは徴税费側の要因について分析する。

他の 6 市比較のなかで細分析すると、八王子市については、徴税费に占める人件費割合が 71.7% であり、6 市平均である 74.4% よりも低いことがわかる。人件費の絶対額は、八王子市が 15 億 7,377 万円（嘱託員等 人件費含まず。）であり、他の 6 市平均の 11 億 1,873 万円よりも 40.7% だけ高い状況が把握できる。また、需用費についても、八王子市が 6 億 1,669 万円であり、他の 6 市平均の 2 億 7,257 万円に対して 2.3 倍であることが把握できる。ここで、「需用費」という区分で集計されているものは、「旅費」、「賃金」及び「その他」という項目であるため、一般的な需用費とは違っている。その中でも「その他」の項目が大半を占めているが、システム運用経費が主たるものであるものと推測できる。

金額だけの比較で判断すると、八王子市の場合は、他の 6 市と比較

して、人件費も需用費も高い水準にあることが把握できた。次に、そのような判断の中でさらにコスト分析を行うために、八王子市と人口規模等で比較的近い都市との比較を行うこととする。

ウ．特定の類似団体との比較について

特定の類似団体との比較を行う上で、イ．で示した類似団体のうち、人口規模や債権回収対策等の面で比較的、似通った団体として、船橋市を認識することができる。

八王子市と船橋市とを比較すると、次のように分析することができる。

八王子市の徴税費は、前述のとおり、市税及び個人都民税の税収入1,143億687万円を徴収するために、21億9,500万円の徴税費がかかっていることをみた。一方、船橋市は、1,226億8,296万円の市税及び個人県民税を徴収するために14億9,996万円の徴税費がかかっていることがわかる。100円の税金を徴収するのに、八王子市は1.92円/100円の徴税費がかかっていることをみたが、船橋市の場合は、1.22円/100円であり、極端な差異が生じていることが把握できる。

また、徴税費に占める人件費割合については、八王子市が71.7%であり、一方、船橋市の場合の77.5%よりも低いことがわかる。人件費の絶対額は、八王子市が15億7,377万円であり、一方、船橋市は11億6,261万円であり、35.4%だけ高い状況であることが把握できる。また、需用費については、八王子市が6億1,669万円であり、一方、船橋市は8,446万円であり、大きな差異が発生している。その点については、自治体によって、システム運用等の経費負担のあり方に関して違った考え方があるため、単純な比較はできない部分が存在する。需用費の比較もその可能性が少なからずあるのではないかと考えられる。

このような分析の中で、人件費は、比較的、客観的な数値の比較ができるものである。上記で比較したとおり、八王子市は、船橋市よりも35.4%だけ高いことがわかっている。その内訳を分析すると次の表のとおりである。

区 分	徴税費	徴税職員数				
	人件費	徴税職員	左の内訳			ほか臨時職員
	計		総務関係	課税関係	徴収関係	
	(千円)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
市川市	1,065,242	121	15	61	45	15
松戸市	1,149,822	144	4	94	46	13
姫路市	925,286	134	12	80	42	2
船橋市	1,162,612	151	22	83	46	39
(構成割合)	-	100%	14.6%	55.0%	30.4%	-
横須賀市	1,092,749	144	6	89	49	0
宇都宮市	1,316,645	183	19	109	55	12
八王子市	1,573,766	185	10	117	58	44
(構成割合)	-	100%	5.4%	63.2%	31.4%	-
合 計	8,286,122	1,063	88	634	341	125
八王子市除く合計	6,712,356	878	78	517	283	81
1市当たり平均値	1,183,732	152	13	91	49	18
八王子市除く平均	1,118,726	146	13	86	47	14

この表の中で、徴税職員数を比較すると、総数で船橋市の 151 人に対して、八王子市は 185 人であり、八王子市の方が 22.5% だけ高いことがわかる。その内訳をみると、八王子市の場合、総務関係 10 人、課税関係 117 人、徴収関係 58 人であり、一方、船橋市の方は、総務関係 22 人、課税関係 83 人、徴収関係 46 人であるため、八王子市の方が、総務関係で 12 人少なく、課税関係で 34 人多く、徴収関係は 12 人多い

ことが把握できる。船橋市の総務関係には管理職の人数が含まれているため、その部分の修正が必要である。

その修正を反映させて比較表を作成すると次の表のようになる。

【修正人員表】

区 分	単 位	八王子市：A	船橋市：B	A / B (%)
徴税職員数	人	185	151	122.5%
管理関係	人	10	7	142.9%
賦課関係	人	117	95	123.2%
納税関係	人	58	49	118.4%

何故にこのような人員差が発生するのは、民間企業の比較ほど単純ではない。住民税の賦課徴収等の人員体制を評価するためには、課税対象である市民の納税形態や住民税及び資産税の課税対象数等の様々な内容について、差異分析を行うことが求められる。

このような要因の差異について、両市の相違を可能な限り分析すると、次の表のとおりである。この表によると、その差異の原因の一部を説明することができる。

【八王子市・船橋市における差異分析】

区 分	単 位	八王子市：A	船橋市：B	A / B (%)
納税義務者数	人	318,120	325,777	97.6%
普通徴収	人	138,098	131,479	105.0%
年金特別徴収	人	33,801	21,440	157.7%
給与特別徴収	人	146,221	172,858	84.6%
家屋の棟数	棟	141,586	133,942	105.7%
土地の筆数	筆	281,476	243,625	115.5%

注：表中の数値については原則として平成21年度決算ベースである。

この表では、納税義務者数では、八王子市と船橋市で 2.4 ポイントの相違があるが、その要因は給与特別徴収の差異にある。人員の相違に影響を及ぼす要因として、普通徴収の人員を比較することができるが、その差異には 5 ポイントの相違を見出すことができる。

また、固定資産税関連の差異要因として、家屋の棟数と土地の筆数があるが、前者では 5.7 ポイント、後者では 15.5 ポイントの差異が説明できる要因である。

このような説明資料については、税務部税制課を中心に、一部、住民税課、資産税課及び納税課の職員に依頼した資料や監査の過程でのヒヤリング等の内容に基づき分析しているものである。今後も、このような分析を間断なく実施することが求められていると考えられるた

め、税務行政上の原則である「経費最小の原則」についても、十分に念頭に置いた税務行政の遂行を期待したい。

さらに、このような形式的な人員比較に加えて、市税の課税・徴収業務の実施内容における相違も、組織体制に対して大きな影響を与えるものである。監査の過程では、税務部の各課の事務執行について、詳細なマニュアルを作成し、そのマニュアルに基づき、課税事務や収税事務、更には滞納整理等の事務が行われていることがわかった。

例えば、次のような詳細なマニュアルを入手し、その事務内容についても監査人側は説明を受けている。

- 『申告受付マニュアル』
- 『当初課税の手引き』
- 『資料重複』
- 『エラーチェック マニュアル』等

行政サービスの提供に対しては、貴重な税収等の投入に対して、最大の効果を挙げることができるように、効果的で効率的な行政を実施しなければ、高い評価は受けられるものではない。市税の税務行政についても同様である。上記のマニュアルに限らず、課税・徴収、滞納整理等の業務遂行に当たり、様々な要綱等が設定され、その要綱に基づき、税務事務が実施されていたことを確認した。監査の実施過程では「公正の原則」特に、「公平の原則」について、一部意見を述べてはいるが、全般的に膨大な量の課税事務及び収税事務を実施していること、その過程で課税の公平性にも十分に意を用いた事務執行がなされていたことを確認することも多かったことは強調しなければならない。今後も、更なる事務執行の効果的で効率的な遂行に努力するために、監査の指摘事項や意見について、真摯に検討をされることを期待したい。

徴税費と税の収入率の関係について

課税の公平性とともな課税事務や滞納整理事務のパフォーマンスの高さを特筆する必要がある。特に、滞納整理事務についての成果について、評価されるべきである。

まず、市税収入率の状況を次のとおり掲げることとする。

【市税収入率の推移】

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
現年課税分	調定額(千円)	86,634,555	86,999,331	85,988,485	82,356,679	81,673,198
	収入額(千円)	84,475,144	84,925,217	84,140,343	80,781,005	80,100,840
	収入率(%)	97.5	97.6	97.9	98.1	98.1
滞納繰越分	調定額(千円)	8,603,253	7,985,619	7,556,841	6,121,131	5,167,283
	収入額(千円)	1,349,335	1,351,247	1,438,833	1,289,253	1,203,049
	収入率(%)	15.7	16.9	19.0	21.1	23.3
市税全体	調定額(千円)	95,237,808	94,984,950	93,545,326	88,477,810	86,840,481
	収入額(千円)	85,824,479	86,276,464	85,579,176	82,070,258	81,303,889
	収入率(%)	90.1	90.8	91.5	92.8	93.6
区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額(千円)	84,660,557	86,781,681	94,767,888	94,515,239	90,390,216
	収入額(千円)	83,192,845	85,336,724	93,070,870	92,752,332	88,644,964
	収入率(%)	98.3	98.3	98.2	98.1	98.1
滞納繰越分	調定額(千円)	5,061,337	4,933,192	4,918,573	5,067,337	5,237,272
	収入額(千円)	1,279,771	1,180,520	1,219,839	1,192,213	1,313,131
	収入率(%)	25.3	23.9	24.8	23.5	25.1
市税全体	調定額(千円)	89,721,894	91,714,873	99,686,461	99,582,576	95,627,488
	収入額(千円)	84,472,616	86,517,244	94,290,709	93,944,545	89,958,095
	収入率(%)	94.1	94.3	94.6	94.3	94.1

この表の中には平成12年度から平成21年度までの収入率の推移が、「現年課税分」、「滞納繰越分」及び「市税全体」の区分で示されている。現年課税分の収入率について、平成21年度は98.1%と高率を達成している。平成12年度の収入率は97.5%であったが、平成17年度及び平成18年度の収入率が過去最高の98.3%であった。また、滞納繰越分の収入率についても、平成21年度では、25.1%と高率を達成している。平成12年度の収入率が15.7%であったことから比較すると、9.4ポイントの改善を示している。滞納繰越分の対策が市を挙げて実施された成果でもある。そのことの裏付けとして、次の他都市比較を掲げることとする。

【収入率の他都市比較】

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
現 年 課 税 分	八王子市収入率(%)	98.3	98.3	98.2	98.1	98.1	
	2 多 摩 市	調定額(千円)	649,930,846	672,907,141	715,818,304	716,309,957	700,706,172
		収入額(千円)	640,214,393	663,941,962	704,562,473	703,982,247	688,039,620
		収入率(%)	98.5	98.7	98.4	98.3	98.2
	中 核 市	調定額(千円)	2,505,300,348	2,508,050,461	2,445,602,598	2,679,002,119	2,611,233,164
		収入額(千円)	2,458,245,648	2,461,720,254	2,397,997,927	2,624,544,763	2,556,421,550
収入率(%)		98.1	98.2	98.1	98.0	97.9	
滞 納 繰 越 分	八王子市収入率(%)	25.3	23.9	24.8	23.5	25.1	
	2 多 摩 市	調定額(千円)	38,087,401	35,221,721	32,097,013	29,875,328	31,982,598
		収入額(千円)	8,651,875	8,383,954	10,120,508	7,569,354	8,356,581
		収入率(%)	22.7	23.8	31.5	25.3	26.1
	中 核 市	調定額(千円)	193,263,258	175,758,188	153,073,968	172,545,374	184,683,482
		収入額(千円)	38,085,019	35,047,675	31,546,950	35,237,667	38,126,459
収入率(%)		19.7	19.9	20.6	20.4	20.6	
合 計	八王子市収入率(%)	94.1	94.3	94.6	94.3	94.1	
	2 多 摩 市	調定額(千円)	688,018,247	708,128,862	747,915,317	746,185,285	732,688,770
		収入額(千円)	648,866,268	672,325,916	714,682,981	711,551,601	696,396,201
		収入率(%)	94.3	94.9	95.6	95.4	95.0
	中 核 市	調定額(千円)	2,698,563,606	2,683,808,649	2,598,676,566	2,851,547,493	2,795,916,646
		収入額(千円)	2,496,330,667	2,496,767,929	2,429,544,877	2,659,782,430	2,594,548,009
収入率(%)		92.5	93.0	93.5	93.3	92.8	

特に中核市との収入率比較に注目すべきである。平成21年度の中核市の滞納繰越分の平均収入率は、20.6%であった。それに対して、前述のとおり八王子市の収入率は25.1%であり、4.5ポイントの高さである。政令市との比較ではその平均値(24.8%)よりも若干の高さを保っている。

監査の実施過程でその要因を随所に把握することができた。その内容を監査の個別意見に係る項目と関連させながら、掲げることとする。

滞納解消対策本部の活動状況

納税課の中の組織として滞納整理担当(1班~5班)、整理換価担当の活動状況

機動的なインフォーマル組織の編成など

この中でも滞納整理担当の業務内容は、週間単位の達成目標を各班に示し、その達成度を競わせる業務遂行方法を採用している。そのための客観的な滞納データは、「総合税システム」から出力依頼すべきデータ項目を設定し、定期的に当該データをシステムから入手している。そのデータの解析に基づき、週間の滞納整理業務を実施しているものである。そのような活動の成果の一端として、滞納者の財産調査ののちの差押え実績を示すことができる。

【差押え件数の推移】

単位:件

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当該年度に差押えた件数	240	681	631	1,399	1,259
前年度以前に差押え、引き続き差押えている件数	280	325	626	654	1,183
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
当該年度に差押えた件数	1,180	1,207	1,149	1,867	1,549
前年度以前に差押え、引き続き差押えている件数	1,374	1,348	1,433	1,259	1,392

【差押えによる収入額の推移】

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
差押えたことにより収入となった額(千円)	132,280	281,190	219,978	314,221	363,383
収入につながった差押え件数(件)	46	112	184	243	318
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
差押えたことにより収入となった額(千円)	402,520	181,328	326,890	305,285	279,951
収入につながった差押え件数(件)	219	355	413	778	676

この表からはその成果が次のとおりであったことがわかる。すなわち、平成21年度に差し押さえた不動産等の件数は、1,549件であり、過去の差し押さえ件数は1,392件であった。また、差し押さえたことにより競売等により収入となった金額は、平成21年度で2億7,995万円であり、その件数は676件であった。平成12年度からの換価金額は、累積で、28億703万円であり、その累積件数は、3,344件であったことがわかる。

また、平成21年度から実施し始めた滞納整理対策のひとつとして、効果的な手法が、悪質な滞納者に対する「タイヤロック」の実施である。年に3回程度の実施予定であるが、事前に悪質な滞納者の調査を行い、車両の保有がある場合に、「登録差押え」を実施し、納付がない場合に、「タイヤロック」を計画的に実施する手法である。監査の実施過程でも、11月に実施された案件は、「タイヤロック」の実施日の翌日に滞納額の全額(約700万円)が納付された事例もあった。

このような滞納整理担当及び整理換価担当等の活動は、前述した滞納繰越分の収入率の向上に寄与するものである。また、滞納整理担当の所管になる案件は、収入未済が発生し、当該滞納者に対して督促状が発送された後の案件である。その後、納付がなされなければ、更に数回にわたって独特の色を付した催告状（滞納者の心理面を考慮し赤・黄などのショッキングな色を採用する手法）を発送している。担当ごとにテーマをもって財産調査を実施し、差し押さえ物件がある場合は整理換価担当の業務とされる。その中で、インターネット公売等の手法により、差し押さえ物件は現金化されることとなる。

差し押さえるべき財産が存在しない滞納者については、差し押さえ処分の執行停止等の措置を行い、マニュアルに基づき、毎年度の財産の確認を行ってもなお、執行停止が続く場合には、法に基づき3年間で不納欠損処理を行っている。当然、恒常的な収入がある滞納者については、分割納付誓約を交わし、6ヶ月間、定額の納付を促し、その後、残額を一括納付するよう交渉している。

このような活動により、法に規定がある5年間の時効期間の経過を待つことなく、収入未済に対する不納欠損処分がなされていく。その結果、収入率の算定式の分母が減少していき、収入率の向上に寄与することとなる。

また、固定資産税の課税等で、納税義務者が死亡された場合に、本来は課税側（資産税課及び住民税課）で賦課替え等の処理を行わなければならないが、そのための調査が十分ではない場合に、当該課税案件は滞納整理へと移行していくこととなる。いわゆる「死亡人課税」である。納税課の滞納整理担当は、正しい課税ではない「死亡人課税」の案件に対して、滞納整理等の処分を行うことができないため、不納欠損をせざるを得ない状況が続いていた。このような課税は、税務行政上、正常な課税関係ではないため、納税課滞納整理担当が中心となって、税務部の中に「死亡人プロジェクトチーム」なるものを設置した。その経緯は、「個人市民税」（93頁）及び「固定資産税」の個別意見（156頁）で述べているが、本来課税側で相続関係等の調査を行い、適正な課税台帳へと修正をすべきところではあるが、それを待っていてもタイムリーな行政として問題があるため、納税側が当該プロジェクトチームにより、相続関係等を調査し、その結果を課税側に送付して、正しい課税を行うよう促すものである。再度、相続人の方で滞納が発生すれば、滞納整理担当の方で財産調査の実施、分割納付の誓約の締結交渉等の業務サイクルの中に

組み込んで、滞留していた行政の流れを円滑に循環させるよう努力している事例である。このように不都合な課税関係に対して、自主的な組織（「死亡人プロジェクトチーム」）を編成することによって、解決しようとする行政の動きは評価されるべきことである。放っておけば縦割り行政の弊害の中で埋もれてしまう債権の回収を復活させる努力を恒常的なルール化（マニュアル化など）や業務フロー化により、確固な業務として引き継がれることを切に望むものである。

監査の過程では、このような活動について、総合税システムからの膨大なデータを入手し、賦課の網羅性・公平性や滞納管理等効果的な実施等について、会計的な側面からチェックを行った。その結果として、次の項で示す延滞金管理や還付金等の管理について、若干の指摘事項や意見を述べている。

市税情報の活用について

総合税システムの中に保管されている市税データを監査の過程で依頼し、入手したデータを加工して、監査手続の実施の過程で監査資料として活用した。その際に強く感じたことは、個人及び法人の所得情報や課税情報であるため、法、地方公務員法及び八王子市個人情報保護条例の規制を遵守しなければならないということであった。また、そのような個人情報の保護を前提として、税情報の活用を行政内部でどの程度行われているのだろうかということであった。

市税情報の活用の段階としては、次のような段階があり、それぞれの段階で税情報の活用の意味が異なるものであることを確認した。

ア．税情報活用の第1段階

税務部内部での業務遂行上のデータとしての活用である。特に個別意見でも述べているとおり（「個人市民税」75頁）、課税の公平性の側面から、税制改正の正確な反映を行うためのデータとして、総合税システムに入力されたデータを活用することが考えられる。

イ．税情報活用の第2段階

税務部以外の行政組織で所得データ等を包括的に入手すること、ま

たは、個別に閲覧することにより、行政事務の円滑な実施に寄与することが考えられる。例えば、国民健康保険税や介護保険料の年間課税額等を算定するための個人別所得情報の一括入手が前者の事例である。この場合は、国民健康保険法や介護保険法等の法令により当然に認められている活用事例である。

また、後者の事例としては、生活保護受給者の収入状況を確認するために、本人同意を得て当該申請者の所得情報を閲覧する場合や住宅用火災警報器購入費補助金交付のために当該申請書の中で本人同意を得て、非課税情報を確認することなどである。この場合は、八王子市個人情報保護条例に規定がある「本人同意」が必須である。サンプルチェックした結果、問題になるものはなかった。

ウ．税情報活用の第3段階

総合税システムの中にデータベース化されているデータのうち、行政サービス提供の各部門で施策等を実施する際に、活用できるデータが存在する可能性があるものと考えられる。市内の町丁別データや課税所得情報、納税情報、減免情報等をクロス分析することで、地域ごとの特徴を客観的な数値データとして把握することも可能である。この活用の可能性は、行政各部門で創造的に考察すべきものとする。

ちなみに、税務部が毎年度作成する『市税白書』には、当該年度の市税の状況について詳細なデータが掲載されている。特に、その『市税白書』の後半に取りまとめられている「データ編」は大変充実している。例えば、個人住民税の年齢別人口、納税義務者数、税額等が一覧表となっている（『市税白書 平成22年度版』97頁）。また、法人住民税の業種別、市内7つの地域別・業種別の法人税割課税額の年度推移が掲載されている（『市税白書 平成22年度版』102～105頁）。

このようなデータの活用状況や公表の意義について、税制課は再度検証すべき時期に来ているのではないかと考える。

総合税システムの開発に関する委託契約書について

市税の賦課及び徴収体制に関連して、総合税システムの開発に関する委託契約書の管理状況が、以下に述べるとおり問題があった。概ね市税全般に係る事項であるため、ここで指摘等を行うこととする。

ア．総合税システムの開発に関する委託契約書の管理について（指 摘）

市の総合税システムは平成 9 年度～平成 11 年度にかけて開発がなされ、平成 12 年度から本格稼働されている。総合税システムについてはその仕様書が IT 推進室において保存されていることが確認できたものの、開発・導入にあたっての委託契約書はその所在が不明であり入手することができなかった。

「文書保存年限設定基準について（以下、「保存年限基準」という。）」（平成 3 年 4 月 9 日 室部課各事務局長あて総務部庶務課長通知）によると、請負、委託並びに財産の取得及び処分のうち、請負又は委託により行う工事、製造及び修繕に関する文書で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の適用を受けるもの以外のものについては、保存年限が 5 年以下と定められている。一方、「情報セキュリティ対策基準」において、情報システム管理者は、システム開発・保守に関連する資料及び文書を当該システムが存在する期間適切な方法で保管しなければならないことと定められているが、当該規定は、平成 20 年 5 月の全部改訂以降に新設された規定であった。したがって、総合税システムの開発に関する委託契約書は、当時適用されるべき保存年限基準に基づき、少なくとも契約から 5 年間は保存をする義務があったと考えられる。

しかし、現在の税制課は平成 15 年度に設置されていることから、開発当時の委託契約書は既に破棄されているのか否か、さらにはそもそも税制課に引き継がれているのか否かを含めて事実関係を確かめることは出来なかった。したがって、当時の関係所管において契約書の保管義務が十分に履行されていたかどうかという点において不当性を指摘せざるを得ない。

なお、現在においては、改訂後の情報セキュリティ対策基準が適用されているため、当該基準に則った事務により、既述のような問題が今後生じないことを期待する。

イ．委託契約書の管理に適用すべき保存年限について（意見）

前述の総合税システムの開発に関する委託契約書について、市担当課によれば、情報セキュリティ対策基準がシステム開発・保守に関する資料の保管を要求するようになったのは平成 20 年 5 月の全部改定以降であるとのことであるから、保存年限基準及び当時の情報セキュリティ対策基準に従った結果、委託契約書が既に仮に廃棄されていたとしても規則や基準への抵触にはあたらないという見解であった。

しかし、内部通達である保存年限基準の上位規程にあたる八王子市文書取扱規程においては、規程に示した保存年限に「より難しい」場合の実質判断を要求していると考えられるため、当時の担当課が既存の保存年限区分により難しいとの実質判断を行ったうえで、新たな保存年限の区分を設けるべきことを総務課長に申し出るべき余地があったものと考えられる。

上記の「情報セキュリティ対策基準」の規定の設定は、重要な契約書等の保存年限を設定する場合、形式的に保存年限を適用するべきではなく、文書の重要性によっては、実質的にはより長期の保存も考慮されるべきものであるという文脈で解釈されるべきであり、その意味で、上記の「情報セキュリティ対策基準」の文言は、「創設規定」ではなく、「確認規定」と解釈される。したがって、総合税システムの開発についても「情報セキュリティ対策基準」の適用を受けていなくとも、その質的重要性を考慮した上で、その開発当時の委託契約書も情報システム管理者である税制課に保管されている必要がある。

今後、文書の保存にあたっては、保存年限基準を形式的に適用するのではなく、文書の質的重要性を十分に考慮することを要望する。

(2) 現金主義会計と発生主義会計の狭間で

現金主義会計の制度と現状及び会計処理のフロンティアについて (概況説明)

市の会計は地方自治法に基づいて、現金主義会計(2か月の出納整理期間を前提とするもの)に基づき、単式簿記で会計処理を行っているために、歳入歳出予算書・決算書を中心とした書類を作成している。したがって、地方自治法に基づく財務書類としては、貸借対照表等の財務諸表を作成する義務は法制度的には存在しない。しかし、市は多摩26市の中でも率先して、総務省が主導する財務書類の作成に取り組んでいる。その成果として、主に財政課が中心となって毎年度作成し、公表している『財政白書』に表れている。

その『財政白書』の中に掲載される財務書類のうち、市の資産及び負債の状況を示しているものが貸借対照表である。平成21年度版の普通会計貸借対照表は次に示すとおりであった。

この普通会計貸借対照表によると、総資産額は、6,941億140万円であり、そのうち、公共資産が6,695億6,333万円、投資等が119億396万円、流動資産が126億3,411万円であった。それに対して、負債合計は1,794億7,275万円であり、そのうち、固定負債が1,601億4,072万円、流動負債が193億3,203万円であった。また、純資産合計は、5,146億2,865万円である。

未収金の管理で、会計理論として留意すべき点は、還付未済の発生との関連である。その理由は、歳入の中の「収入済額」の中には、還付未済という、いわゆる「預り金」が一緒に集計されているためであり、その分だけ、収入未済の額が一般的には目減りして決算書上表示される場合が多いからである。ちなみに、八王子市の歳入歳出決算書上は、年度末の収入未済額を調整した後の正しい未収金の額だけを歳入歳出決算書の「収入未済額」欄に表示することとしているため、収入未済の管理の面では、極めて明瞭な処理を行っているものである。

このような収入未済に関連して、現金主義会計であっても制度会計上、明確に把握し、事務処理上も効率化を目指すべき項目として、「確定延滞金」並びに「還付未済額」及び「確定還付加算金」が存在する。

まず、「確定延滞金」については、年度内に納付された「延滞金収入済額」と「未収確定延滞金」とを明確に区別すべきである。次に、「還付未済額」については、当該決算年度内に過誤納により納付されたもので、「収入済額」の欄に集計されている「年度末現在還付未済額」の区分把握と過去からの累積としての「累積還付未済額」の把握を行うべきである。さらに、還付未済に関連して行われる未収入金への「充当」処理とその残高等の還付処理並びに両方に対する「還付加算金」の算定・還付等の事務処理について、経済性・効率性の面からも大幅に見直すべき点が認識された。

ちなみに、このような「未収確定延滞金」、未払いの「還付未済額」及び未払いの「還付加算金」は、貸借対照表上、本来であれば次のように表示し、公表することで、市の資産及び負債の状況がより明確に市民等に対して公開されることにつながるものである。

普通会計貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

借	方	貸	方
[資産の部]		[負債の部]	
1	公共資産	1	固定負債
(1)	有形固定資産	(1)	地方債
	生活インフラ・国土保全		113,477,338
	314,509,744	(2)	長期未払金
	教育		物件の購入等
	237,512,111		16,854,246
	福祉		債務保証又は損失補償
	6,565,681		0
	環境衛生		その他
	48,118,108		0
	産業振興		長期未払金計
	6,047,627		16,854,246
	消防	(3)	退職手当引当金
	2,694,635		29,809,140
	総務	(4)	損失補償等引当金
	49,733,685		0
	有形固定資産合計		固定負債合計
	665,181,591		160,140,724
(2)	売却可能資産	2	流動負債
	4,381,743	(1)	翌年度償還予定地方債
	公共資産合計		13,348,795
	669,563,334	(2)	短期借入金(翌年度繰上充用金)
			0
2	投資等	(3)	未払金
(1)	投資及び出資金		1,574,495
	投資及び出資金	(4)	翌年度支払予定退職手当
	863,067		2,820,276
	投資損失引当金	(5)	賞与引当金
	0		1,593,581
	投資及び出資金計		流動負債合計
	863,067		19,337,147
(2)	貸付金		負債合計
	1,533,597		179,477,871
(3)	基金等		[純資産の部]
	退職手当目的基金	1	公共資産等整備国県補助金等
	1,742,037		135,055,251
	その他特定目的基金	2	公共資産等整備一般財源等
	0		391,785,766
	土地開発基金		3 その他一般財源等
	4,742,109		13,989,081
	その他定額運用基金		4 資産評価差額
	0		3,455,038
	退職手当組合積立金		純資産合計
	0		516,306,974
	基金等計		負債・純資産合計
	6,484,146		695,784,845
(4)	長期延滞債権		
	4,005,314		
(5)	回収不能見込額		
	982,169		
	投資等合計		
	11,903,955		
3	流動資産		
(1)	現金預金		
	財政調整基金		
	7,011,912		
	減債基金		
	502,026		
	歳計現金		
	3,667,048		
	現金預金計		
	11,180,986		
(2)	未収金		
	地方税		
	1,756,591		
	その他		
	1,821,649		
	回収不能見込額		
	441,670		
	未収金計		
	3,136,570		
	流動資産合計		
	14,317,556		
	資産合計		
	695,784,845		

このような論点について、監査の実施過程では監査要点を設定し、監査手続きを適用したが、その結果、次に述べるような指摘事項や改善意見を示すこととした。それらの監査結果の内容そのものは個別論点としての要素もあるが、各税目にわたる共通の結果であるため、ここで述べる総括的意見の項に整理している。したがって、この部分における「指摘」及び「意見」は、包括外部監査の結果として、該当する担当課に対して事後的に「措置」が求められる項目と認識している。

延滞金の徴収について

ア．延滞金の計算方法について(説明)

定められた納期限までに納税しないことを滞納という。滞納になると、本来納めるべき税額のほかに、延滞金も併せて納めなければならない。延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付又は納入される日までの期間に応じて計算される。

納期限を過ぎてから納付する場合、八王子市市税賦課徴収条例第 10 条及び第 54 条において、延滞金は納期限の翌日から 1 ヶ月を経過するまでは年 7.3%、2 ヶ月目からは年 14.6%の割合で加算されることとなっており、この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの計算で行う。ただし、同条例附則第 5 条において「延滞金の年 7.3%の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合をいう。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とされていることから、平成 22 年度現在においては基準割引率の 0.3%に 4%を加算した 4.3%となっている。

総合税システムにて算出される延滞金の計算結果について、試査により抽出した本税未納に対する延滞金の額を検算したところ、計算結果は正しいことが検証できた。

イ．延滞金の歳入調定及び徴収管理について(意見)

市における延滞金の計算は、総合税システムに委ねられている。具体的には、納税義務者ごとについて、本税の納税が完了した場合には、納期限の経過に伴う延滞金の金額も確定するため、確定した延滞金が総合税システムにおいて計算され、本税と同様の手続きに従い徴収が行われる。また、納期限を経過した本税の未納額が存在するものの、本税が完納されていないものについては、日々延滞金が増加する性格にあるため、個々の照会画面において、現時点における未確定の延滞金の額を計算させるに留まり、統計的には未確定の延滞金を把握できないシステム仕様となっている。

平成 21 年度における延滞金収入は 133,239 千円である。本税とは異なり、実際に収入のあった延滞金のみを調定しているため、延滞金に収入未済額の概念は導入されていない。

監査過程において未収入となっている延滞金についての資料提出を求め、年度別の延滞金の確定状況、消し込み状況及びそれらの差引としての未収延滞金の状況を集計したところ、平成 22 年 11 月時点において既に本税の納付がなされているため延滞金が確定しているにもかかわらず、延滞金の納付が行われていないため未収入となっている金額は提供を受けたデータの累計で約 17 億円（各税目の合計金額）であることが判明した。

また、本税が完納されていないため確定していない延滞金については、個々の照会において照会時点の金額を試算する仕組みは存在するものの、各年度末や現時点において全体としてどの程度の延滞金が存在していたのかを把握する仕組みがシステム上に存在しないことから、監査過程において未確定の延滞金に関する統計情報を入手することはできなかった。

【確定延滞金の未収状況】

(単位：円)

西暦	元号	確定延滞金	消込延滞金	未収延滞金
1987	62	253,100	0	253,100
1988	63	376,200	0	376,200
1989	1	354,200	0	354,200
1990	2	1,923,600	0	1,923,600
1991	3	5,343,300	0	5,343,300
1992	4	877,600	369,200	508,400
1993	5	3,095,500	169,370	2,926,130
1994	6	6,452,300	1,681,800	4,770,500
1995	7	20,044,200	4,591,716	15,452,484
1996	8	31,894,400	13,425,144	18,469,256
1997	9	50,766,900	30,308,031	20,458,869
1998	10	84,738,800	34,602,982	50,135,818
1999	11	119,818,208	43,338,220	76,479,988
2000	12	181,459,700	71,756,206	109,703,494
2001	13	223,352,180	64,439,380	158,912,800
2002	14	255,724,280	75,319,818	180,404,462
2003	15	270,396,642	84,128,751	186,267,891
2004	16	291,417,527	107,913,839	183,503,688
2005	17	295,025,814	109,976,604	185,049,210
2006	18	258,866,076	98,735,478	160,130,598
2007	19	278,095,863	114,212,871	163,882,992
2008	20	194,009,202	83,453,701	110,555,501
2009	21	102,754,201	55,168,400	47,585,801
合計		2,677,039,793	993,591,511	1,683,448,282

注：平成 22 年 11 月末時点で税システムに記録が残っている確定延滞金データを抽出のうえ集計したものであり、各税目の合計値である。また、「元号」欄は、「62・63」が「昭和」、「1～21」が「平成」である。

歳入の会計年度所属区分については地方自治法施行令第 142 条に定めがあり、同条第 3 項において「普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は……当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。」こととされている。

他方、八王子市会計事務規則第 24 条第 2 項において、「主管の長は、次に掲げる歳入については、すでに調定が行われている場合を除き、納入済通知書その他の関係書類に基づいて、前項の規定による調定をしなければならない。（1）納入者が納入の通知によらないで納付したもの（2）元本債権にかかる延滞金」とされている。

したがって、延滞金の調査決定行為（いわゆる「調定」行為）の時点について、八王子市会計事務規則第 24 条第 2 項を仮に原則的规定であると考えたと、本税歳入の属する会計年度に延滞金の歳入を組み入れることを要求する地方自治法施行令の規定との間で矛盾があるようにも見受けられる。しかし、延滞金の調定を行う時点は、滞納されていた本税が入金された時点である。これは、八王子市会計事務規則第 24 条第 1 項に根拠を有するものである。

八王子市会計事務規則第 24 条第 1 項

「主管の長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入者、納付期限及び納付場所を調査決定しなければならない。」

そうであれば、延滞金の調定は、延滞金が入金された時ではなく、滞納されていた本税が完納された時であり、八王子市会計事務規則の上記の規定は地方自治法施行令の規定と整合するものと考えられる。

上記のような検討の結果として、確定した延滞金の調定処理について、財務会計上も入金と同時の調定は例外的に認められているものと判断されるものの、本来、延滞の本税が入金され、当該延滞金の調査決定行為がなされ、納付書が発付される時点で、調定を行うべきであったものと考えられる。

このような結論に基づいて、過去に遡って延滞金の調定行為を実施した場合、総額で約 17 億円の収入未済額が決定され、時効で処理すべき金額を除いた金額が、歳入決算書（諸収入）に新たに計上されるべきものであると考える。

また、確定延滞金は、本税納税に延滞が生じながら最終的には納税義務者より本税の納税がなされていることによって発生するが、確定延滞金の徴収状況は直近年度においても 4 割～5 割程度であり良好な状態にあるとは言い難い。さらに、市は未収となっている確定延滞金

を歳入として扱っていないことから徴収率等の管理も行われておらず、また、本税優先の原則もあり確定延滞金の徴収努力が不足している状況にある。したがって、確定延滞金の徴収状況を継続的に管理し、徴収率の向上を図る施策を強化する必要があるものとする。

過誤納に係る還付金及び加算金の算定・還付等について

ア．還付処理及び加算金の算定状況について(概要説明)

本税に過誤納が発生した場合、原則として還付しなければならない。しかし、当該過誤納に係る納税者について、未収金がある場合はその未収に「充当」しなければならない。さらに、実務的には、納税者の申出がある場合には、例外的に納期限未到来の課税にも充当している。

また、還付すべき金額には加算金を算定して加算金も当該納税者に対して還付することとなる。充当処理を行った場合でも、充当に係る加算金を算定し還付する必要がある。

還付または充当に係る加算金等を算定する際には、法第 17 条の 4 第 1 項に従い算定しなければならない。なお、延滞金と同様、「年 7.3%の割合」は、平成 22 年度においては、「特例基準割合」である「年 4.3%」が適用されている。

(還付加算金の算定方法)

法第 17 条の 4 第 1 項

地方団体の長は、過誤納金を第 17 条又は第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年 7.3%の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

このような方法により、総合税システムでは還付加算金を算定している。その実績は、平成 22 年度監査時点においては次のとおりの実績であった。

【還付未済の管理状況】

(単位：件、円、円/件)

区 分	還付の有無	件数	還付金額	平均還付金額	加算金
個人市都民税 (特別徴収分)	未還付分	1,005	9,336,990	9,291	12,700
	還付済分	3,415	53,076,000	15,542	115,600
個人市都民税 (普通徴収分)	未還付分	1,053	17,050,270	16,192	41,500
	還付済分	2,508	51,585,495	20,568	103,700
個人市都民税 (年金特別徴収分)	未還付分	296	1,600,600	5,407	0
	還付済分	3,623	25,759,900	7,110	1,500
個人市都民税 (合計)	未還付分	2,354	27,987,860	11,889	54,200
	還付済分	9,546	130,421,395	13,662	220,800
法人市民税	未還付分	152	12,436,430	81,819	285,000
	還付済分	1,022	170,294,409	166,629	3,881,300
固定資産税	未還付分	580	14,761,805	25,451	130,900
	還付済分	510	18,410,017	36,098	547,400
軽自動車税	未還付分	568	1,338,360	2,356	0
	還付済分	227	831,900	3,665	0
事業所税	未還付分	4	764,600	191,150	0
	還付済分	21	11,146,600	530,790	1,500
合 計	未還付分	3,658	57,289,055	15,661	470,100
	還付済分	11,326	331,104,321	29,234	4,651,000
	未還付・ 還付合計	14,984	388,393,376	25,921	5,121,100

注：データは平成22年11月9日現在の数値であり、時効規定の範囲内（5年間）の還付義務のある案件の数値である。また、加算金の金額は端数を切り捨てた金額である。「平均還付額」は「還付金額」を「件数」で単純に割り返した数値である。

この表でわかることは次のとおりである。

- (ア) 平成22年度（平成22年4月～概ね10月末まで）に還付した過誤納金の件数は、11,326件であり、その還付金額は約3億3,110万円であった（還付1件当たり平均還付額は29,234円）。また、それに伴う還付加算金は、約465万円であった。
- (イ) 過去に還付すべきものとして決定した過誤納金のうち、平成22年11月9日現在で未還付の件数は、3,658件であり、その未還付金額は約5,729万円である（還付1件当たり平均還付額は15,661円）。また、それに伴う未払いの還付加算金は、約47万円であった。

平成 22 年度が開始されてから 10 月までの 7 ヶ月間で還付処理したものが、11,326 件発生しているところから単純に類推すると、年間の還付事務の処理件数は、約 2 万件であるものと推定される（11,326 件 ÷ 7 ヶ月 × 12 ヶ月 = 19,416 件/年）。

イ．累積還付金及び還付・充当加算金の算定及び台帳管理について

（ア）還付金の会計帳簿作成について（意見）

還付金の決算処理は、歳入歳出決算書の中の歳入の項に表示されている「収入済額」の中に還付金が含まれる場合に、その歳入科目ごとに「備考」欄に「収入済額に含まれる還付未済額 円」という表示をすることが、公表される決算資料の中では唯一、確認することができる処理事項である。このように表示される還付未済額は、決算年度中に、何らかの原因で過誤納が発生し、年度中に当該納税者の収入未済等に充当処理をし、または、当該納税者に還付する処理を行うが、年度末になっても当該納税者に連絡がつかないか、振込口座を通知してもらえなかった場合等に発生するものである。したがって、当該「備考」欄に表示される金額は、当該決算年度に発生し、年度末時点で相手方に振り込めなかった決算年度だけの還付未済額である。

それでは、毎年度このような形で繰り越され、その一部は次の年度で還付されるが、次の年度末になっても更に還付未済として繰り越されるべき金額の累積額はどのように管理されているのであろうか。その点について、納税課に問い合わせたところ、総合税システムの中で、過誤納の対象者ごとに、発生、充当、還付消込等の管理を行っているということであった。このような業務系のシステムである総合税システムの中では、確実に個人別にデータの管理がなされていることを把握した。その管理データが、前述の「ア．還付処理及び加算金の算定状況について(概要説明)」で示した【還付未済の管理状況】の一覧表の元データである。

ここでの問題は、業務系のシステムである総合税システムにおける過誤納管理の結果として、還付未済の過年度からの累積金額を会計的に管理していない点である。確かに、地方自治法における会計処理と決算書の作成の中では、残高を表示する項目はなく、その還付未済の累積金額の残高を会計帳簿で誘導的に算定できるように表示する

ことは強制されていない。

しかし、還付未済は、納税者のミスで誤納したものや課税ミスなどを原因に課税額が過去に遡って減少する際に生じるもの等であり、市は当該納税者に対して還付する義務を課された負債項目である。その還付未済という、いわゆる「預り金」の増減や残高管理は、地方自治法で明示されていなくとも、重要な管理資料として帳簿に準ずる形で、記帳管理すべきものとする。例えば、月次で、又は四半期ごとになど、定期的にその期間の過誤納の発生額（負債の認識）と還付額（負債の消滅）を、総合税システムから個人別データの集計により集計・把握し、会計帳簿に集合的に記帳することで、決算時期には容易にその発生額と還付額、その結果としての累積残高が誘導的に算定されることとなる。

ちなみに、前述した収入未済に伴う延滞金の未収額についても同様のことが求められてしかるべきである。

このようなデータに基づいて、翌年度の予算編成における支出還付予算額（「23 節償還金利子及び割引料」の予算額）が適切であるかどうか、また、延滞金であれば、諸収入予算額の見積額が適切であるかどうか、さらに、その目標管理への活用等の発展が期待されるのではないかと考える。

その結果については、金額的な重要性（残高の規模等により判断すべき基準）を勘案して、『主要な施策の成果』等決算書の歳入項目の中に明示して、市民等への公表データのひとつとすることも検討されるよう要望する。

（イ）過誤納金の時効処理について（意見）

過誤納金の還付請求時効は、本税の時効に準じて5年間である（法第18条の3）。過誤納が発生したことを納税課が認識して、充当し還付の決定を行うこととなる。その決定に基づき、当該過誤納の納税者に対して、還付決定通知を発送している。

その後、過誤納の納税者から連絡がなく、5年間経過すれば、還付金の管理から外す処理を行っている。その際に、例えば、収入未済の不納欠損処分事務処理と同様に、内部の決裁を行っているかという点、実施していないのが現状である。法の規定によると、収入未済の時効は5年であり、時効の援用等必要なく、徴収する権利が自動的に消滅するものである。それに対して、会計上、不納欠損処理を行って

いるものである。同様に過誤納の納税者に対する還付義務が消滅することに伴って、還付処理をする必要がなくなるものであるため、そのことを決裁により事務処理することが望ましい。時効処理の内容に恣意性がないことを決裁により明確にすることが求められる。その決裁には、還付義務消滅の相手方や還付すべきだった金額、その還付加算金等の情報を明細として添付することも検討することを要望する。

また、還付請求を行う権利について、過誤納発生時点で相手方へ通知しているが、最終的に時効によりその権利が消滅することを何らかの手段で知らせることも検討することが必要である。ただし、最終的な通知を相手方にどのような形で行うかについては、そのことにより発生する費用とその効果を比較考量することも求められる。後述するように、期限未到来の課税額に充当する手法（(オ)を参照）なども検討されるよう要望する。

(ウ) 還付加算金の算定及び還付・充当処理の状況について（説明）

還付加算金は、法の定めにより算定することとなっている（法第17条の4第1項第1号から第4号等）。そこで、過去における還付加算金の算定データを入手し、税目別、支出済・未支出別、公金日・決定日別等に整理して、過納・誤納の区分の適正性や計算期間の正確性等を検証した。

結果として、次のような事例があったが、事務処理としては法令等に基づいて適正に処理されていることを確認した。

- a．公金日（過誤納金の納付日）より前に還付加算金の計算期間の始期が設定されている事例があった。
- b．その中には、公金日よりも1年前の時点を通算加算金の始期とする事例が数件把握された。
- c．滞納金の納付に伴い過誤納が発生し、多額の還付加算金が発生している事例があった。

このような事例について、各税目別に例示をすると次の表のようにまとめることができる。

【個人住民税の事例】

(単位：円)

整理番号	課税年	還付金	公金日	起算日	決定日	支払日	加算金
A	2007	35,900	2008/1/18	2007/11/11	2008/3/26	未還付	602
B	2008	5,300	2009/6/17	2008/7/11	2009/9/4	未還付	264
C	2008	4,400	2009/6/17	2008/9/11	2009/9/4	未還付	178
D	2005	504,900	2006/5/19	2009/10/29	2009/10/23	未還付	0

注：「加算金」欄の金額は、端数調整前の数字である。以下、同様。

上の表のA～Cは、起算日が、公金日より前の納付日に設定されている事例である。これは、納税者が納付した日と公金化される日に合理的な差異が発生している通常的事例であった。

また、Dについては、比較的多額の誤納付が発生した事例である。このような事例の場合、納期末到来の課税に充当する実務が行われている(関連事項として(オ)を参照。) 還付加算金の還付については、当該納税者の未収状況を調査し、未収の延滞金等がある場合には、相殺する事務処理も実施されている。

【法人市民税の事例】

(単位：円)

整理番号	課税年	還付金	公金日	起算日	決定日	支払日	加算金
E	2006	77,000	2005/12/7	2005/12/1	2009/6/1	未還付	11,883
F	2001	12,300	2001/6/6	2001/6/1	2010/4/7	2010/7/21	4,547
F	2003	7,000	2003/6/5	2003/5/31	2010/4/7	2010/7/21	2,021
G	1998	422,000	2003/7/4	2003/6/28	2010/10/4	2010/10/14	132,034
G	1999	337,300	2003/7/4	2003/6/28	2010/10/4	2010/10/14	105,439
G	2001	574,800	2003/7/4	2003/6/28	2010/10/4	2010/10/14	179,591
H	1999	417,700	2005/8/5	2005/7/5	2010/3/30	2010/4/19	86,665
H	2000	222,100	2005/8/5	2005/7/5	2010/3/30	2010/4/19	46,137
I	2005	519,700	2005/5/6	2005/5/3	2010/7/6	2010/7/16	117,528
J	2005	1,146,300	2005/12/7	2010/8/28	2010/8/26	2010/9/10	0

上の表のE～Jは、起算日が公金日より前の納付日に設定されている事例である。このうち、G(3件)及びH(2件)については、納税者が修正申告を行い、最終的に過誤納が発生したために更正申請を行った事例であり、課税年度と起算日・決定日等に大きな乖離が発生している事例である。最終的には判決にしたがって還付処理が適正になされていることが確認できた。

【固定資産税の事例】

(単位：円)

整理番号	課税年	還付金	公金日	起算日	決定日	支払日	加算金
K	2006	680,300	2006/6/6	2006/6/7	2010/7/9	2010/9/21	123,674
L	2007	680,300	2007/6/6	2007/6/7	2010/7/9	2010/9/21	94,917
M	2008	680,300	2008/6/5	2008/6/6	2010/7/9	2010/9/21	64,119
N	2009	680,300	2009/6/4	2009/6/5	2010/7/9	2010/9/21	32,824
O	2007	5,900	2008/1/10	2007/12/28	2010/5/21	2010/6/30	545

上の表のK～Nについては、起算日が、公金日の翌日に正しく設定されている。還付金の額の合計を上表では表示しているが、同額であるため、同じ性質の過納の事例が発生したものと推察される。これらについては、還付金及び還付加算金を今年度に支払っているが、事務処理の効率化のためにも納期末到来の課税に充当することも考えられる((オ)を参照。)

また、Oについては、起算日が公金日より前の納付日に正しく設定されている事例である。

【軽自動車税の事例】

(単位：円)

整理番号	課税年	還付金	公金日	起算日	決定日	支払日	加算金
P	2002	3,700	2008/4/18	2005/4/19	2008/4/18	未還付	383

上の表のPは、起算日が、公金日より前の納付日に正しく設定されている事例であった。また、事務処理の効率化のためにも納期末到来の課税に充当することも考えられる((オ)を参照。)

(エ) 充当に対応する加算金の処理について(指摘)

過誤納金が発生した場合には、当該納税者に未収金がないかどうかを調査し、未収金が存在する場合には、その未収金に充当する処理を行っている。その際には、充当に対応する加算金を算定しなければならない(法第17条の4第1項：当該条文は(ア)に掲載した。)

納税課の充当処理の実務としては、明確な基準に基づいて充当に係る加算金を算定しているわけではない。慣例として「大きな過誤納金」が発生した場合にそれに対する加算金を算定しているということである。したがって、充当に対する加算金の算定は一般的にはなされていないのが現状である。充当される金額が、従来は一般的に僅少で

あったためであると推察されるが、(オ)でも述べるような期限未到来の課税分にも充当することを検討することも必要であることもあり、充当に係る加算金の効率的な算定方法を検討することが望まれる。

(オ) 充当処理の対象税額について(意見)

過誤納金が発生した場合に、まず、充当処理を行う際に当該充当対象の納税者について、過去の未収金の有無を調査し、過去に未収金が発生し現在も滞納繰越扱いされている場合に、充当を行う処理が一般的である。したがって、今後、納付期限が到来する税額に対して充当することが例外を除きなされていないのが現状である。その場合の例外とは、過誤納の納税者から、期限未到来の税額への充当を申し出られた場合のみ、充当するという慣例があるということである。実際には、そのような周知を過誤納の納税者に対して、行っていないため、事例はまれであるという。

納期限未到来の課税額に充当することは、法では禁止していない。それでは、そのような実務を行った場合、現在の会計処理と比較してどのような変化が生じるのであろうか。

a. 現年度発生過誤納金の充当処理について

(a) 現行の処理の場合

過去の未収金の残高調査を実施する。

過去の未収金が存在する場合、充当処理を行う。

当該充当処理で過誤納金がゼロになれば、充当処理は終了し当該対象者に通知を行う。

当該充当処理でも過誤納金に残高があれば、還付処理を行う。その際、対象者に対して充当処理分と還付分の通知を行い、振込口座等の回答を依頼する。

対象者から回答があれば、当該口座へ振り込みを行う。その際の会計処理は、現年度であるため歳入科目からの還付となる。

対象者からの連絡がなければ、還付の処理ができず、当該過誤納金は5年間繰り越されることとなる。それらは5年間の経過により、個人別管理から外されることとしている。

(b) 納付期限未到来の課税分に対しても充当する場合

過去の未収金の残高調査を実施する。

過去の未収金が存在する場合、充当処理を行う。

当該充当処理で過誤納金がゼロになれば、充当処理は終了し当該対象者に通知を行う。

当該充当処理でも過誤納金に残高があれば、納付期限未到来の課税分に充当処理を行う。(a)との相違点は、還付処理を直ぐに行わないことにある。したがって、対象者に対して、直ぐに振込口座等の回答を依頼するわけではない。

納付期限未到来の課税分に全て充当できれば充当処理は終了である。

次回納期限の収入分との実質的な相殺処理で会計的には終了することとなるため、歳入還付の会計処理は必要ではなくなる。

b. 過誤納金残高の年度繰越後の還付処理等について

(a) 現行の処理の場合

過誤納の納税者からの回答を待ち、振込口座等の回答があれば、当該口座へ振り込みを行う。その際の会計処理は、過年度処理であるため歳出科目(「23節償還金利子及び割引料」)からの還付となる。

対象者からの連絡がなければ、還付の処理ができず、当該過誤納金残高は引き続き繰り越されることとなる。それらは5年間の経過により、個人別管理から外されることとしている。

(b) 次年度以降、納付期限未到来の課税分に対して充当する場合

過年度から繰り越した過誤納金を、納付期限未到来の課税分に充当する。

納付期限未到来の課税分に全て充当できれば充当処理は終了である。

次回納期限の収入分との実質的な相殺処理で会計的には終了することとなるため、歳入還付の処理は必要なくなる。

このように会計処理上も効率化することが期待されるため、納付期限未到来の課税分に対しても、充当することを検討されたい。その際には、年度当初の課税通知の際に、過誤納が発生した場合にはこのような処理を行うことを予め記載し、周知することも必要となるものと考えられる。

(3) 市税収入の性格について

市税の税目別の会計的性格について

今回、包括外部監査の対象とした税目は次のとおりであった。

- ア．個人市民税
- イ．法人市民税
- ウ．固定資産税・都市計画税
- エ．軽自動車税
- オ．市たばこ税
- カ．事業所税

その中でも主たる税目としては、個人市民税、法人市民税及び固定資産税である。これらの税目の性格としては一般的に次のとおり理解されているところである。

ア．個人市民税について

個人市民税には、個人に定額で課される「均等割」と個人の所得に対して課される「所得割」がある。

まず、「均等割」は「地方自治の基本を支える負担分任の考え方に基づくもの」で、「会費」的なものとされている。個人市民税の「均等割」の標準税率は3,000円(年額)となっている。従来は人口の多寡により3,000円、2,500円及び2,000円と3段階に分かれていたが、平成16年税制改正で、3,000円に統一されたものである。

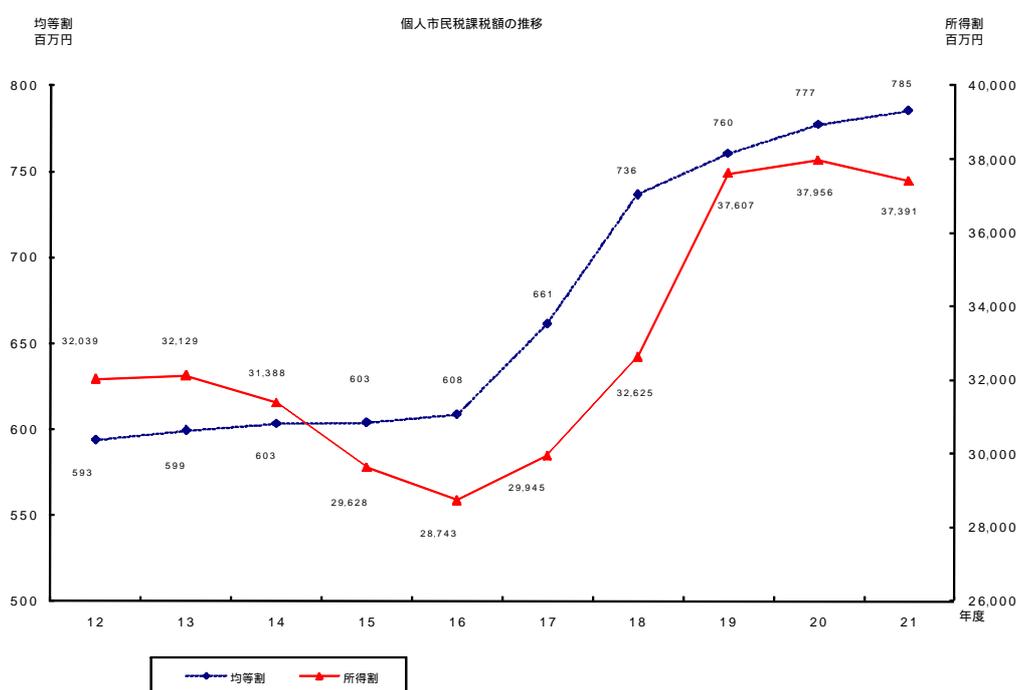
次に、「所得割」は個人の前年の所得を課税標準としている。その標準税率は、平成19年度課税分から、6%とされている。道府県民税が4%であるため、合計で10%の比例税率となっている。

この10%の比例税率化は、平成14年5月から始まる、いわゆる「三位一体改革」^注により、平成19年度から導入されているが、それ以前は、市民税の場合、3%、8%及び10%の3段階であった。

注：「三位一体改革」とは、平成14年5月経済財政諮問会議に提出された地方財政の分権的改革試案の中で打ち出された3つの改革(国から地方への税源移譲、国庫補助金の整理、地方交付税の見直

し)を指し、平成14年6月に決定された政府改革基本方針の中で使用された名称である。

ちなみに、平成21年度における個人市民税の納税義務者数は、27万1,522人であり、その収入額は、378億9,660万円であった。また、個人市民税のうち、「均等割」及び「所得割」の課税額の推移を表したものが次のグラフである。平成21年度の「均等割」の課税額は、7億85百万円であり、「所得割」の課税額は373億91百万円であった。



イ．法人市民税について

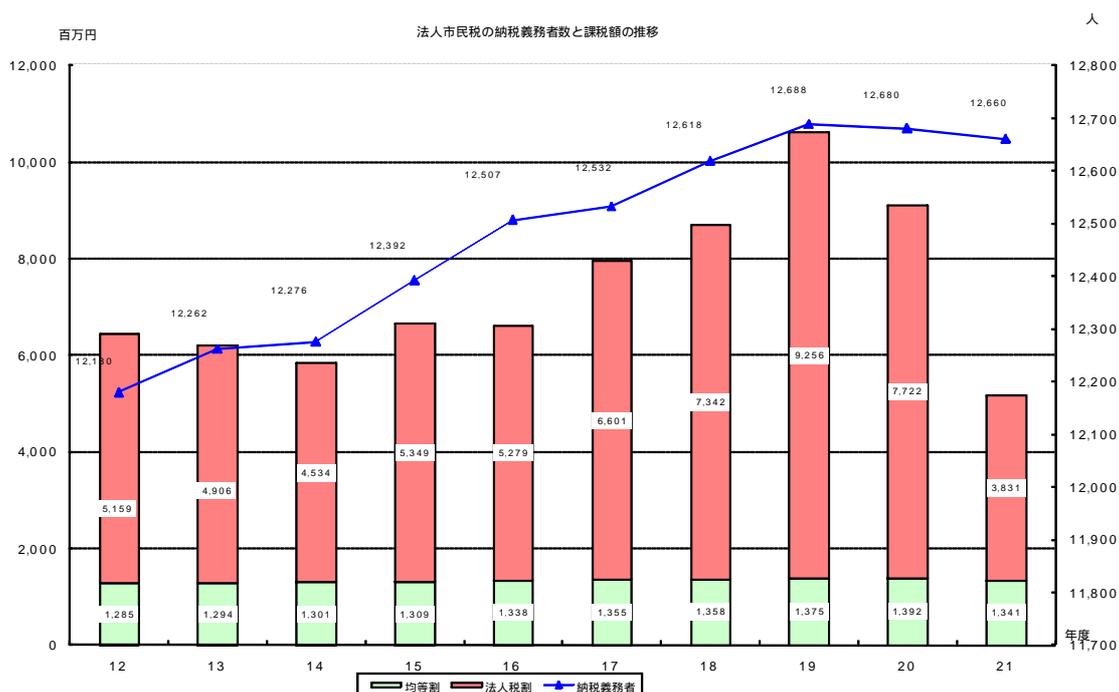
法人市民税には、資本金等の額や従業者数に応じて課される「均等割」と法人税額に応じて課される「法人税割」がある。

まず、「均等割」は個人市民税と同様、「地方自治の基本を支える負担分任の考え方に基づくもの」で、「会費」的なものとされている。法人市民税の「均等割」は、資本金等の額、従業員数、その他の要件により、5万円から300万円の間で9段階に分かれている。

次に、「法人税割」は、国税である法人税の額を課税標準としている。その標準税率は、資本金の額等により、12.3%及び14.7%とされている。この「法人税割」は「もっとも経済の発展に対応する伸縮性をもつ税目」

である。

ちなみに、平成 21 年度における法人市民税の納税義務者数は、12,660 法人であり、その収入調定額は、51 億 7,231 万円であった。また、法人市民税のうち、「均等割」及び「法人税割」の課税額の推移を表したものが次のグラフである。平成 21 年度の「均等割」の調定額は、13 億 4,091 万円であり、「法人税割」の調定額は 38 億 3,140 万円であった。



ウ．固定資産税について

固定資産税は、「一般的には、固定資産そのものに内包される収益性または利便性に着目して課税される収益税」とされている。固定資産税の課税客体は、土地、家屋及び償却資産という固定資産である。また、その課税標準は、当該固定資産の適正な時価である。固定資産の評価は、土地及び家屋について3年ごとに実施され、償却資産については毎年度実施される。

固定資産税の標準税率は、1.4%であり、固定資産税の税額は、課税標準額に標準税率(1.4%)を乗じて算定される。

以上、主要な市税の内容を説明したが、このような市税収入について、会計的な性格としては、大きく次の2つの対立が存在する。

「市税収入」 = 「収益」とする考え方（以下、「収益説」という。）

「市税収入」 = 「持分」とする考え方（以下、「持分説」という。）

両説の内容は次のとおりである。

「収益説」について

「収益説」は、企業会計において、会社が財・サービスを外部に対して売り上げる取引の際に対価として受け取る資源の流入と捉える考え方と同様の捉え方を税収入に対しても採用する説である。公会計の財務書類を作成する際に、少なくとも平成 18 年度までの総務省の作成基準（「総務省方式」の財務諸表作成手法）は、この「収益説」を採用していた。また、東京都が採用する会計基準も、また、国際公会計基準の内容も、結果として「収益説」に基づく、税収入の取扱いとなっている。

しかし、この考え方には、様々な反論がある。例えば、税収入は企業が目指す利益獲得活動の結果とは大きく相違するものであり、課税権という憲法上、または、法令・条例上の権限に基づく資源の流入であること、また、税の課税・徴収は、一般的な交換取引とは違うため、損益取引とすることはできないこと等である。

「持分説」について

「持分説」は、「国民を国家の所有者として位置づける」説である。したがって、税収入は、「信託財産の受入」であり、「政府の外部者から得られる収益ではない」とし、「損益外の純資産（持分）の増加」であるとするとする。

しかし、この考え方にも、「収益説」からの反論がある。例えば、「税は強制的に徴収されるものであるから、自発的に取得する株式とは異なり、持分とみなすことはできない。」また、「税の配分は政府の裁量に属しており、納税者には持分に基づく権限が残されていない。」等である。

なお、米国地方政府会計基準設定委員会（GASB）では、政府が強制徴収する税収入について、一般的な収益とは大きく異なる性格を有す

るものとする考え方を示している。したがって、収益としての性格だけでは割り切れない特殊な性格を帯びている収益項目であるとしている。

外部監査報告書の内容として、これらの両説に対する議論を展開することは、報告書の作成目的が相違するため、ふさわしくない。しかし、今年度、包括外部監査の対象となった市税収入に対する会計的な性格の議論が実際にもこのように行われているのも事実である。そうした中で、市税の課税・徴収という身近な事務事業に対する複眼的なもの見方が、市の現場レベルでもなされるべきものと考えたため、両説の紹介を行ったものである。

これらの考え方の対立の基礎にあるものは、憲法でも規定されている「国民からの信託(付託)」という概念に基礎をおく「持分説」と一時、地方公共団体でもブームのようにもなった「ニューパブリック・マネジメント」の流れの中に位置づけられる「収益説」との根本的な対立が存在するものと考えられる。

注：この項の「収益説」及び「持分説」については、『公会計 国家の意思決定とガバナンス』（桜内文城著 NTT 出版）を参照している。

市作成の財務書類の事例について

市は、財政課が中心となって、上記「持分説」に基づく財務書類 4 表を作成している。その内容は、毎年度『財政白書』に掲載され、公表されている。正確に言えば、市が作成している財務書類の作成手法は、「持分説」に基づいた「総務省方式改訂モデル」に準拠して作成されているものである。ここでは特に重要である「純資産変動計算書」の内容を要約する。

【貸借対照表】

（「第 3 外部監査結果 1 . 市税全般に係る総括的意見について
（2）現金主義会計と発生主義会計の狭間で」を参照。（39 頁）。）

【純資産変動計算書】

	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	509,813	130,824	386,855	8,941	1,075
純経常行政コスト	153,618			153,618	
一般財源					
地方税	90,411			90,411	
地方交付税	298			298	
その他行政コスト充当財源	11,664			11,664	
補助金等受入	54,060	7,147		46,913	
臨時損益					
災害復旧事業費	62			62	
公共資産除売却損益	400		630	230	
投資損失	0				
：					
科目振替					
公共資産整備への財源投入			1,956	1,956	
公共資産処分による財源増			41	78	37
貸付金・出資金等への財源投入			454	454	
貸付金・出資金等の回収等による財源増			3,508	3,508	
減価償却による財源増		2,916	9,791	12,708	
地方債償還に伴う財源振替			14,344	14,344	
債務負担行為解消額等			2,104	2,104	
資産評価替えによる変動額	2,418				2,418
無償受贈資産受入	0				独自算定
その他	44		44	0	
期末純資産残高	514,629	135,055	391,787	15,669	3,456

【行政コスト計算書】

(省 略)

【資金収支計算書】

(省 略)

これらの財務書類4表の中でも、「貸借対照表」及び「純資産変動計算書」の中に、前述した「持分説」の特徴が表れている。

すなわち、「貸借対照表」の中で、市税収入の決算金額（発生主義ベース）が集計されている表示科目は、表の右下に位置づけられる「純資産の部」の「その他一般財源等」という科目である。その金額は、純額で、「15,667,408千円」の中に集計されている。

その内訳をみるためには、「純資産変動計算書」をみなければならない。この「純資産変動計算書」はマトリックス形式になっているが、これらの表示科目のうち、「一般財源」の中の「地方税」に集計されている。その金額は、「90,410,941千円」である。この部分は、「財源の調達」部分に相当し、「財源の使途」である「純行政コスト」等に充当されるものとしてまとめられている。

会計的性格の議論を乗り越えて

以上のような税収入の会計的な性格の議論やそのうち「持分説」に基づいた「総務省方式改訂モデル」による財務書類4表の作成等は、実は、税務部だけではなく、行政に携わる市職員には大変身近なものであることを強調するものである。ただ、行政の実務家にとって、このような議論は未だ抽象的であり、いわば「机上の空論」に近い形で受け止められる可能性が高いと懸念するものである。

しかし、行政のマネジメントや公的なガバナンスのひとつのツールとして、財務書類の作成方法が議論され、その議論の中心が「税収入」であることを考慮すると、行政実務の中で、更に身近な議論へと進化することを望むものである。

ア．事業別純コストの算定・把握・評価などについて

そのひとつの展開が、事業別行政コストの算定とその分析と活用等が市全体の財務書類作成の先にあるものとして認識されるべきである。その事業別の行政コストを算定する際に、一般財源としての税収入が事業別に（純資産変動計算書の中で）どの程度充当されるべきであるかを間接的に把握することができる。その算定・把握及び評価が、事業評価における財務面からの最初の段階であるものとする。

このような算定・評価等の活動を通して、行政サービスを日々提供している市職員の中に、市税収入を中心とする一般財源の意識と事業別行政コストの精査の意識が醸成され、マネジメント意識が根付くことを期待したい。

イ．特別会計における「一般会計繰入金」の内容分析と目標管理の重要性について

もうひとつの展開として、一般会計から特別会計への繰出金の把握・分析及び目標管理が考えられるべき項目として挙げられる。次の表は、平成21年度における一般会計繰出金の実績である。

【各特別会計における一般会計繰入金の推移】

(単位：円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
国民健康保険事業特別会計	基準内繰入	1,874,037,310	1,729,756,129	1,578,189,484
	基準外繰入	5,675,962,690	4,557,996,871	4,219,229,516
	合 計	7,550,000,000	6,287,753,000	5,797,419,000
後期高齢者医療特別会計	基準内繰入		3,300,000,000	3,605,000,000
	基準外繰入		0	0
	合 計		3,300,000,000	3,605,000,000
老人保険特別会計	基準内繰入	2,293,000,000	335,000,000	23,053
	基準外繰入	0	0	0
	合 計	2,293,000,000	335,000,000	23,053
介護保険特別会計	基準内繰入	3,523,000,000	3,706,100,000	4,009,000,000
	基準外繰入	0	0	0
	合 計	3,523,000,000	3,706,100,000	4,009,000,000
下水道事業特別会計	基準内繰入	3,089,568,549	2,048,540,626	1,878,123,970
	基準外繰入	1,106,594,451	1,851,459,374	2,171,876,030
	合 計	4,196,163,000	3,900,000,000	4,050,000,000
土地取得事業特別会計	基準内繰入	3,014,980	1,042,200	5,223,480
	基準外繰入	0	0	0
	合 計	3,014,980	1,042,200	5,223,480
駐車場事業特別会計	基準内繰入	671,134,091	660,859,842	687,109,686
	基準外繰入	0	0	0
	合 計	671,134,091	660,859,842	687,109,686
合 計	基準内繰入	11,453,754,930	11,781,298,797	11,762,669,673
	基準外繰入	6,782,557,141	6,409,456,245	6,391,105,546
	合 計	18,236,312,071	18,190,755,042	18,153,775,219

特別会計にとって、一般会計繰入金は、特別会計での自己収入（受益者負担金等）以外に、税収入を中心とする一般財源によって負担されるべき公的負担として受け入れるものである。その一般会計繰入金の中には、正当に公的負担を求めることができる繰入（「基準内繰入」）と特別会計における収支の赤字補填として受け入れる繰入（「基準外繰入」）が存在し、その峻別が重要である。

このような峻別の視点をもって、特別会計における一般会計繰入金を分析すると、国民健康保険事業特別会計や公共下水道事業特別会計において、「基準外繰入」が多額に発生していることが把握できる。特別会計において発生する収支の赤字を基準外で補填する原因は、受益者負担の低さにあるのか、行政コストの水準が高すぎるのかどうかの分析へと向かうべきものである。

これらの一般会計繰入金が発生した特別会計においては、純資産変動計算書上で、財源の調達として純行政コストに充当されるものとされている。その赤字繰入金の水準に対する抑制努力は、行政におけるガバナンスの機能として、純資産変動計算書上で説明されることが期待されるものである。

2. 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について

(1) 個人市民税の賦課事務について

概 要

個人市民税は、前年中に所得のあった者に課税されるもので、その者の前年 1 年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」がある。市民税を課税する際、都民税も市が合わせて課税することになっており、市民税と都民税を合わせて住民税と呼ぶ。

個人市民税の納税義務者は、賦課期日(その年の1月1日)において、市内に住所を有する個人、及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者である。

均等割の税率は一律の金額で、市民税が 3,000 円、都民税が 1,000 円である(法第 38 条、第 310 条、八王子市市税賦課徴収条例第 18 条第 1 項)。

所得割の税額の算定は、所得から所得控除額を差し引き、課税標準の額を定め、これに対して税率を掛けることにより行う。税率は市民税が 6%、都民税が 4% である(法第 35 条第 1 項、第 314 条の 3 第 1 項、八王子市市税賦課徴収条例第 22 条の 2 第 1 項)。

個人住民税と所得税の相違点は以下のとおりである。

【個人住民税と所得税の相違点(平成 22 年度住民税と平成 21 年分所得税)】

区 分	住民税(市都民税)	所得税(国税)
課税される所得	前年の所得	現年の所得
均等割	あり	なし
申告範囲	原則として、すべての所得を申告(源泉分離課税を除く課税所得)	申告をしないことができる場合がある(給与所得者で、給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合など)
所得控除	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除以外の、各控除額が異なる	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除以外の、各控除額が異なる
税率	市民税：6% (一律) 都民税：4% (一律)	5%、10%、20%、23%、33%、40% (6 段階)

税額控除 (配当控除等)	控除率が異なる	控除率が異なる
控除方式 (寄附金控除)	税額控除方式	所得控除方式
税額控除 (住宅ローン控除)	あり	あり
納付方法	特別徴収(注1) 普通徴収	源泉徴収(注2): 年末調整など 申告納付: 確定申告など

(注1) 給与の特別徴収とは、地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、この指定された特別徴収義務者が徴収した税金を地方団体に納めることをいう。納付額は前年分の所得に基づいて計算されたものを6月から翌年5月までの12回に分けて給与支払時に特別徴収義務者が徴収し、その翌月10日までに納付する。

(注2) 源泉徴収とは、給与・報酬等の支払者が給与・報酬等を支払う際にそれから所得税などを差し引いて国などに納付する制度である。源泉徴収は税金の前払い(概算払い)の性格を有し、1年間の収入が決まる時点、つまり12月31日で税額も確定するため、給与所得者は年末調整にて、前払いした税金の精算を行うことになる。

個人住民税は、地域住民が広く負担を分かち合うという負担分任の原則を基に課税されており、納税義務者の範囲は、所得税と比較して幅広いものとなっているが、経済的、身体的事情等により、担税力が弱い者に対しては、非課税の制度が設けられている。非課税制度の適用を受けることができる者は、以下のとおりである(各1月1日現在)。

均等割も所得割も課税されない者

) 生活保護法の規定による生活扶助を受けているもの(法第24条の5第1項第1号、第295条第1項第1号、八王子市市税賦課徴収条例第12条)

) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者(法第24条の5第1項第2号、第295条第1項第2号、八王子市市税賦課徴収条例第12条)

均等割が課税されない者

均等割のみを課税すべき者のうち、前年の合計所得金額が市の条例で定める金額以下の者(法第24条の5第3項、第295条第3項、八王子市市税賦課徴収条例第12条第2項)

所得割が課税されない者

当分の間、総所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く）及び山林所得金額の合計額（総所得金額等の金額）が次の金額以下の者（法附則第3条の3）

）単身者

35万円

）控除対象配偶者又は扶養親族を有する者

35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の和）＋32万円

市内に住所を有する者は、原則として、毎年3月15日までに、個人住民税の申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市長に提出しなければならない（法第45条の2、第317条の2）。以下の者は他から課税資料が得られ、また非課税などの理由により申告の必要がないため、申告義務が免除されている。

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務のある者から1月1日現在において「給与」又は「公的年金等」の支払を受けている者で、前年中にこれら以外の所得がなかった者

申告書の提出義務者は以下の者である。

確定申告書を提出した者（確定申告書を提出したことにより、個人市民税の申告書を提出したものとみなされる）

確定申告書を提出しなかった者（個人市民税の申告書を要する者）

市内に住所を有しない者で、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人には均等割のみ課され、当該市の条例の定めるところによって、その事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる（法第317条の2第6項、八王子市市税賦課徴収条例第23条の2第6項）。

申告書の提出以外で、課税のために市への提出が必要なものは以下のとおりである。

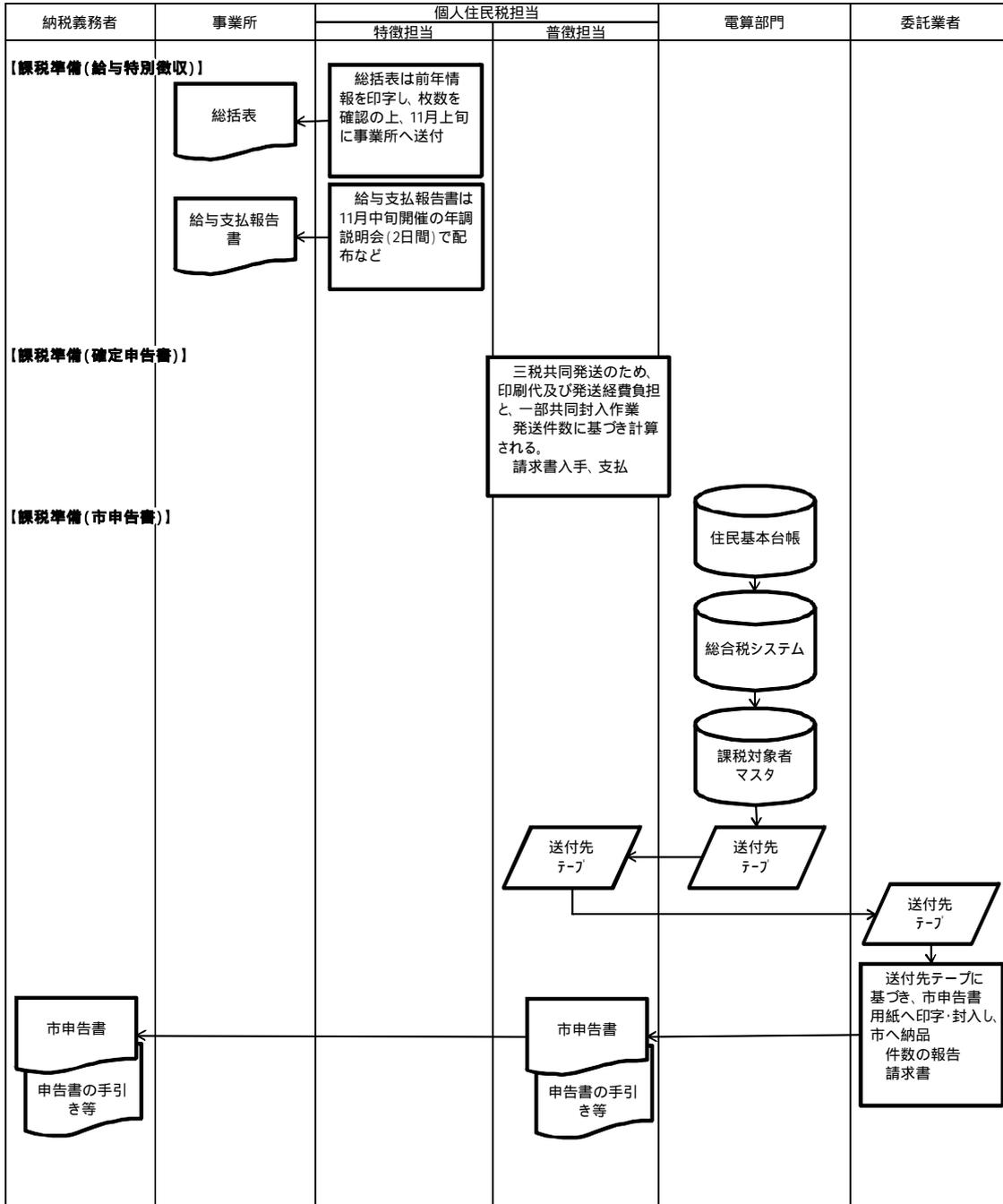
給与支払報告書

公的年金等支払報告書

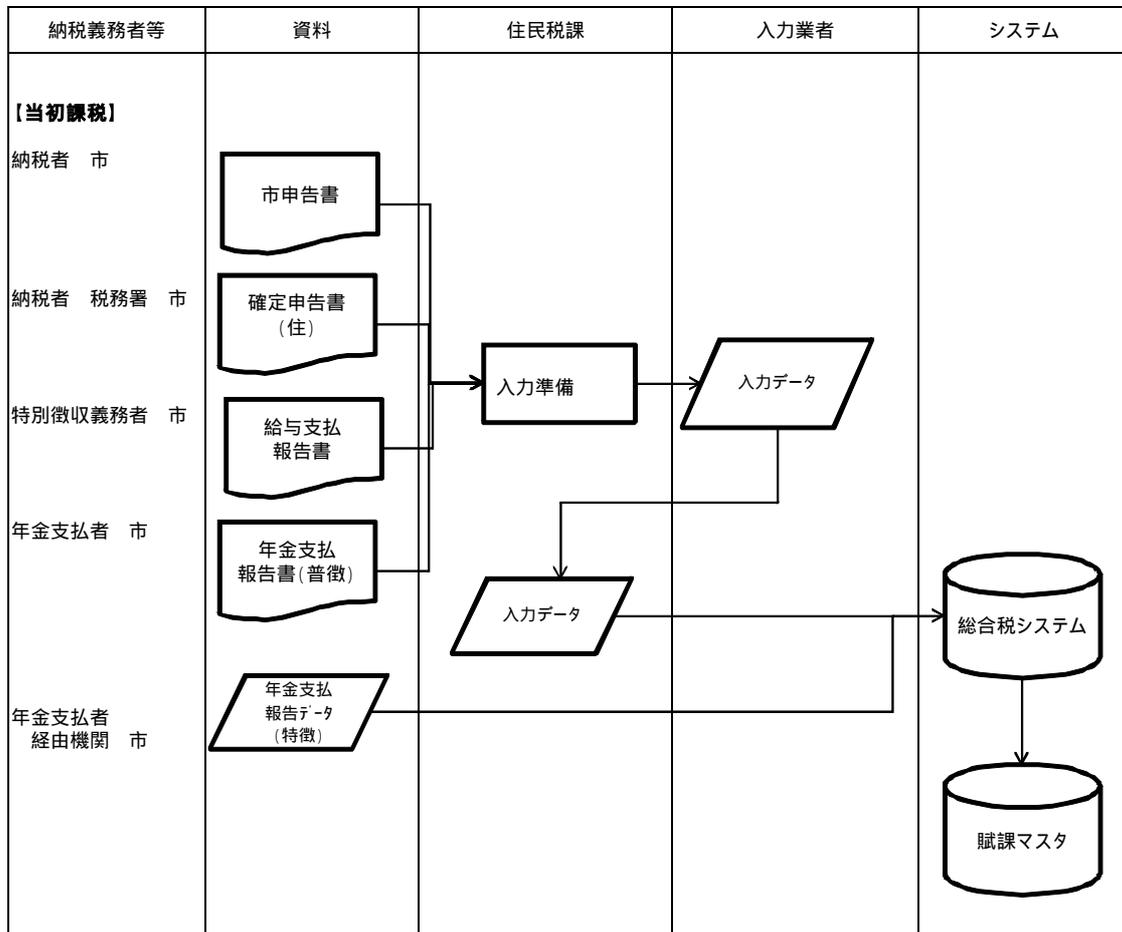
給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

個人市民税の賦課事務については、次の業務フローに示すとおり、課税準備、当初課税、納税通知書の送付、減免処理、の4つに大別される。

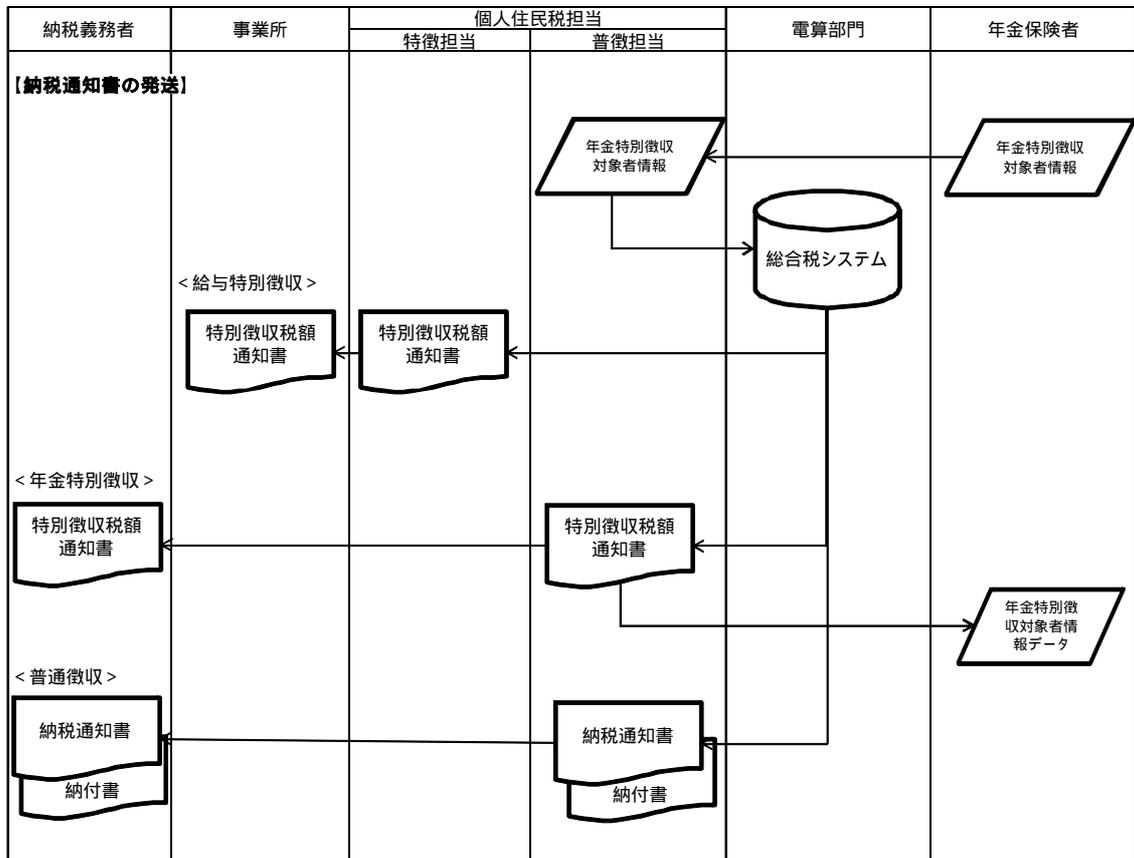
【課税準備】



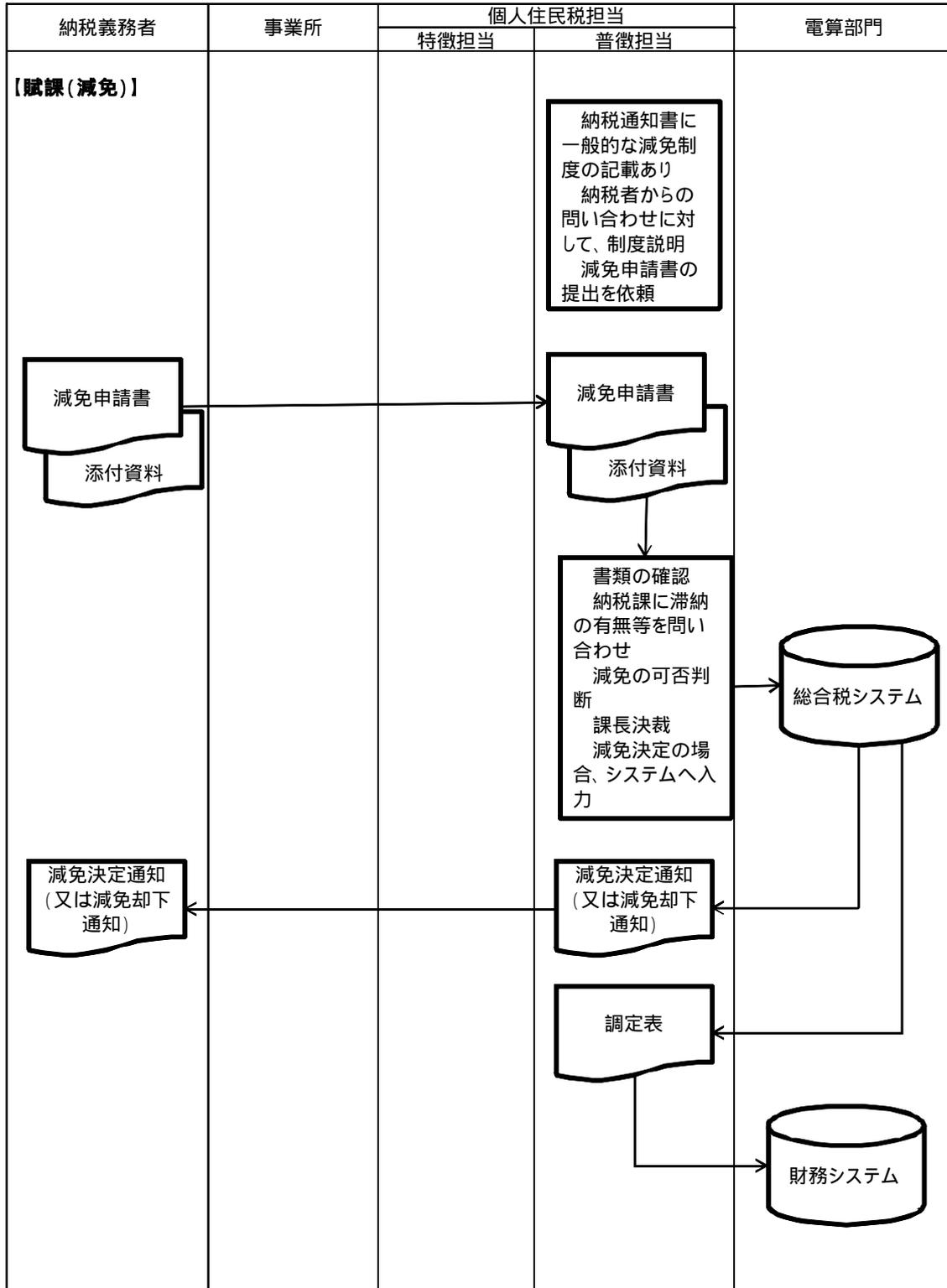
【当初課税】



【納税通知書の送付】



【減免処理】



ア．担当課及び職員体制について

住民税課の事務分掌は、個人住民税、法人市民税・事業所税及び軽自動車税の課税に関することとされ、平成 22 年 4 月 1 日現在、課長 1 名、個人住民税担当 39 名、法人市民税・事業所税担当 3 名、軽自動車税 4 名、庶務担当 2 名、システム担当 3 名となっている。個人住民税の賦課業務は、徴収方法の区分により、特別徴収担当と普通徴収担当の業務に分かれている。繁忙期には臨時職員を 50 名程採用しているが、上記の人員数には含まれていない。なお、平成 22 年度からは国税連携対応のため、2 名増員している。

【担当別職員数（住民税課）】

担当	平成 20 年 4 月 1 日 現在	平成 21 年 4 月 1 日 現在	平成 22 年 4 月 1 日 現在
課長	1.0 人	1.0 人	1.0 人
個人住民税	38.0 人	37.0 人	39.0 人
法人市民税・事業所税	3.5 人	3.5 人	3.0 人
軽自動車税	3.5 人	4.5 人	4.0 人
庶務	1.5 人	1.5 人	2.0 人
システム	2.5 人	2.5 人	3.0 人
合計	50.0 人	50.0 人	52.0 人

（市提供資料より）

イ．個人市民税の予算・実績について

個人市民税の決算状況は以下のとおりである。平成 21 年度の決算数値は、調定額が 40,860 百万円、収入済額が 37,896 百万円、収入率が 92.7%、不納欠損額が 170 百万円、還付未済額が 16 百万円、収入未済額が 2,810 百万円となっている。うち、現年分は、調定額が 38,175 百万円、収入済額が 37,221 百万円、収入率が 97.5%、不納欠損額が 2 百万円、還付未済額が 16 百万円、収入未済額が 967 百万円となっている。また、滞納繰越分は、調定額が 2,684 百万円、収入済額が 674 百万円、収入率 25.1%、不納欠損額が 167 百万円、還付未済額が 509 千円、収入未済額が 1,842 百万円となっている。

決算推移を見ると、平成 18 年度及び平成 19 年度に調定額及び収入

済額が増加している。これは、定率減税の縮小（平成 18 年度）・廃止（平成 19 年度）や税源移譲（平成 19 年度）の影響を受けたものと考えられる。収入率については、概ね 93%前後であるが、平成 19 年度以降は滞納繰越分の徴収率が上昇している。不納欠損は平成 20 年度に大幅に増加している。還付未済額は年々増加傾向にある。収入未済額も増加傾向にある。

【調定額の推移】

（単位：千円）

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
個人市民税	現年分	均等割	660,968	735,965	760,279	777,560	785,333
		所得割	29,944,971	32,625,077	37,607,053	37,955,743	37,390,599
		計	30,605,939	33,361,042	38,367,332	38,733,303	38,175,932
	滞納繰越分	2,230,937	2,167,423	2,213,376	2,466,018	2,684,177	
	計	32,836,876	35,528,465	40,580,708	41,199,321	40,860,110	

【収入済額の推移】

（単位：千円）

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
個人市民税	現年分	均等割	647,503	720,624	741,282	757,589	765,709
		所得割	29,334,971	31,944,997	36,667,368	36,980,899	36,456,236
		計	29,982,474	32,665,621	37,408,650	37,738,488	37,221,945
	滞納繰越分	513,185	502,184	544,554	588,923	674,650	
	計	30,495,659	33,167,805	37,953,204	38,327,411	37,896,595	

【収入率の推移】

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
個人市民税	現年分	均等割	98.0%	97.9%	97.5%	97.4%	97.5%
		所得割	98.0%	97.9%	97.5%	97.4%	97.5%
		計	98.0%	97.9%	97.5%	97.4%	97.5%
	滞納繰越分	23.0%	23.2%	24.6%	23.9%	25.1%	
	計	92.9%	93.4%	93.5%	93.0%	92.7%	

【不納欠損額の推移】

（単位：千円）

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
個人市民税	現年分	1,461	1,844	1,157	876	2,592
	滞納繰越分	157,590	148,407	137,476	197,659	167,414
	計	159,052	150,252	138,634	198,535	170,006

【還付未済額の推移】

(単位：千円)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
個人 市民 税	現年分	6,492	5,863	11,495	11,250	16,401
	滞納繰越分	204	144	323	183	509
	計	6,695	6,008	11,819	11,434	16,910

【収入未済額の推移】

(単位：千円)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
個人 市民 税	現年分	628,496	699,440	969,020	1,005,188	967,796
	滞納繰越分	1,560,364	1,516,974	1,531,667	1,679,620	1,842,621
	計	2,188,860	2,216,415	2,500,688	2,684,808	2,810,418

【納税義務者の推移】

(単位：人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
均等割のみを納める者	8,635	7,408	7,891	8,040	8,632
所得割のみを納める者	6,702	3,065	3,182	3,672	7,941
均等割と所得割を納める者	227,395	245,782	249,886	252,933	254,949
計	242,732	256,255	260,959	264,645	271,522

ウ．前記の業務フローの説明について

個人市民税は前年の所得に基づいて計算される。そのため、前年の所得情報が市に報告される必要がある。給与所得がある者は、給与支払者から納税義務者に所得税が算定された源泉徴収票が渡される一方で、給与支払者から市へ1月31日までに給与支払報告書が提出される。年金受給者は、年金支払者から市へ1月31日までに公的年金等支払報告書が提出される。また、給与所得や年金以外に所得がある者は、原則として3月15日までに確定申告書を税務署に提出しなければならない。税務署に提出された確定申告書は、市へ確定申告書^住として渡される。

賦課事務は、課税計算を適正に行うため、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市申告書等が漏れなく市へ提出されるよう、まず、課税準備が行われる。給与支払報告書は、11月上旬に税務署とともに開催する年末調整説明会で配布する他、給与支

払報告書（個人別明細書）とともに市への提出が必要な給与支払報告書（総括表）は前年実績を印字して 11 月上旬に各事業所へ送付する。確定申告書は、税務署、都税事務所及び市の三税共同発送のため、印刷代及び発送料の費用負担と一部共同封入作業を行うが、直接の業務はない。市申告書は、住民基本台帳から総合税システムに情報を取り込み、前年の申告状況などを加味し作成した申告書発送用テープにより業者に印字・封入を委託し、納品された市申告書を送付する。公的年金については、年金支払者から資料が提出されるため、市としての業務はない。

次に、主に提出期限までに市に提出された各種資料に基づき、当初課税（税額の計算）がされる。給与支払報告書、年金支払報告書（普通徴収分）、確定申告書^住、市申告書は書面で提出されるため、総合税システムに入力するための入力準備を行い、入力業者に入力を委託し、納品されたデータを総合税システムに取り込む。年金支払報告書（特別徴収分）は年金支払者から指定された経由機関（（社）地方税電子化協議会）を通じてデータで市に提供されるため、提供されたデータを総合税システムに取り込む。これにより、賦課マスタが作成される。

賦課マスタへ送付先情報を加え、納税通知書を作成し送付する。納税通知書には個人住民税額と納付方法などが記載される。前段階で提出を受けた各種資料には希望する個人住民税の納付方法が記載されている。一方、年金特別徴収については、老齢等年金給付の年額が 18 万円以上である場合に特別徴収されることになる。年金特別徴収対象者情報は、5 月下旬に年金支払者より提出されるため、これを総合税システムに取り込み、その後 6 月上旬に介護保険課より介護特別徴収情報を取り込むことにより、個人住民税の納付方法が確定する。納付方法が確定したところで納税通知書を送付する。

納税通知書送付後、一定の場合には、減免により税額が免除される場合がある。減免申請書及びその添付資料が提出された場合は、書類を確認し、納税課に滞納状況を問い合わせ、減免の可否判定をした上で減免の入力を行い、減免決定通知又は却下通知を納税者に送付する。

手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当主査等から説明を受け、必要な質問を行った。

当該事務に係る協定書、個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。

日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については、特に問題はなかった。なお、次のような意見を述べることとする。

ア．課税の公平性について

公平な市民サービスの提供のためには、課税計算の正確性等を徹底する必要がある。これは個人への賦課額を適正に計算すること及び課税漏れを排除することで達成される。この点につき、以下で意見を述べる。

(ア) 個人住民税の未申告調査対象について(意見)

市は、住民基本台帳等に基づき、1月1日現在の住民に対して課税するための「課税対象者マスタ」を作成する。この「課税対象者マスタ」に基づいて当該年度の個人住民税の納税義務者の把握が行われる。

一方、賦課計算は、市に集約した確定申告書、市申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の各種資料に基づき行われるため、上記の資料の提出がない者については個人住民税の賦課計算が行われないことになる。そのため、市では毎年日を定めて(平成22年については8月20日)その日において課税対象者マスタに登録されている者(賦課期日現在の居住者)のうち、住民登録があるが、未申告となっている24歳以上61歳以下の居住者を対象に市の申告書を送付し、当該年度の申告を促す「未申告調査」を行っている。この未申告調査の目的は、「本来は住民税が算出されるにも係らず、申告(報告)をし

ないことにより課税・納税を免れているものをなくすこと」に主眼を置いて行っているということである。これにつき、以下の意見を述べることとする。

a．未申告調査の目的について(意見)

市では、未申告調査の目的を前述の通り、「本来は住民税が算出されるにも係らず、申告(報告)をしないことにより課税・納税を免れているものをなくすこと」に置いている。これは、申告漏れをゼロとすることを目的とするのではなく、調定額の増加を目的とするためであるということである。上記の目的を素直に解釈すれば、「課税漏れをなくすため」と読むべきである。

なお、以前(平成18年度まで)は、一度申告を促す通知をしてもなお未申告の者に対して、年度により地域を限定して実地調査を行い、結果として全件調査を行っていたが、平成19年度以降は、申告を促す通知をしてもなお未申告の者のうち、一定の条件に該当する者に絞って催告することにより回収率が上昇したことを理由に、当該方法に変更したということである。

未申告調査には郵送料や人件費がかかる一方で、税収の増加を見込めない可能性がある。そのため、費用対効果を検討した上で、目的を設定することは妥当である。ただし、当該費用対効果については、状況により変わる可能性があるため、適時に見直しをするための検討材料を蓄積することは有用であると考ええる。

b．未申告調査の対象者を限定している点について(意見)

市は、未申告調査を行う際、24歳以上61歳以下の未申告者に対して市の申告書を送付し、申告を催告している。上記の年齢に限定している理由について、担当課から以下の回答を得た。

(a) 24歳未満を未申告調査から除外している理由

1月1日現在で20歳未満の場合は、所得で125万円以下(給与収入で2,043,999円以下)は、未成年者非課税となる。

市内在住の学生が多く、費用対効果を考えている。下記の資料【平成17年国勢調査に基づく市の分析資料】を参考に15,000人が未申告であると仮定した場合、郵送料975,000円(1通65

円) かかる一方、未申告者である学生に申告させても親元(他市町村に居住している親)の扶養である者や奨学金で生活している者がほとんどであり、税収増は見込めない。

(b) 62歳以降を調査対象から外している理由

国民健康保険に加入していて、未申告であると正式な国民健康保険税の算出ができないため、未申告者に対しては住民税課への申告を促す文書を国民健康保険年金課が送付している。

課税される公的年金を受給すると必ず住民税課に報告がされるので、住民税課への報告が無いこと=公的年金なしと判断できる。

【平成17年国勢調査等に基づく市の分析資料】

(A)15歳以上通学者	46,491人	平成17年国勢調査「常住地による従業・通学市町村、男女別15歳以上」から八王子市に常住する15歳以上通学者
(B)15歳～17歳人口	15,158人	「年齢別人口報告表」(八王子市 市民課作成)平成17年9月末日現在 15歳から17歳の計
(C)高校進学率	97.5%	平成17年度「学校基本調査」東京都の平成17年3月卒業者の高校進学率
(D)高校進学者	14,779人	(B×C)
(E)学生数	31,712人	(A-D)
(F)学生のうち、未申告者数(概算)	15,000人	学生数のおおむね半分が未申告と仮定

未申告調査の手法については、毎年調査実施方針により決定しており、平成19年度以降方針を変更したことも、何らかの根拠に基づき決定したものと考えられる。その手法が実情にあっているものか、この未申告調査の方法が妥当かどうか、適時に判断する必要があるものと考えられる。特に、62歳という年齢は、60歳より年金の受給が始まることを前提としていると考えられ、現在の実情を反映すれば65歳からの年金受給を前提として未申告調査の対象範囲を65歳へと変更することを要望する。

c. 未申告調査に対する方針決定について(意見)

上記の内容については、業務は条例や規則、マニュアル等に基づい

て適切に処理する必要があるのは当然であるが、当該マニュアル等が妥当なものかどうか、見直しの必要性がないか、検討することを要望する。その際、実際に業務を行う担当部門が常に問題意識を持って実務を行うことにより、効果的でかつ効率的な事務執行が可能になるものとする。

なお、未申告者の調査について、以前（４年前）までは地域を限定した実地調査を行っていたが、現在では前述のとおり、未申告対象者の中から一定条件に該当する者を絞って催告することにより回収率が上昇したということである。この方針変更による回収率の上昇は以下のデータに表れている。

【未申告調査集計表】

区分			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
未申	申告書送付件数		12,305	12,503	11,199	10,579	9,806	9,776
	申告件数		3,325	3,654	3,149	2,615	2,719	2,598
	課税件数		978	1,025	816	659	618	543
	非課税件数		2,347	2,629	2,333	1,956	2,101	2,055
	申告率（％）	= ÷	27	29	28	25	28	27
	調定額（千円）		50,516	61,798	87,359	67,314	61,856	54,065
実地調査	調査件数		386	213	未実施	未実施	未実施	未実施
	申告入力件数		70	42				
	調定額（千円）		2,626	2,629				
催告	申告書送付件数		未実施	未実施	1,028	823	780	907
	対象者前年所得				200万円～	200万円～	150万円～	110万円～
	申告件数				380	376	301	398
	課税件数				97	79	89	82
	非課税件数				283	297	212	316
	申告率（％）	= ÷			37	46	39	44
	調定額（千円）				11,447	8,462	11,125	8,972
合計	申告書送付件数	=	12,305	12,503	11,199	10,579	9,806	9,776

	申告件数	= + +	3,395	3,696	3,529	2,991	3,020	2,996
	課税件数	= + +	1,048	1,067	913	738	707	625
	調定額(千円)	= + +	53,142	64,428	98,807	75,777	72,982	63,038

【申告率の推移】

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
最終申告率	A = ÷	27.5	29.5	31.5	28.2	30.7	30.6
(未申告)	B = ÷	27.0	29.2	28.1	24.7	27.7	26.5
(催告)	÷	-	-	36.9	45.6	38.5	43.8
(実地調査)	÷	18.1	19.7	-	-	-	-
催告・実地調査 による増加(%)	A-B	0.5	0.3	3.4	3.5	3.0	4.1
課税率(件数)	÷	8.5	8.5	8.1	6.9	7.2	6.3
未申・催告・実地調査調定計(千円)		53,142	64,428	98,807	75,777	72,982	63,038
1件当たり調定額(円)	÷	15,653	17,432	27,999	25,335	24,166	21,041
(未申告)	÷	15,193	16,913	27,742	25,742	22,750	20,811
(催告)	÷	-	-	30,126	22,508	36,961	22,544
課税した1件当たり調定額(円)	÷	50,708	60,383	108,223	102,680	103,228	100,861
(未申告)	÷	51,652	60,292	107,058	102,147	100,092	99,569
(催告)	÷	-	-	118,020	107,125	125,004	109,421

(注1) 最終申告率(17年度、18年度)：(未申告申告件数+実地調査申告件数) / 未申告者宛送付件数

(注2) 最終申告率(19年度以降)：(未申告申告件数+催告申告件数) / 未申告者宛送付件数

(注3) 催告・実地調査による増加(%) = 最終申告率 - (未申告調査での申告率)

(注4) 上記の表は、市提供資料を一部加工したものである。

また、市では上記の未申告調査以外に、税務署から提供を受ける資料にもとづき、課税漏れのチェックを行っている。平成22年度課税分においては、税務署から届いた支払調書リストの全件確認と、役員報酬リストより、103万円以上の給与収入がある者について、住民税が課税されているかどうかの確認を行い、全件適正に課税がなされている

ことを確認している。

(イ) 個人住民税の賦課計算の網羅性の検証について(意見)

個人住民税の賦課計算は前述のとおり、前年分の所得に基づいて計算される。市内居住者等に課税されるが、以下の場合には課税されない。

所得がない者

所得があるが、個人住民税の税額がゼロとなる者

所得があり個人住民税の税額も発生するが、課税資料が提出されていない者

個人住民税が非課税となる者については、他の納税義務者の扶養親族となる可能性がある。例外としては、所得が38万円超で他の納税義務者の被扶養者にはなれないが、本人に扶養親族があることなどによって均等割が非課税になる場合、所得が35万円超で個人住民税が課税されるが、38万円以下で他の納税義務者の被扶養者になれる場合、被扶養者の要件を満たしているが、他の納税義務者の被扶養者になっていない場合などである。

上記のとおり一部、の一部については、他の納税義務者の扶養親族となる可能性がある。他の納税義務者が市内在住の場合、扶養の情報も総合税システム上で把握しているため、課税漏れでないことが確認できると考えられる。ただし、他の納税義務者が市外在住の場合、当該他の納税義務者の情報は市で把握できないため、課税漏れかどうかの把握はできない。また、被扶養者の要件を満たしているが、他の納税義務者の扶養に入っていない可能性もある。これらの点を踏まえ、被扶養者の状況から課税状況を把握することも一つの方法であると考えられる。

一方、については、基本的に確定申告を行っていれば、税務署から市に情報が回付されるので、市税の賦課漏れはないと考えられる。しかし、所得税と個人住民税とでは一部計算方法が異なるため、所得税がゼロとなる場合は、税務署への確定申告書を提出していない可能性があり、その場合、市への直接の情報提供はないため、課税漏れが生じる可能性がある。

仕送りにより生活する学生が多く居住する場合には必ずしも課税漏れの対象者が多いとは限らないが、学生起業家の把握や、納税義務者

数や扶養親族となっている者の人数及び住民基本台帳に登録されている居住者数を把握することも今後の方針を決定する材料になる可能性があると考えられる。

(ウ) 個人住民税の正確性の検証について

a. 前年比較の有用性について(意見)

個人住民税は、前年分の所得に基づき賦課計算される。所得は年により変動するため、税額もそれに応じて変動する。市のシステム(総合税システム)は、システム上で前年比較する機能を有していないということである。その理由は、単純比較しても変動があるため、無意味であるからということである。

確かに、単純に前年との比較を行い、計算の正確性を検証することは有用とは言えない。しかし、税額計算のための基礎情報のうち、定性的な情報については、前年比較が有用である。扶養親族の情報や住宅取得控除のための情報などである。課税計算は、申告書等の提出を受け、短期間で大量の賦課計算処理をする必要があるため、システム内の計算が正確であることを信用して処理することが大前提となるが、その中には人の判断が入るため、その判断が誤ると賦課計算自体が誤ることになる。そのため、別の視点からの正確性を検証する手段の一つとして、前年比較を行い、異常値がないことを検証することも考えられる。

基本的には、担当課では市の申告書を送付するときに、申告書に前年の本人の情報等を印字することにより申告時点でのヒヤリング漏れを防止しているほか、住宅借入金等特別税額控除の計算に必要な居住開始年を管理して、課税誤りの防止に努めていた。いずれも課税前の事前確認として行ったものであり、課税計算後に検証する手段としての前年比較が望まれる。

なお、現在の総合税システムの運用方法として、税務部各課はデータの抽出を単独の課だけでは自由に行うことができず、IT推進室に処理を依頼している。未申告調査を行う際には前年比較を行うことは有用であると考えられるため、今後の実務として、IT推進室の協力の基、課税計算後の検証のための特定の情報を抽出し、必要な場合には前年比較の拡充を行うことを要望する。

b . 税制改正等への対応について(意見)

税制改正は毎年行われており、市税もその影響を受けることが多い。その都度、税制改正の内容を把握し、内部での研修を行い、賦課計算の誤りがないよう、努めているということである。また、税制改正に対応するためのシステム改修により計算誤りがないよう、サンプルチェックを行い、課税準備を行っているという。

ただし、当初想定していた書類や処理が、直前に変更になるケースもある。その場合にはシステムを再度改修することにより計算が正しく行われないうリスクを避けるためやシステム改修期間が確保できない場合には、人的処理での対応を選択する場合もある。このような場合、人的処理の誤りがあれば税額（又は賦課結果）に誤りが生じることになる。

税制改正で影響を受ける内容については、システム上で計算される数値を別の方法で検算し、正確性を担保することは有用であるものと考えられ、住民税課でもサンプルチェックで手計算の結果との照合を行っている。ただし、どのようにサンプルを抽出するか、また何件抽出するか、については経験則により判断して行っているのが現状である。サンプル抽出方法及びその方法論が確立されていれば、税額計算の正確性が担保され、業務の効率化につながり、さらに税額計算の結果に対する説明責任が果たせることになる。サンプル抽出方法及びその方法論の確立が望まれる。

なお、監査期間中に、以下の事実があった。

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、当該適用を受ける者は、居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限られる。市では平成 19 年及び平成 20 年に居住開始をした者についても住宅借入金等特別税額控除を適用し、賦課計算を行った例があり、住民からの問い合わせにより、当該特別控除の適用の事実が判明し、再計算の結果、個人住民税の賦課額の変更を行った。

平成 20 年度課税分より個人住民税の住宅借入金等特別税額控除を適用する際には、年度ごとに「市町村民税、都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することとなっていたが、当該申告書の提出が省略され、平成 22 年度課税作業の直前に、確定申告書の第二表の「特例適用条文等」の欄に居住開始日を記載することに変更となった。直前の記載方法の変更であったため、全件について個人住民

税の税額控除を含めて賦課計算を行った後、居住年月日が平成 19 年と平成 20 年の者について、抜出して再計算をする予定であった。しかし、事務の進め方が不徹底であり、当該手続を行わなかったため、賦課計算の誤りが生じたということである。

賦課計算を正確に行うためには、上記の手続きは省略できないものであり、内部手続上の問題があった。特定の市民に対する不利益に一見ならないようにもみえる判断が、他の納税者との関係では公平性を欠く場合もあり、このようなきめ細かい課税事務の調整の際には、組織としての判断において細心の注意を払われるよう要望する。

イ．個人住民税の減免処理について

法では、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」としている（法第 323 条本文）。また、個人都民税についても法第 45 条で減免について規定している。これを受け、市は、個人住民税の減免について、下記のとおり規定している（八王子市市税賦課徴収条例第 35 条、同条例施行規則第 4 条別表第 1）。

【減免対象者（八王子市市税賦課徴収条例第 35 条第 1 項）】

以下のいずれかに該当するもののうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1)生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受ける者
- (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3)学生及び生徒
- (4)公益社団法人及び公益財団法人
- (5)前各号に掲げるものを除くほか、特別の理由があるもの

【減免事由及び添付する証明書類（八王子市市税賦課徴収条例施行規則別表第 1）】

減免事由	書類
(1) 賦課期日後において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	当該扶助又は支

<p>の規定による生活扶助を受けることとなったとき、若しくは賦課期日以後において生活保護法の規定による教育扶助、住宅扶助若しくは医療扶助を受けているとき（生活扶助を受けている場合を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。</p>	<p>援給付を受けていることを証明する書類</p>
<p>（2） 賦課期日後において、生計を一にする納税義務者が死亡し、当該納税義務者の納税義務を継承した者（以下この号において「納税義務継承者」という。）が、減免に係る申請時において所得が皆無であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき、又は納税義務継承者の減免に係る申請日の属する月の前3月の平均収入が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める生活扶助の基準額（以下「生活扶助基準額」という。）以下であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき。</p>	<p>生計を一にするすべての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書</p>
<p>（3） 賦課期日後において、1月以上失職したこと（本人の意思に反して職を失い雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の規定による失業等給付の受給終了後においてなお無職であること又は倒産、破産若しくは廃業により業を失ったことをいう。以下この号において同じ。）により減免に係る申請時に所得が皆無である者又は休職したことにより減免に係る申請時に所得が皆無である者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき、又は1月以上失職し、又は休職したことにより、その者の減免に係る申請日の属する月の前3月の平均収入が生活扶助基準額以下であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき。</p>	<p>生計を一にするすべての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書並びに失職又は休職をしたことを証明する書類</p>
<p>（4） 学生及び生徒（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生をいう。）が、前年中の所得を学費に充てたとき。</p>	<p>在学している学校が発行する在学証明書及び学費の領収書の写し</p>
<p>（5） 公益社団法人及び公益財団法人のうち、均等割のみ課税されているものであるとき。</p>	
<p>（6） 納税義務者又は被扶養者の疾病又は負傷により医療費が増</p>	<p>生計を一にする</p>

加し、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請日の属する月の前3月の収入から医療費を差し引いた額の平均月額が生活扶助基準額以下であるとき。	すべての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書並びに医療費の領収書
(7) 災害により専ら自己の居住の用に供する家屋又は家財について損害を受けたことにより支出が増加し、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請日の属する月の前3月の収入から復旧のために支出した経費を差し引いた額の平均月額が生活扶助基準額以下であるとき。	り災の事実を証明する書類
(8) 管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)のうち、均等割のみ課税されているものであるとき。	

上記の規定に基づき、市の行った個人住民税の減免実績は以下の通りである。なお、減免制度によるものではないが、減免以外で租税条約に基づく個人住民税を課税しないことが行われているので、当該実績も合わせて記載する。

【減免実施状況】

(単位：円)

年度	件数	既課税額	減免税額	差引納税額
14	6	218,000	176,100	41,900
15	9	275,200	93,000	182,200
16	26	673,600	411,600	262,000
17	28	1,505,200	1,244,700	260,500
18	39	2,740,300	2,117,100	623,200
19	55	4,421,000	2,560,100	1,860,900
20	109	10,112,700	6,587,700	3,525,000
21	230	21,902,900	14,312,400	7,590,500

(市担当課作成資料)

【租税条約に基づく減額実施状況】

(単位：円)

年度	件数	既課税額	減税額 ^{注1}	差引納税額
16	28	642,200	634,400	7,800
17	36	840,600	771,900	68,700
18	73	2,123,200	2,123,200	0
19	77	2,989,700	2,989,700	0
20	136	7,103,300	7,057,300	46,000
21	205	13,396,600	12,913,900	482,700

(市担当課作成資料)

(注1) 租税条約に基づく減額実施状況の「減税額」欄は、租税条約の適用後の納付すべき額と、租税条約の適用がなかった場合に課税される既課税額との差額である。

【平成21年度減額内訳(個人別データの集計)】

<減額内訳(普通徴収・特別徴収別)>

(単位：円)

	件数	個人住民税額 年税額(減額後)	普徴減額	特徴減額
普徴徴収	339	7,647,400	21,388,000	0
特別徴収	20	0	0	1,568,200
合計	359	7,647,400	21,388,000	1,568,200

(市データより作成)

(ア) 減免対象者の明確化について(意見)

市は条例及び条例施行規則に基づいて減免対象となるものを決めている。いわゆる「生活困窮者」の定義もここで列挙されており、範囲も明確になっている。また、当該定義に該当するか否かは計算シートに当てはめて数値化して判断する。ただし、計算シートに当てはめる作業は標準化されておらず、特定の経験者が担っている状況である。減免対象者であるかどうかの判定手順の明確化と、手続の効率化を図るため、また、減免事由を具体的に判断する職員に過大な判断責任を負わせないためにも、減免実施手順書を作成することを要望する。

(イ) 減免制度に係る他都市比較等の分析について(意見)

減免制度について、担当課では平成20年1月の施行規則作成時点で他都市の状況を把握したものの、その後、継続的な調査を行って

いなかった。現状の制度が相対的にも適切であるかどうか判断するためにも、他都市比較等の分析を行い、制度改定の際の検討データとして蓄積することを要望する。

(ウ) 租税条約による税額減額の取扱いについて(意見)

租税条約による税額減額の取扱いは、手続については減免制度と類似している点があるため調定においては、減免制度と同じ箇所に記載されているが、総合税システム上は個別対応していない。近年租税条約による税額減額の件数・金額がともに増加傾向にあり、その重要性が高まる場合に備え、システム上での取扱いの必要性を検討することも必要である。なお、租税条約による税額減額の実績は前述のとおり平成 21 年度では 205 件・約 1,291 万円の減額であり、通常の減免は、230 件・約 1,431 万円とほぼ同数であった。

(2) 個人市民税の徴収事務について

概要

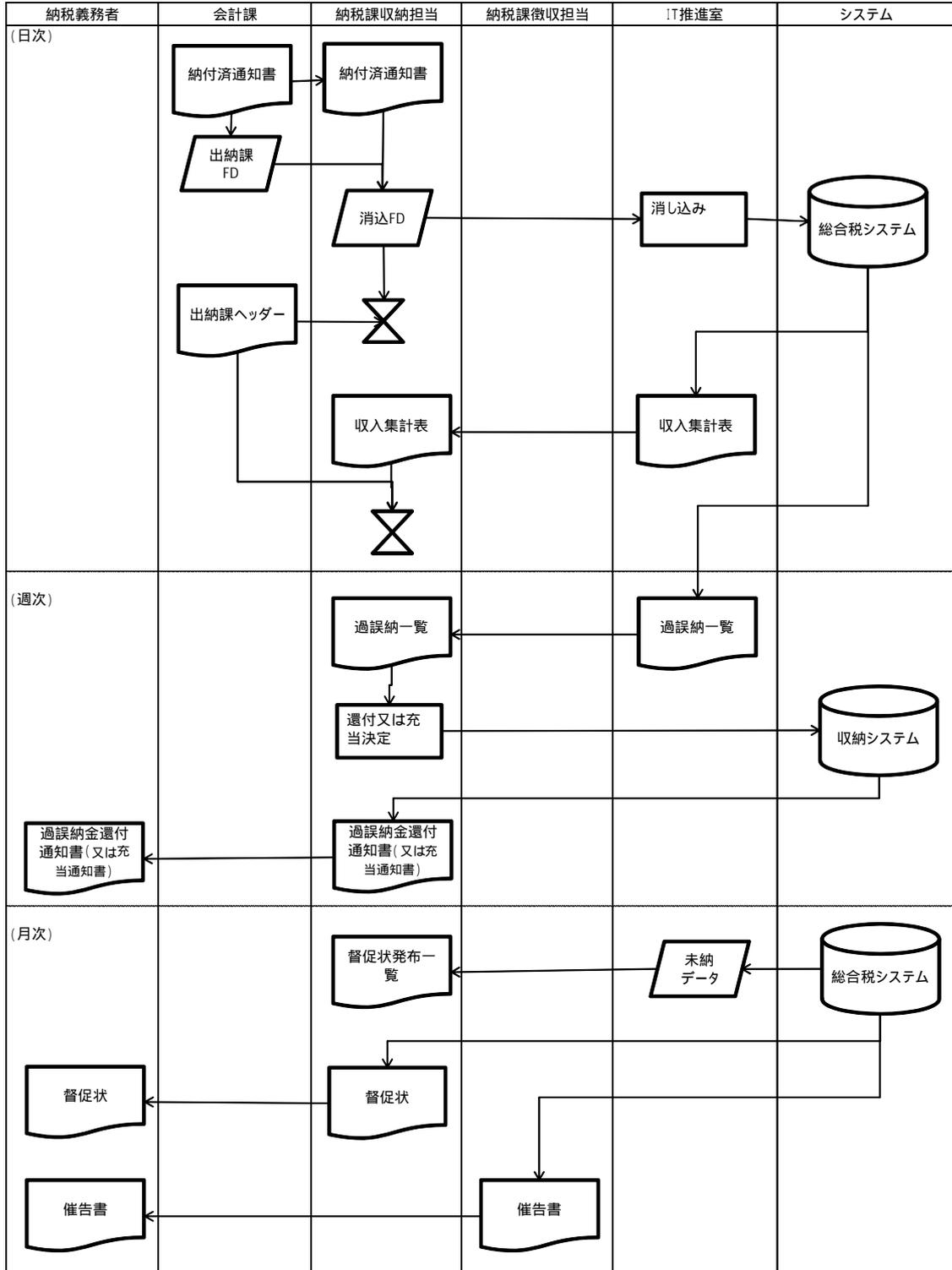
個人住民税の徴収は、普通徴収、給与からの特別徴収、年金からの特別徴収により行われる。納期は、普通徴収の場合、年 4 回で下記の表の通りである。給与特別徴収の場合は、6 月から翌年 5 月までの年 12 回で、特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収し、翌月 10 日までに納入する。年金特別徴収の場合は、年金支払時(4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月)の年 6 回で、年金保険者が特別徴収対象年金の支払の際に徴収し、これを翌月 10 日までに納入する。

【納期】

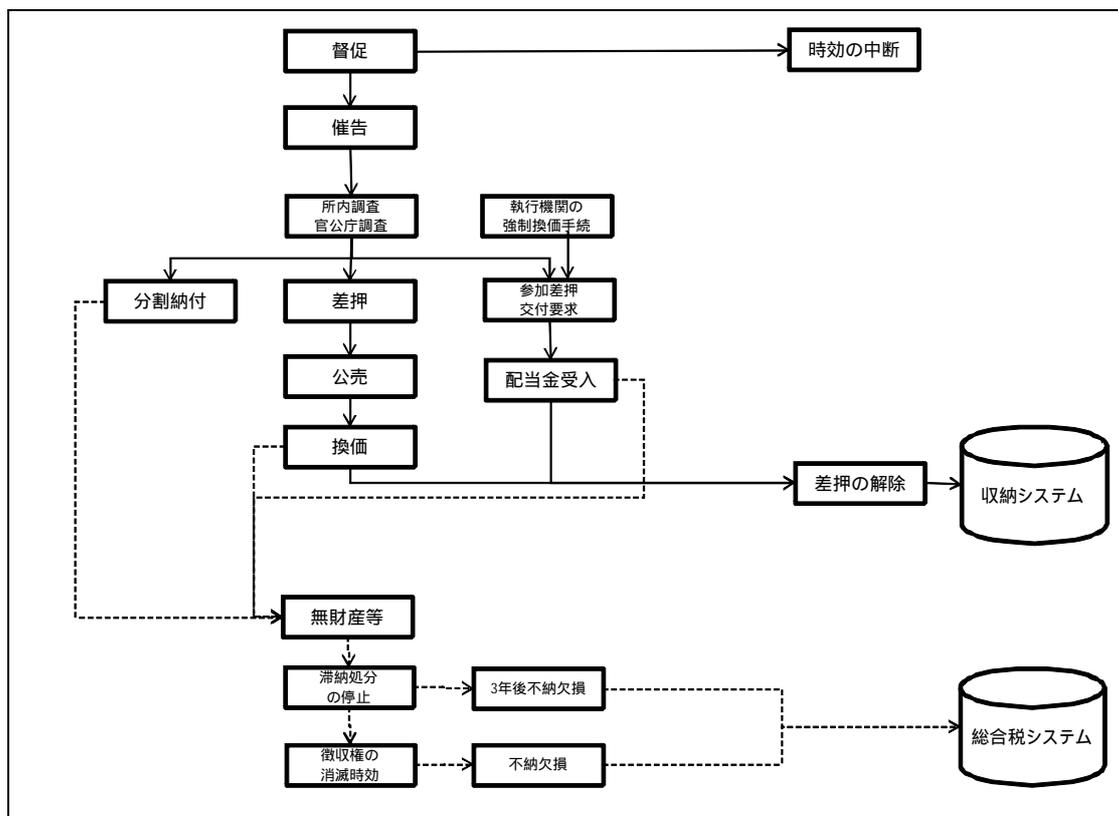
普通徴収	第 1 期	6 月 1 日から同月 30 日まで
	第 2 期	8 月 1 日から同月 31 日まで
	第 3 期	10 月 1 日から同月 31 日まで
	第 4 期	翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで
給与特別徴収	第 1 期～第 12 期	給与支払月の翌月 10 日まで
年金特別徴収	第 1 期～第 6 期	年金支払月の翌月 10 日まで

個人住民税の徴収事務については、次の業務フローに示すとおり、租税の納付や還付等に関する「租税債権管理事務」と、滞納になった租税債権を適正に処理する「滞納整理事務」に大別される。

【租税債権管理事務】



【滞納整理事務】



ア．担当課及び職員体制について

個人住民税の徴収事務に関しては、納税課にて行っており、平成 22 年度においては、課長 2 名、主査 8 名、主任 40 名、一般職 8 名の計 58 名の体制となっている。正規職員以外に嘱託員 16 名（徴収担当 8 名、滞納整理担当 8 名）、臨時職員 10 名（収納管理及び電話催告担当）が業務に従事している。

課	担当	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
納税課	課長	2	2	2
	主査	7	6	8
	主任	38	38	40
	一般職	10	12	8
	正規職員計	57	58	58
	嘱託員	14	16	16
	臨時職員	9	9	10
	合計	80	83	84

イ．個人住民税の予算・実績について

個人住民税の平成 21 年度の決算数値は、調定額が 40,860 百万円、収入済額が 37,896 百万円、収入率が 92.7%、不納欠損額が 170 百万円、還付未済額が 16 百万円、収入未済額が 2,810 百万円となっている。うち、現年分は、調定額が 38,175 百万円、収入済額が 37,221 百万円、収入率が 97.5%、不納欠損額が 2 百万円、還付未済額が 16 百万円、収入未済額が 967 百万円となっている。また、滞納繰越分は、調定額が 2,684 百万円、収入済額が 674 百万円、収入率 25.1%、不納欠損額が 167 百万円、還付未済額が 509 千円、収入未済額が 1,842 百万円となっている。

決算推移を見ると、平成 18 年度及び平成 19 年度に調定額及び収入済額が増加している。これは、定率減税の縮小（平成 18 年度）・廃止（平成 19 年度）や税源移譲（平成 19 年度）の影響を受けたと考えられる。収入率については、概ね 93%前後であるが、平成 19 年度以降は滞納繰越分の徴収率が上昇している。不納欠損は平成 20 年度に大幅に増加している。還付未済額は年々増加傾向にある。収入未済額も増加傾向にある。（詳細数値については、賦課事務の箇所を参照。）

ウ．前記の業務フローの説明について

徴収事務のうちの租税債権管理事務は、日次業務として、納税者の納付による歳入の把握、入金による租税債権の消し込みがある。週次業務として、収入消し込みにより過誤納が認識された場合の還付又は充当処理がある。月次業務として、納期限到来後未入金の場合の督促状を送付、督促状送付後なお未入金の場合には催告書がある。

徴収事務のうちの滞納整理事務は、督促状、催告書送付後、所内調査等を行い、分割納付の申出があった場合の対応、一方、必要と認められた場合は差押を、執行機関の強制換価手続があった場合は参加差押、交付要求手続を行う。差押後、公売等による売却代金や配当金を滞納金に充当する。滞納処分する財産がない場合は、徴税吏員の職権で滞納処分の執行を停止し、3 年後不納欠損処理を行う。また、徴収権は、法定納期限の翌日から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅し、不納欠損処理を行う。

手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的な監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当主査等から説明を受け、必要な質問を行った。

当該事務に係る協定書、個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。

日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については次に述べる事項以外、特に指摘する事項はなかった。また、当該指摘事項と併せて、関連する意見を述べることとする。

ア．収入未済（滞納債権）の状況について

（ア）収入未済の回収時点での延滞金の管理について

（「 1．市税全般に係る総括的意見について（ 2 ）現金主義会計と発生主義会計の狭間で 延滞金の徴収について」を参照（ 43 頁 ））

（イ）滞留債権の処分等について（意 見）

発生年度が古い滞留債権について、内容を確認したところ、以下のような内容が判明した。詳細を確認の上、適切な処理を検討されたい。なお、個人住民税以外の税目についても合わせて記載している。

区 分	税金の種類	期間	金額
A（法人）	個人市民税（特別徴収）	H10～H21	5,116,200円
	法人市民税	H19～H20	538,300円
	固定資産税	H19～H21	530,000円
B（個人）	個人市民税（普通徴収）	S55～H2	259,780円
	固定資産税	S55～H2	562,260円
	軽自動車税	S60～S61	2,000円
C（個人）	個人市民税（普通徴収）	S58～S60、H13～H14	1,188,410円
	固定資産税	S59～S60、H18～H21	135,220円

（平成22年10月1日現在、市提供データより）

a．A（法人）について（意見）

Aは、住民税の特別徴収を行っている法人である。在職者から預かった住民税は納付しているが、退職者の分については納付しておらず、また、社員退職により提出すべき異動届を市へ提出することも怠っているため、退職者を含めた当初の賦課額を更正できず、差額が未徴収として滞留している。過去において、当法人に対して差押を行ったところ、間もなく納付がなされた。しかし、その後は以前と同様、社長の未納付の認識のない債権が残っている状況である。

会社は、退職者がいた場合、特別徴収の住民税について、退職時に一括徴収するか、普通徴収に切り替えるか、次の就職先に引き継がせるか、いずれかを選択する必要がある。退職時に一括徴収する方法を選択した場合であれば、社員から預った住民税額は市へ納付すべきものである。それ以外の場合には、社員から住民税額を預っている場合には含まれないが、市では異動届を受理して対応が必要となるので、届出の提出を徹底するよう指導が必要となる。

また、特別徴収の方法によって徴収されることを原則としている一方で、当該区市町村内に給与所得者の数が少ないこと、給与の支払をする者ごとに給与所得者の数が少ないこと等の特別の事情がある場合には、特別徴収の方法によらないことができることとされている（法第321条の3第1項但書、法通知（市町村税関係）第2章37）。上記の「特別の事情がある場合」に該当するかの判断を行うこともひとつの手段であると考えられる。

このような悪質なケースの場合は、積極的に差押等の強い滞納処分を行うよう要望する。

b . B (個人) について (意見)

過去において、分納誓約はなく、差押の事実があり、その後、平成 15 年 3 月に本人が死亡した案件について、その事実を平成 16 年 10 月に確認した後、そのままになっているものが存在する。

死亡者に対する課税はできないことから、この債権について行うべき手続としては、相続人に相続手続を行った上で、相続人が被相続人の住民税を納付するよう促すということである。賦課替え処理が必要であり、時間と手間がかかるため、後回しになっているものである。

現在では、死亡人プロジェクトチームが存在し、死亡者について次のような作業を行っている。すなわち、年 3 回、賦課替えの作業を住民税課や資産税課に対して依頼するため、調査等を行っているもので、現在、進行中である。なお、このプロジェクトチームは平成 20 年度に組成されたものであり、同時に、過去 5 年くらいの案件を抽出し、処理に当たってきた。しかし、当該 B については当該プロジェクトチームの見直し作業からは、古いものとして漏れてしまった可能性がある。同様に処理漏れがないことを確認するとともに、これについての処理を進めるよう要望する。

また、死亡人プロジェクトチームの業務は、税務部の中の住民税課・資産税課と納税課の縦割り行政を是正する取組みとして、評価されるべきものであり、担当者が代わっても恒常的に機能することが求められるため、一定のルール等(当該プロジェクトチーム設置要綱等の設定等)に基づき、継続的な業務として実施できる組織体制を検討することも併せて要望する。

c . C (個人) について (意見)

当該債権は、滞留している債権が、一定期間欠落した状態となっている案件である。このような欠落が生じた原因は、昭和 61 年に不動産の差押をした後に発生した債権について、平成 11 年に一般時効として不納欠損処理をしているためであった。

本来は差押後に発生した債権について参加差押をし、時効の中断をすべきであった。当時の処理については、現在一般的に行われているという参加差押及び時効の中断などの処理が徹底されておらず、手続が不十分であったことが想定される。事務処理のマニユ

アルを担当全員に徹底させることが重要である。

イ．不納欠損について（意見）

滞納者に対する差押を行っている過年度の案件について、差押後に発生した債権について参加差押をせずに、一般時効として不納欠損処理している事例があった。現在の実務体制では参加差し押さえの可能性があれば、必ず実施することとしているため、このような問題は発生しないということであった。このような過去の事例に対する研究も、滞納対策の職員の人材育成の一環として、重要であると考え。したがって、過去の事例に対するケーススタディ的調査とそのテキスト化についても検討されることを要望する。

ウ．延滞金の処理について

（「１．市税全般に係る総括的意見について（２）現金主義会計と発生主義会計の狭間で 延滞金の徴収について」を参照（43頁）。）

エ．過誤納の事務処理（充当処理を含む。）及び還付・還付加算金算定事務等について

（「１．市税全般に係る総括的意見について（２）現金主義会計と発生主義会計の狭間で 過誤納に係る還付金及び加算金の算定・還付等について」を参照（47頁）。）

オ．分割納付について（意見）

納税者又は特別徴収義務者が、一定の要件に該当した場合において、徴収金を一時に納付又は納入することができない場合は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる（法第15条第1項本文）。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げないとされており、分割納付が認められている（法第15条第1項後段）。

一方、市は、上記の規定以外の手段として、任意の分割納付の制度を導入している。すぐに滞納処分を行わず、分割納付に関する合意を

取ることで、徴収可能性を判断するとともに、早期納付の意識を高める狙いがあると考えられ、滞納債権の回収努力の一つとして評価できるものである。担当課では、平成 22 年 4 月以降、マニュアルを作成し、これに基づき分割納付の事務を行っている。

分納誓約書により債務の承認、時効の中断という効果があることから、分納誓約書の締結が原則であると考ええる。一方で、市独自の分割納付の制度であることから、その実際の運用をより弾力的にすることも理解できるが、文書による合意をすべき案件か、口頭で合意すべき案件か、担当者の判断に委ねられている状況である。

したがって、分納誓約書の締結段階に係る判断を個別の担当者の判断にだけ頼るのではなく、現実的なルールを早急に設定されるよう要望する。

カ．督促手数料について（意見）

法第 330 条において、市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができるとしている。市は手数料条例を設けているが、督促手数料に関する規定はない。

市税の徴収に当たっては、督促状の発送に要する事務作業やコストを考慮し、また、期限内納付を促すためにも、督促手数料の徴収について検討されることを要望する。

3. 法人市民税及び事業所税の課税及び徴収事務に係る監査結果について

(1) 法人市民税及び事業所税の課税事務について

概要

ア. 法人市民税の概要

法人市民税は、市内に事務所等又は寮等を所有する法人及び法人課税信託の引き受けにより法人税を課税される個人で市内に事務所等を有するものに課税される。法人市民税は、均等割と法人税割で構成され、市内に事務所又は事業所のある法人には均等割と法人税割とが、市内に事務所または事業所がなく寮等のある法人には均等割が課税される。

【納税義務者】

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
1. 市内に事務所や事業所を有する法人		
2. 市内に寮、保養所などを有する法人で、その市内に事務所や事業所を有しないもの		
3. 市内に事務所や事業所などを有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（注）		

（注）3 に掲げる公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行う場合は、1 に該当する。

法人市民税の均等割の税率（市町村に限る。）は、法上は標準税率に加えて制限税率が定められており、その範囲内において、各地方公共団体が条例で定めることとなるが、八王子市においては、八王子市市税賦課徴収条例にて標準税率と同一の定めとしている。

【均等割額】

法人等の区分	従業者数	税率
1 資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円
	50 人以下	410,000 円
2 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円	50 人超	1,750,000 円

以下の法人	50人以下	410,000円
3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
4 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
5 資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
6 上記以外の法人等	-	50,000円

(注1) 資本金等の額：法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額。

連結法人の場合は、連結個別資本金等の額。

(注2) 従業者数：市内に有する事務所又は寮などの従業者数。

(注3) 資本金等の額及び従業者数は、算定期間の末尾で判定する。

法人市民税の法人税割の課税標準（市町村に限る。）は、法人税額又は個別帰属法人税額である。また、その税率については、法上、標準税率が12.3%、制限税率が14.7%と定められているが、八王子市においては、八王子市市税賦課徴収条例にて、制限税率の14.7%を採用している。なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小法人等については、中小企業の保護、育成の必要性を考慮して、12.3%を特例措置として残している。

【法人税割】

法人等の区分	税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	14.7%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人	12.3%

(注) 法人税割の法人等の区分は、資本金の額又は出資金の額のみで判定する。

申告期限及び納付の方法は下表のとおりであり、各法人等の設定する事業年度に応じて申告がなされる。

【申告及び納付方法等】

a. 事業年度が6カ月以内の法人

区分	申告期限等
確定申告	事業年度終了の日から、原則として2カ月以内。 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額。

b. 事業年度が6カ月を超える法人

区分	申告期限等
中間申告 予定申告 (注)	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内。 【予定申告】 前事業年度分として納付した法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た法人税割額と均等割額との合計額。 【中間申告(仮決算によるもの)】 その事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして法人税額をもとにして計算した法人税割額と均等割額との合計額。
確定申告	事業年度終了の日から、原則として、2カ月以内。 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。なお、当該事業根度についてすでに中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額。

(注) ただし、法人税(国税)の中間申告義務がない場合は、法人市民税の中間申告も必要ない。

イ. 事業所税の概要

事業所税は、人口30万人以上の大都市地域等(指定都市等)における行政サービスと事業活動との受益関係に着目し、これらの地域に所在する事務所もしくは事業所に対し負担を求めるという趣旨で設けられた目的税である。特に、大都市地域において多額の費用がかかる道路や公園、下水道及び教育文化施設等の都市環境の整備や改善事業に充当することとされている。

法第5条において、該当する指定都市等は事業所税を課すこととされており、かつ、納税義務者、課税標準、免税点及び税率についても全国一律とされており、各地方公共団体において裁量の余地は無い。事業所税は、事業所等の床面積を対象とする資産割と従業員の給与総額を対象とする従業員割とで構成されている。

【事業所税の課税対象等】

課税区分	資産割	従業員割
課税対象	事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業員給与総額
税率	1㎡につき600円	従業員給与総額の100分の0.25
免税点	事業所床面積1,000㎡以下	従業員数100人以下
納付方法	申告納付	
申告納付期限	法人：事業年度終了の日から2カ月以内 個人：翌年の3月15日まで	

ウ．担当課及び職員体制について

法人市民税及び事業所税の課税事務は、住民税課法人市民税・事業所税担当が所掌している。平成21年度までは、正規職員4名及び臨時任用職員（アルバイト）1名の体制であったが、職員体制の見直しにより、平成22年度より、正規職員3名及び臨時任用職員（アルバイト）1名の体制とするとともに、窓口業務を含む課税事務全般の補助業務を財団法人T協会に委託している。

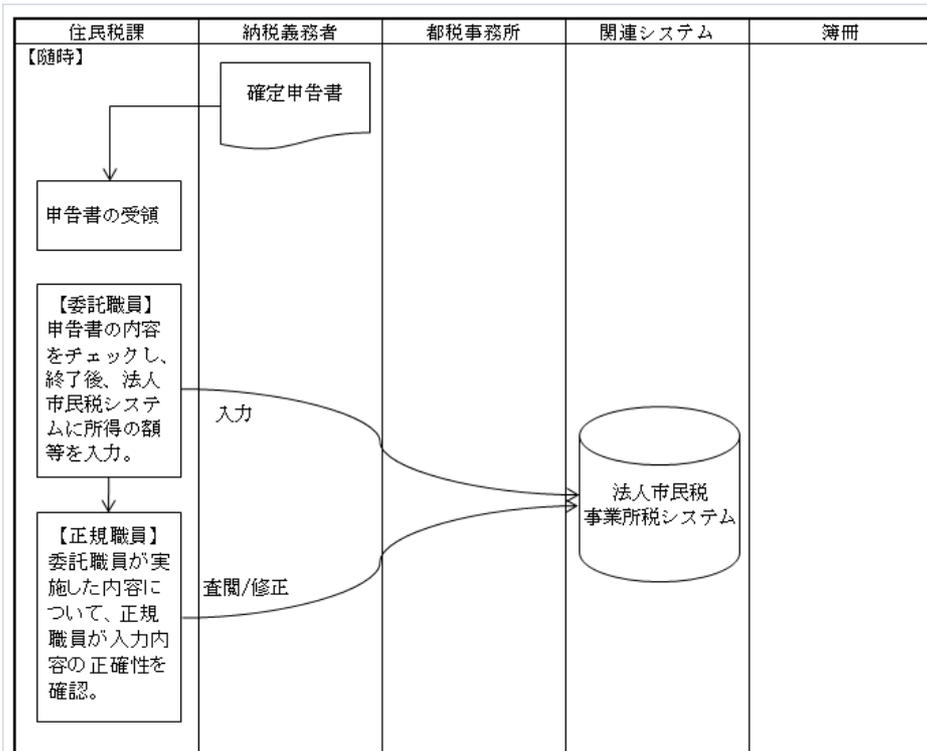
エ．業務フローについて

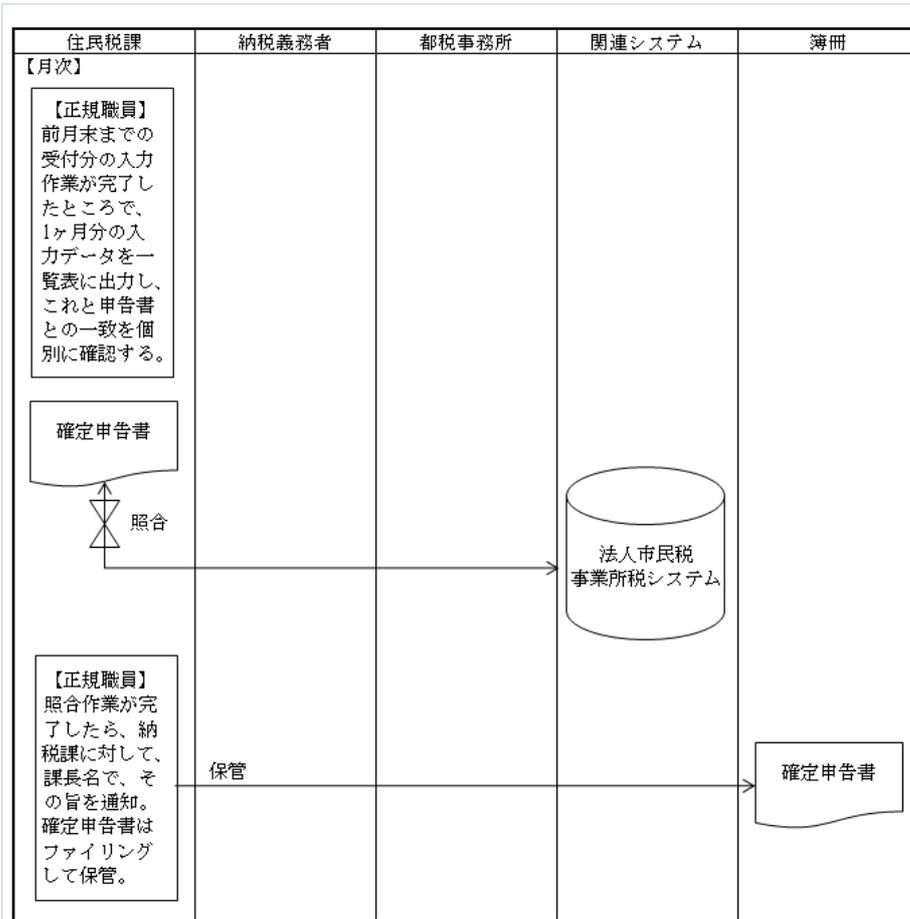
法人市民税及び事業所税の課税事務は、主に、（ア）受領した申告書の内容を確認し、法人市民税・事業所税システムに随時登録するとともに、1ヶ月分の登録データを再度確認し、納税課へ通知する業務と、（イ）更正もしくは決定業務とに区分される。また、これ以外に納税者からの

減免申請を審査決定する処理がある。

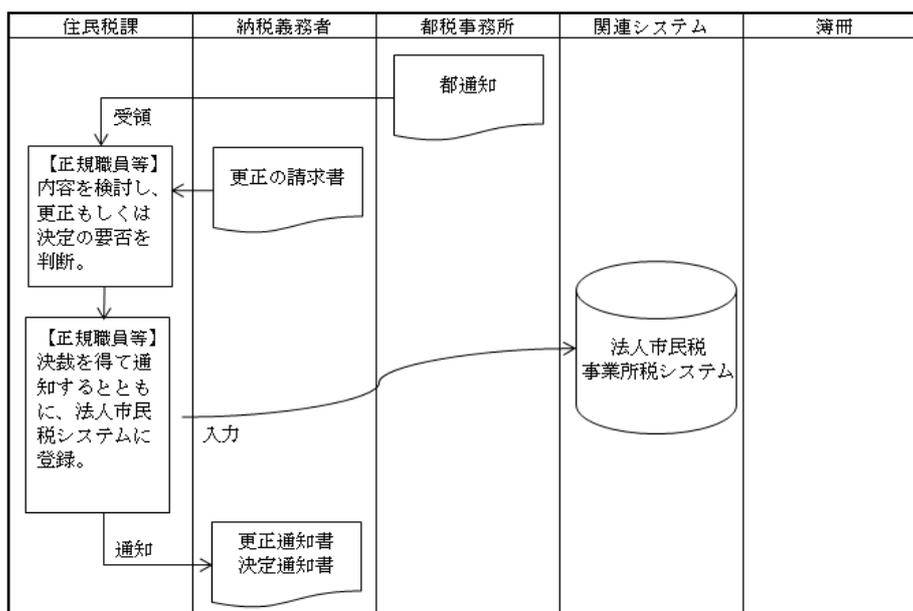
法人市民税・事業所税の課税事務の（ア）及び（イ）について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。

（ア）申告書確認及びシステム登録





(イ) 更正もしくは決定業務



(注) 都通知は法人市民税のみであり、事業所税については対象外である。

手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当主査等から説明を受け、必要な質問を行った。

当該事務に係る協定書、個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。

日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については次に述べる次項以外、特に指摘する事項はなかった。また、当該指摘事項と併せて、関連する意見を述べることとする。

ア．課税所得の算定の正確性について

(ア) 都通知の確認作業について(指 摘)

法人市民税の法人税割の課税標準は、国税である法人税の額であるため、国が法人税にかかる更正または決定をした場合には、遅滞なく当該更正または決定にかかる所得及び法人税額等を、当該法人の事務所等所在地の都道府県知事に通知しなければならないとされており、都道府県知事は、遅滞なく当該通知にかかる法人税額等を、当該都道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならないとされている。八王子市の場合、都税事務所より、都通知(市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について)を受けており、通知の内容を法人市民税システムの登録内容と照合した上で、市として更正または決定等の処理が必要か否か判断している。なお、都通知は、都税事務所より毎月送付されるが、平成21年度においては、合わせて4,936

件の送付を受けており、結果、八王子市として、更正 341 件、決定 47 件を行った。それ以外の 4,548 件は、期限後申告等により、更正もしくは決定を行う必要が無いものがほとんどである。しかし、一部において、都通知に記載されているものの、市の法人市民税システムには登録の無い法人が検出されることがあり、そのような法人は適切な申告がなされていない可能性が高い。このため、市としても、法人市民税の課税団体として、そのような法人の実態を調査・捕捉し、必要であれば決定処分を行うこととしている。

平成 21 年度においては、平成 21 年 4 月から 5 月にかけて、17 件の実態調査を行い、5 件を決定し、3 件を継続調査扱いとしたが、平成 21 年 10 月に実施するとした実態調査については、結果が取り纏められておらず、平成 22 年度に至っては、監査人の往査時（平成 22 年 9 月）においても、未だ実態調査自体が実施されていなかった。この実態調査は、課税担当課として必須の業務であり、法人市民税・事業所税システムの再構築などの特別な事情があったとしても、課税の公平性を担保する意味からも早期に解消する必要がある。

また、実施結果について、現状、記録に残すべき項目が特定されておらず、特に、継続調査となった事案の顛末が確認できない。このため、継続調査となった事案の顛末の記録方法を含め、記録すべき事項を特定した上で、明確に実施結果を取り纏めるよう併せて要望する。

なお、住民税課は平成 22 年 10 月以降になって、実施する体制が整ったとして実態調査を開始している。一部現地調査に着手した状況であるが、平成 21 年度の結果と併せて、以下に、その実施状況を示す。ちなみに、平成 22 年度の実施対象としている都通知は、最も古いもので、通知日は平成 21 年 6 月 4 日であり、平成 21 年度の実態調査結果の取り纏め以前に受領した都通知については処理されている。

【 1 . 平成 21 年度実態調査結果：平成 21 年 5 月 12 日決裁分】

区 分	件 数
決定処分	5 件
期限後申告有り	2 件
その他	7 件
継続調査	3 件
合 計	17 件

【 2 . 平成 22 年度実態調査実施状況：平成 22 年 10 月 26 日決裁分】

区 分	件 数
現地調査済み	6 件
現地調査準備作業に着手	11 件
未着手	34 件
合 計	51 件

(イ) 事業所税にかかる貸付申告書の申告勧奨について (意 見)

事業所税に関しては、八王子市市税賦課徴収条例第 130 条第 2 項において、納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者に対して、「新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から 2 月以内に」、事業所用家屋の所在地及び事業所床面積、納税義務者の氏名及び住所等を申告することが定められている。また、従前の貸付申告書(事業所用家屋貸付等申告書)においては、施設の専用部分の面積のみの申告を求める様式であったが、現在は、共用部分の面積も併せて申告を受ける様式に変更されている。

今回、監査手続きとして、貸付申告書の簿冊を通査するとともに、サンプルで事業所税の申告内容と照合したところ、面積等が整合しない事案が散見された。加えて、従前の貸付申告書の様式で報告されたままになっているものも散見された。これは、貸付申告書の申告勧奨がなされていないため、申告内容の更新が適切になされていないことによる。このような場合、次のような問題が生じる。

すなわち、市内に複数の事業所用家屋を所有もしくは賃借している場合、個々の事業所用家屋の面積は免税点の 1,000 m²以下であったとしても、合算で超過した場合には課税対象となる。このため、納税者側の故意もしくは過失の別なく、無申告や過少申告の生じるおそれが高い。貸付申告書は、事業所用家屋に関する貸付者側からのデータであり、これを賃借人名義で名寄せすることにより、事業所税の申告義務者を最低限把握することができる。このように、事業所税の申告の網羅性及び申告内容の正確性を検証するための重要な情報であることから、これまで貸付申告書を提出してきた者に対しては、貸付けの相手先や面積等に変更があった場合に、適時に異動した内容を反映した申告書の提出を促す必要がある。また、従前の様式では専用面積のみが記載されているが、事業所税の資産割の課税標準は、按分した共用部分の面積を含むものであり、貸付申告書を活用するためには必須

の情報である。従前の申告書のままとっている者に対しては、新しい様式での申告書の提出を促す必要がある。

いずれにしても、貸付申告書の提出を受けることが目的ではないことから、今後、申告の網羅性の検証作業に活用することを要望する。

(ウ) 課税事務の年間スケジュールの策定及び事務処理マニュアルの策定について(意見)

現在はスケジュールの策定作業が進行しているが、これまでは法人市民税及び事業所税の課税事務に関する大まかな年間スケジュールしか策定されておらず、計画性が薄かった。このことが、「(ア) 都通知の確認作業について」に記載したような処理の遅延等をもたらす一要因とも言える。特に、申告の網羅性の検証作業等のような事務は、日々の申告書の処理業務とは別個に、時期を集中して取り組まざるを得ないことから、円滑な事業遂行のためには、具体的な課税事務の年間スケジュールをあらかじめ定めることが必要なものとする。その際、申告書の処理といった日常的な業務だけでなく、「(ア) 都通知の確認作業について」に記載した都通知に基づく実態調査、「(イ) 事業所税にかかる貸付申告書の申告勧奨について」に記載したような、事業所税申告の網羅性の検証作業等のように、課税の公平性を担保するために必要と考えられる事務処理についても、他の業務との優先順位を判断した上で、具体的な実施期間や要員等を折り込んだ年間スケジュールを策定することを要望する。

また、都通知に基づく実態調査や事業所税申告の網羅性の検証作業等のような業務については、現在、具体的な事務処理マニュアルは存在しない。しかし、業務水準の属人的な差異を平準化し、人事異動等があった場合であっても一定水準の業務を保持するために、事務処理マニュアルを策定することを要望する。

イ. 市税の減免処理について

(ア) 減免対象となる公益社団法人等の確認について(意見)

法人市民税については、八王子市市税賦課徴収条例第 35 条及び八王子市市税賦課徴収条例施行規則第 4 条において、収益事業を行わない公益社団法人、公益財団法人並びに特例民法法人に関して、均等割

を減免することとしており、平成 21 年度においては、特例民法法人 5 法人が減免の対象となっている。特例民法法人に関しては、今般の公益法人制度改革に伴い、平成 25 年 11 月までに、現在の特例民法法人は、公益社団法人もしくは公益財団法人の認定を受けるか、一般社団法人もしくは一般財団法人等に移行等する必要があるが、仮に、公益認定を受けず、一般社団法人もしくは一般財団法人等に移行した場合には、減免の対象から外れることとなる。しかし、市としては、現在のところ、関連する法人への周知や状況の確認作業は特段行っていない。

確かに、都民税の減免対象も同様の定めであり、仮に、一般社団法人もしくは一般財団法人に移行した法人が、減免事由に該当しなくなった旨の届出をしなかった場合、東京都がこれを捕捉すれば、都税事務所からの通知でこれを認識することができる。しかし、東京都の調査が網羅的に実施される保証はなく、かつ、対象法人が少ないことから、東京都の調査方法を把握し、申告漏れの可能性の有無並びに市としての独自調査の必要性の有無について、検討を促したい。

(イ) 事業所税の減免処理 (休止施設) について (意 見)

事業所税については、八王子市市税賦課徴収条例第 132 条において減免が規定されており、火災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、または甚大な損害を受けた場合、その他特別の事由がある場合に減免することができるものとされている。また、その他特別の事由としては、八王子市市税賦課徴収条例施行規則第 10 条に具体的に定められている。平成 21 年度においては、全 27 件、合計で 21,519,300 円の減免が認められている。

【八王子市市税賦課徴収条例】

第 132 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長において必要があると認めるものについては、事業所税を減免する。

- (1) 火災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合
- (2) 前号に規定するもののほか、特別の事由がある場合

【八王子市市税賦課徴収条例施行規則】

第 10 条

2 条例第 132 条第 1 項第 2 号の規定による減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学術文化等の振興に特に寄与すると認められる施設
- (2) 産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設等
- (3) その機能を失っていると認められる施設
- (4) その他市長が特別に必要と認める施設

【事業所税の減免：平成 21 年度実績】

種 別	減免件数	減免額
火災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合	0 件	0 円
学術文化等の振興に特に寄与すると認められる施設	(注 1) 3 件	3,934,500 円
産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設等	20 件	12,802,900 円
その機能を失っていると認められる施設	3 件	705,500 円
その他市長が特別に必要と認める施設	(注 2) 1 件	4,076,400 円
合計	27 件	21,519,300 円

(注 1) 複数の減免条件が関連する事案 1 件については、学術文化等の振興に特に寄与すると認められる施設に分類している。

(注 2) 事業年度途中の合併に際して、合併後の法人に対する事業所税の重複課税を回避するための減免である。

このうち、「その機能を失っていると認められる施設」は休止施設（課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上事業を休止している場合で、当該休止部分に限る。）と定義されていることから、現地調査等により、相当の期間、休止施設であったことを確認する必要がある。住民税課においては、毎年、現地調査を行っているということであるが、減免にかかる決裁文書には、現地調査を行った日付は付記されているものの、調査時の施設の状況や判断した結果等の記載はない。減免の根拠となる現地調査が適切に実施されたことを明確化するとともに、次年度以降の調査において、当該施設が継続的に休止状態であったか否かを判断するための基礎資料とするためにも、あらかじめ記録すべき事項を特定した上で、実施日、実施者、施設の

状況及び判断結果等を記載した、現地調査記録を作成することを要望する。

ウ．事務補助業務委託について

(ア) 契約方法（単価契約）の問題点について（指 摘）

住民税課法人市民税・事業所税担当は、平成 22 年 4 月より専門知識を要する業務の効率的な執行を目的として、財団法人 T 協会との間で、「法人市民税・事業所税課税事務補助業務委託契約」を締結するとともに、職員体制の見直しが同時に図られている。

なお、当該委託契約の概要は下表のとおりである。課税事務補助業務の名称のとおり、委託内容は、申告書等の受付及び発送業務から、申告書に記載されたデータの入力業務、窓口及び電話での問合せへの対応等、幅広いものとなっており、3 名の財団法人 T 協会の職員が、週に 3～4 日程度、交代で勤務している。ちなみに、平成 22 年 7 月の実績は、延べ 46 日間（委託料：966,000 円）である。

本契約の形態は委託契約（請負契約）となっているが、受託者である財団法人 T 協会の職員は、住民税課にて、他の正規職員と同一の執務スペース内で業務に従事している。このため、市民と接するカウンターや電話等も、正規職員と共通のものとなっており、正規職員と一体とした業務運営がなされている。このような業務実態からして、本来、請負契約ではなく、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣契約として整理すべき業務内容である可能性が高い。

【委託契約の概要】

委託件名	法人市民税・事業所税課税事務補助業務委託 （単価契約）
委託期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
委託内容	申告書・申請書・届出書の受付補助、発送業務 データ入力業務 申告相談業務補助 窓口及び電話問合せへの対応 更正・決定書作成業務

	調定表等作成業務 証明書発行準備業務 その他法人市民税、事業所税に関する附帯業務
業務完了報告書	受託者は、毎月業務完了報告書を作成し、翌月の 10 日までに委託者に提出する。
単価	勤務時間内業務：1 人 1 日当たり 20,000 円 勤務時間内業務：1 人半日当たり 10,000 円 勤務時間外業務：1 人 1 時間当たり 3,125 円 出張旅費等：実費支給
契約先の選定方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） 〔随意契約理由〕 業務内容が法人市民税・事業所税の課税事務の補助業務であり、法人市民税及び事業所税の申告書の内容のチェックや申告書の作成指導等を行うため、法人市民税及び事業所税に関する専門知識を有するのみならず、当該税の実務経験を有することが必要である。財団法人 T 協会は、東京都の外郭団体であり、東京都主税局もしくは東京 23 区で当該税目の課税事務の実務経験を擁していること、また上記条件を満たす法人等が当該協会以外他にないため。

労働者派遣事業と請負との区分に関する判断基準については、旧労働省より、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号)に示されており、この場合、特に、財団法人 T 協会の職員に対する市の指揮命令(業務の遂行に関する指示管理)の有無が問題となる。監査の過程において、所管課である住民税課からは、当該業務に関して指揮命令系統は有していないため委託業務(請負)と判断している旨の回答を得ている。しかし、この業務は、申告書等の受付及び発送業務や申告書に記載されたデータの入力業務等に加えて、窓口及び電話での問合せへの対応等について、同一の執務スペース内において、正規職員を補助するものであり、市職員からの適切な指示等がなければ、円滑な業務遂行が期待し得ない性質の業務である。このため、業務の完成と成果を求める請負契約でありながらも、契約書及び仕様書において、業務の完成水準(データ入力数、更正・決定書作成数、調定表等作成数等)にか

かる定めはない。このため、業務完了報告書として「派遣先台帳」という名称で出勤簿が提出されているが、業務の成果を具体的に示した報告はなされていない。

実際、監査人が住民税課執務スペースを視察した際にも、主に申告書データの入力作業に従事していたものの、必要に応じて、カウンターでの市民対応及び電話の取り次ぎ等を行う等、外観上、正規職員からの指示等に服している観があり、指揮命令系統は有していないとする住民税課の説明は実態にそぐわない。加えて、本来、単価契約を締結する委託契約は、出来高払いを想定したものである。本件のように、仕事の完成水準に関する定めが無く、かつ、受託者側に時間管理権限の独立性が低い業務において、時給を単価とした委託契約（請負契約）とすることは適切ではなく、本来は、職員派遣業務契約として整理することが適当であったものと考えられる。

再度、業務の実態を見直した上で、労働者派遣契約もしくは嘱託職員等としての直接雇用等も含めて、実態に合致し、かつ法令等に準拠した契約方法とする必要がある。

【労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の抜粋】

請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の1及び2のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

(1) 次の 及び のいずれにも該当することにより 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者に対する 業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

労働者の業務の遂行に関する評価等に係る 指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 次の 及び のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単

なる把握を除く。)を自ら行うこと。

(3) 次の 及び のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

2 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

(1) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

(2) 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

(3) 次のイ又はロのいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

イ . 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

ロ . 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

(下線は監査人が付記。)

(イ) 派遣契約との比較について(意見)

財団法人T協会との随意契約理由にもあるように、「法人市民税・事業所税の課税事務の補助業務であり、法人市民税及び事業所税の申告書の内容のチェックや申告書の作成指導等を行うため、法人市民税及び事業所税に関する専門知識を有するのみならず、当該税の実務経験を有することが必要」とされている。確かに、財団法人T協会より派遣を受けている職員は東京都のOBであり、一定の知識及び経験を有するものと推測される。しかし、市の課税事務の補助業務であることを鑑みると、市の税務部職員OBを再任用職員等によって活用することにより、同等の知識及び経験等を有する人材を確保することが可能と推測される。また、市職員の再任用の場合(週4日勤務:年間192日)主任職相当で年間400万円程度とのことである。一方、財団法人T協会との委託契約の条件で、同程度の期間(192日間)委託

した場合、年間 4,032,000 円となる(192 日×20,000 円×1.05)。「(ア) 契約方法(単価契約)の問題点について」に記載した委託契約(請負契約)上の問題点を解消し得ることから、コスト面での比較も含めて、その適否を検討することを要望する。

また、市職員の OB ではなくとも、東京都の都税事務所や他自治体の税務部門の経験者を、嘱託職員等により直接雇用する方策も考えられることから、委託契約を見直すに際しては、併せて検討することを要望する。

エ．法人市民税・事業所税システム導入にかかる設計業務について

(ア) 法人市民税・事業所税システム導入にかかる契約の概要(説明)

法人市民税・事業所税システムについては、機器の老朽化及びシステムの陳腐化等が顕著になったとして、平成 20 年度より再構築の開発を始め、平成 21 年度中(平成 22 年 1 月)に稼働を開始している。契約先の選定は指名競争入札にて行われ、結果として 2 社が応札している。なお、本件の所管課は総務部 T 推進室であるが、具体的な基本設計等については、実際の利用者である住民税課法人市民税・事業所税担当が関与する形態となっている。

今回、契約伺書、予定価格調書、執行伺書等を始めとする契約締結関連書類一式を通査したところ、予定価格の基礎となるべき設計書は特に作成されていなかった。

【契約の概要】

契約件名	法人市民税・事業所税システム再構築委託
契約相手先	株式会社 D
契約金額	46,490,000 円(税抜) 48,814,500 円(税込)
契約日	平成 21 年 1 月 21 日
契約先の選定方法	指名競争入札

【入札の概要】

No.	入札者	応札金額(税抜金額)
1	A 社	辞退
2	B 社	辞退

3	C社	69,800,000円
4	株式会社D	46,490,000円

(イ) 予定価格の作成に関する規則等(説明)

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成する見込価格であり、競争入札等における上限価格としての意義を有する(地方自治法第234条第3項)。市においては、八王子市契約事務規則第17条第1項において、「一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定」することを求めるとともに、同規則第18条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」としている。ちなみに、仕様書には、導入しようとするシステムに関して、特定の稼働環境下で具備すべき具体的な機能等が詳細に記載される必要があり、設計書は、仕様書に基づき必要となる工数を整理し、所要の単価を乗じる等により金額(設計金額)を算出することとなる。

予定価格自体は、入札の執行等といった契約締結事務を実施する契約課にて決定されるが、契約課は、事業の所管課より回付される執行伺書、仕様書及び設計書等に基づき決定する。このため、競争入札を含む契約締結事務が適切に遂行されるためには、事業の所管課が、実態に応じた適切な仕様書を作成するとともに、これに基づいた設計金額を算出する必要がある。

(ウ) システム導入にかかる設計業務について(指摘)

通常、執行予定額(設計金額)の記載される執行伺書には、その積算内訳を示す設計書が添付されるが、本件については、設計書は、特に作成されておらず、代替的に、株式会社Dからの見積書が添付されている状況であった。契約課によれば、建設工事等のように標準単価等が無い場合には設計書の作成は求めないとの見解であり、システムの構築業務はこれに当たるとのことである。また、T推進室によれば、システムの構築業務は、業務の特殊性から工数の見積りが困難であるとともに、SE(システムエンジニア)を中心とする人件費単価

の見積りも含めて、自ら設計するに足る情報等を十分に有していないため、結果として、システムベンダー等から見積書を徴収し検討の基礎情報とすることで、これに代えているとのことである。

確かに、システム構築業務は個々の案件による差が大きく、かつ、専門性も高いことから、標準単価や工数等が存在する建設工事等と比較して、設計業務の一般化が難しい性質を有するものと言える。このため、システムベンダー等から見積書を徴収し参考とすることは大いに考えられ、かつ一定の意義を有する。しかし、あくまでも市の設計の参考とするために徴収するものであり、設計自体は、市の責任で行う必要があることには変わりはない。加えて、独自の設計が困難であったとしても、複数のシステムベンダーから見積書を徴収し、比較分析する等により、単価、工数及び金額の妥当性を検討することは可能である。本件においては、株式会社Dから徴収した見積書を基礎として、IT推進室にて工数精査等を行い、執行予定額（設計金額）を算定したとのことであるが、単価及び工数等について、見積書の内容にどのような検討が加えられ執行予定額（設計金額）を算定したのか、書面上、明確にされていない。

なお、平成19年度予算要求からは、各所管課にてシステム構築業務の委託等を行う際には、事前に、IT推進室と協議（以下、「執行協議」という。）することが求められており、IT推進室はSEの単価や手法等について検討した上で、その結果を「情報システム経費 協議結果通知書」等に明記することとされている。一方、IT推進室が所管課となっている契約については、室内の別の担当者との間において執行協議を行うこととされたのは平成21年度予算要求以後であり、平成20年度の予算要求案件である本件は、その対象外であった。しかし、IT推進室によると、平成20年度以前の案件についても、室内の各担当において、執行協議と同等の審査を実施していたということであった。

いずれにしても、現在は執行協議の制度化により一定の見積書の査定がなされているものの、最終的に査定の結果を取り纏め、市の責任による設計書を作成することが必要なものと考えられる。その際、システム構築にかかる設計業務については、全市的なシステム関連の専門部署であるIT推進室において、市における過去の契約事例や他都市事例等を分析することにより、SEのランク別単価や標準工数を始めとした情報の蓄積を図ることが、その実効性を高める上で必要不可欠である。

(2) 法人市民税及び事業所税の徴収事務について

概 要

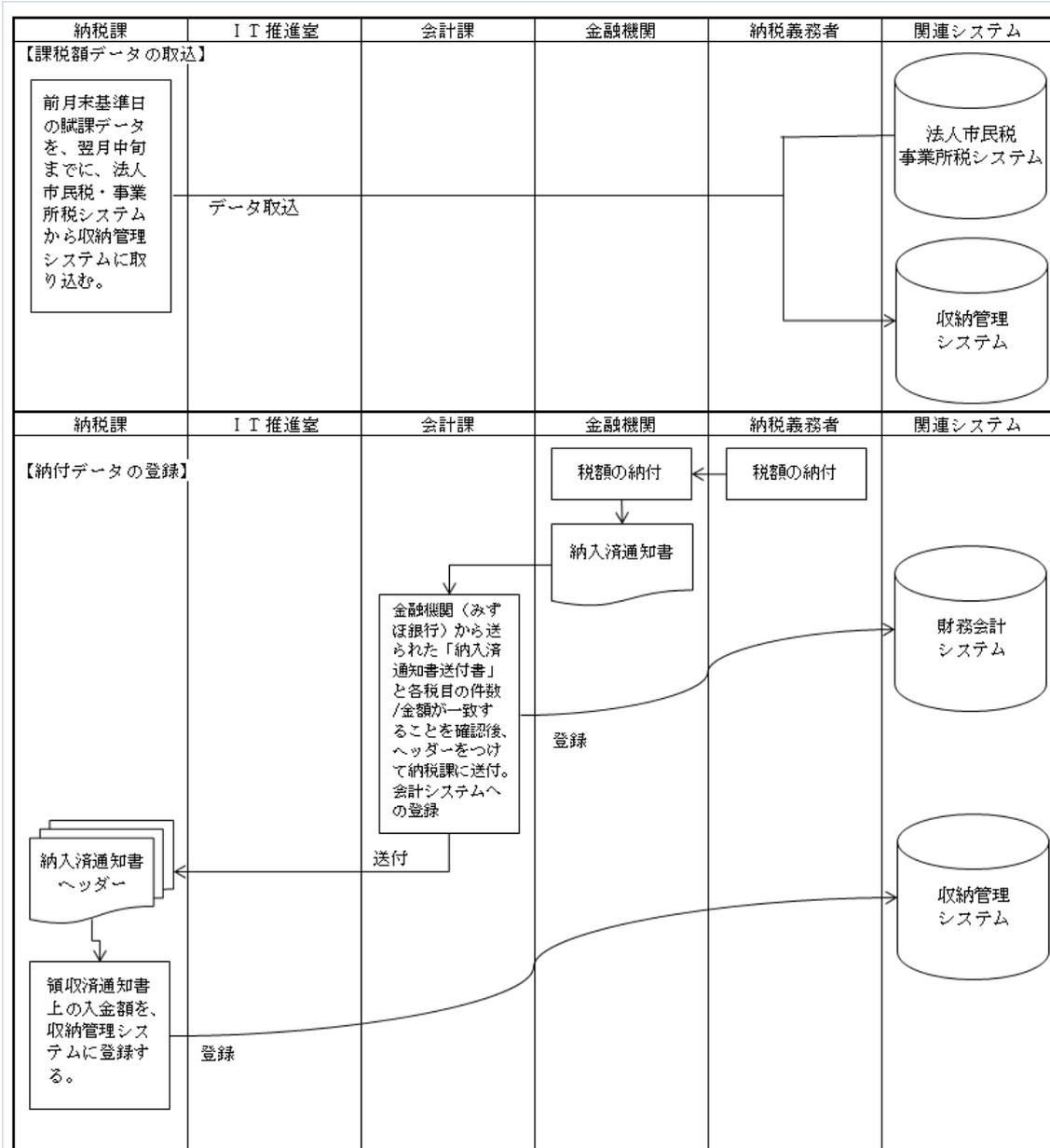
ア．担当課及び職員体制について

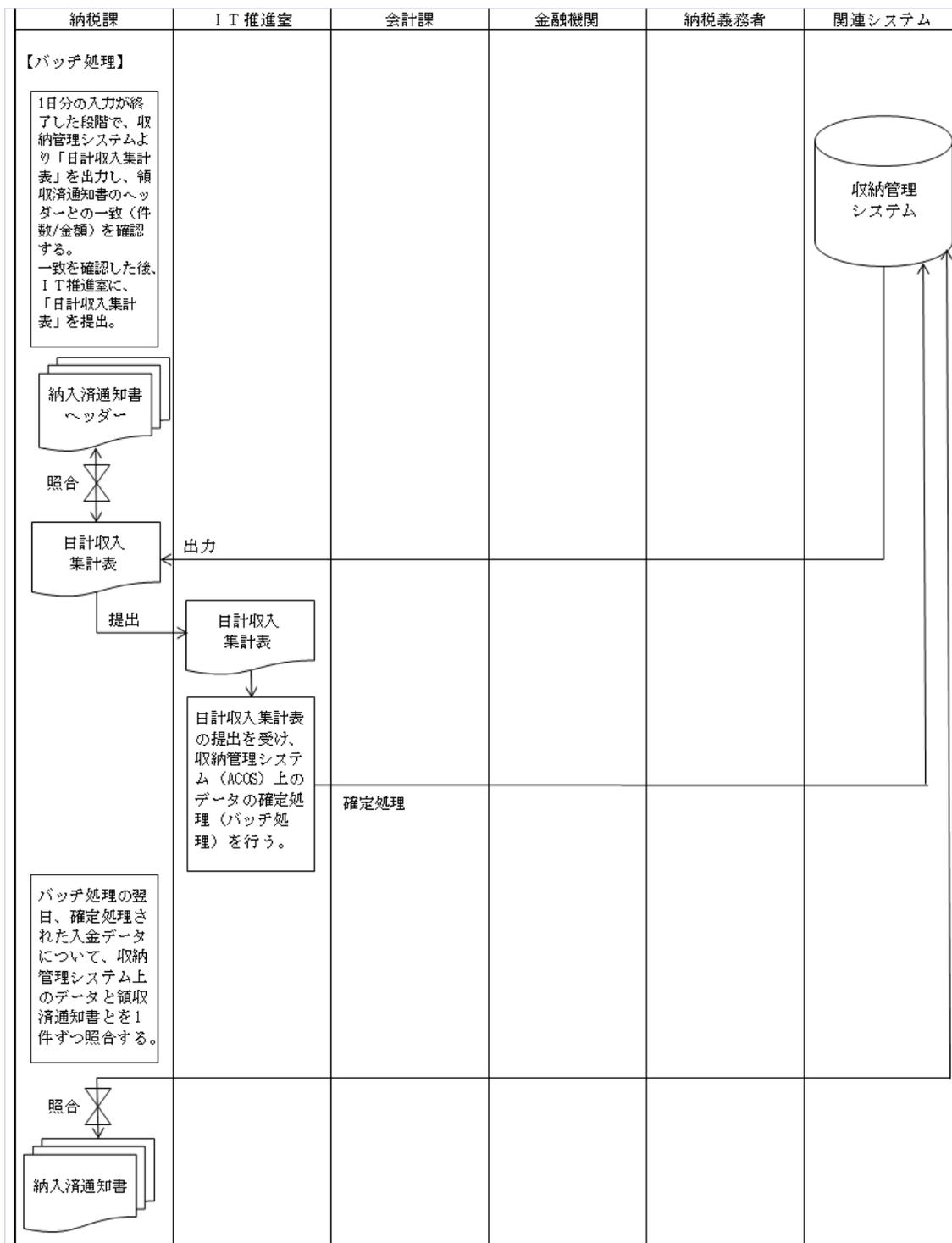
法人市民税及び事業所税の徴収事務は、納税課収納管理担当が所掌している。平成 21 年度は、正規職員 10 名、嘱託員 1 名及び臨時任用職員（アルバイト）3 名の体制であった。このうち、法人市民税及び事業所税担当は正規職員 2 名及び嘱託職員 1 名である。

イ．収納管理業務（法人市民税及び事業所税）の概要について

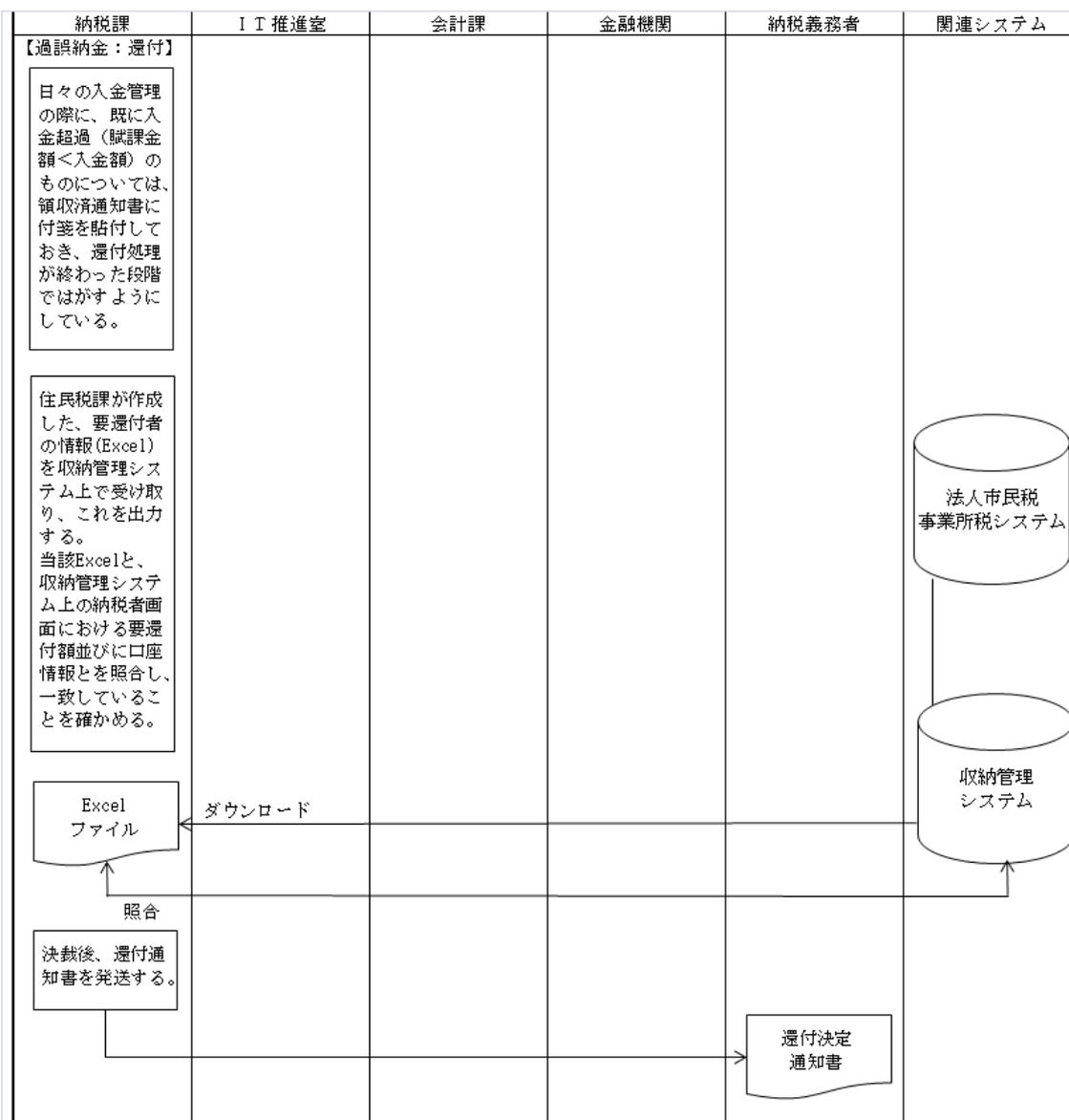
法人市民税及び事業所税にかかる収納管理業務について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。

(ア) 課税額データ及び納付情報の取り込み





(イ) 過誤納金（還付等）の処理



手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的な監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当主査等から説明を受け、必要な質問を行った。

当該事務に係る協定書、個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析す

ることにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については、特に指摘する事項はなかった。なお、市税収納事務に関しては、納税課において処理を行っているが、滞納が発生した後の処理については、各税目を名寄せして、滞納整理担当及び整理換価担当等が債権回収、財産調査、差し押さえ、整理換価、執行停止、分割納付誓約の締結・履行等の業務を実施しているため、各税目の納税部門に係る監査報告の内容については、共通項目として、次の参照先のとおり取り扱っている。

ここでは、法人市民税に固有の監査意見を述べることとする。

ア．事務処理マニュアルの改訂について（意 見）

納税課においては、法人市民税の収納管理業務に資するため、「法人市民税マニュアル」を作成している。これは、法人市民税の収納事務にかかる年間/月間スケジュールを始めとして、日時処理、月次処理及び年次処理の事務を詳細に記載したものであり、業務の基礎となるものである。しかし、事務処理方法が変更された場合であっても、適時にマニュアルの改訂がなされていないために、例えば、「誤納（「過誤納一覧」処理）」のように、現行の事務処理と異なる部分が生じている。法人市民税マニュアルは、業務水準の属人的な差異を平準化し、人事異動等があった場合であっても一定水準の業務を保持するために、重要な機能を果たすものである。今後、「法人市民税マニュアル」を適時に改訂し、実態に即したものとすることを要望する。

また、毎月、過誤納金や雑部金（差押時に収入した仮受金）を含めて、収納管理用の税務システム（ACOS）上の収納額と財務会計上の収入済額との整合性を表計算ソフト「エクセル」のシートにて確認することとしているが、「法人市民税マニュアル」には記載されていない。これは、日々の収納管理業務が適切に実施されたことを集計的に確認するための重要な事務処理であり、このような処理についても、「法人市民税マニュアル」に反映させることを要望する。

イ．収入未済の回収時点での延滞金の管理について

(「 1．市税全般に係る総括的意見について(2)現金主義会計と発生主義会計の狭間で 延滞金の徴収について」を参照(43 頁)。)

ウ．不納欠損について

(「 4．固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について(2)固定資産税及び都市計画税の徴収事務について 結果 ア．不納欠損処分の執行について」を参照(155 頁)。)

エ．過誤納の事務処理(充当処理含む)及び還付・還付加算金算定事務等について

(「 1．市税全般に係る総括的意見について(2)現金主義会計と発生主義会計の狭間で 過誤納に係る還付金及び加算金の算定・還付等について」を参照(47 頁)。)

4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務について

概要

ア. 固定資産税及び都市計画税の概要

(ア) 固定資産税

固定資産とは土地、家屋及び償却資産の総称である（法第 341 条第 1 項）。

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する地方税である（法第 342 条第 1 項）。固定資産税は、固定資産の所有者に課され（法第 343 条第 1 項）、賦課期日は 1 月 1 日である（法第 359 条）。土地と家屋の評価額は法第 409 条の規定に基づき、3 ヶ年ごとの基準年度（直近の基準年度は平成 21 年度、次の基準年度は平成 24 年度）に固定資産評価基準に基づく評価替えを行い、市長により価格の決定がなされる。固定資産税の標準税率は法第 350 条第 1 項により 100 分の 1.4 と定められており、八王子市においても八王子市市税賦課徴収条例第 43 条により固定資産税の税率を 100 分の 1.4 と定めている。

八王子市における固定資産税の納期は以下のとおりである。

- 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 3 期 12 月 1 日から同月 27 日まで
- 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで

なお、国や都が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについては、国有資産等所在市町村交付金として固定資産税の代わりに市に交付がなされる。八王子市の平成 21 年度における交付金額は 854,027 千円であり、その大半は都営住宅に係る交付金である。

(イ) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、法第 5 条第 6 項に基づき目的税として課税されるものである。

八王子市においては八王子市都市計画税条例において都市計画税の課税が定められており、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、固定資産税の課税標準となる価格の 100 分の 0.27 の税率をもって賦課している。

都市計画税は事実上、固定資産税と一体となって賦課及び徴収がなされている。

イ．台帳課税主義

固定資産税は、固定資産の所有者に課される地方税であるが、固定資産の所有者とは

土地は、登記簿または土地補充課税台帳
家屋は、登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産は、償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記または登録されている人のことをいう。

課税台帳に所有者として登録されている者に納税義務を課するという台帳課税主義が採用されている。登記上の名義人と真実の所有者が必ずしも一致するとは限らないものの、「真実の所有者を追求して納税義務者を決定するとなると、課税者側が複雑多岐な民事上の実態関係に介入することになり実体関係の把握が困難である」(平成 14 年 2 月 21 日 東京地裁判決)であることから、多数の賦課を実施する上では台帳課税主義に合理性があるものとされている。

ウ．評価の仕組み

(ア) 土地に対する評価の仕組み

土地は評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価する。評価基準に規定されている地目は土地を利用面から分類した名称である。宅地、田、畑（田と併せて「農地」という）、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいう。固定資産税の評価上の地目は、登記簿の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況により決定する。

価格は、評価基準に基づき、売買実例価額等をもとに算定した正常売買価格を基礎として求める。

a．宅地

）道路・家屋の疎密度、公共施設等からの距離、その他上下水道施設の普及状況、ガス設備等の有無などの宅地の利用上の便を考慮して、地区、地域を区分し、

）主要な街路の選定、標準宅地の選定及び鑑定を行い、

）主要な街路の路線価（街路に沿接する標準的な宅地の1㎡あたりの価格）を付設し、

）その他の街路の路線価を比準、付設し、

）各街路に接している各筆の評価を行う。ただし、無道路地の場合は路線価を参しゃくのうえ、評価を行う。

宅地の評価については、固定資産税評価額と地価公示価格及び相続税評価額との評価の均衡を図るため、平成6年度から宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の7割を目処とする評価方法となり、これに基づき評価替えを行っている。

b．農地、山林

宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価する。ただし、市街化区域農地や農地の転用許可を受けた農地等については、状況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除したその価額によって評価する。

c . 牧場、原野、雑種地等

売買実例価額や付近の土地の評価額に比準してその価額を求める方法により評価する。

(イ) 家屋に対する評価の仕組み

評価基準に基づき再建築価格を基準に評価する。

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

a . 再建築価格の算定

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築する場合に必要とされる建築費のことである。再建築価格は、屋根、外壁、各部屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査し、評価基準に定められた単価(標準評点数)を適用して算定する。新增築以外の家屋の場合は、評価替えごとに3年間の建築物価の変動を考慮して定めた補正率を適用して、新たに再建築価格を算定する。

b . 経年減点補正率

経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものである。

(ウ) 償却資産に対する評価の仕組み

償却資産とは土地及び家屋以外の資産で、事業の用に供することができるもの(構築物、機械、車両、器具、備品など)をいう。毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額などを計算し、市長が価格を決定する。

評価基準に基づき、取得価額をもとに取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価する。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法である。

エ．調整措置や特例措置について

(ア) 負担水準による調整措置について

国は、宅地の課税標準額は平成 8 年度まで、評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置をとってきたが、平成 9 年度から、課税の公平性に鑑み、地域や土地によってばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度の課税標準額の割合)の均衡化を図ってきた。

具体的には下記の調整が行われている。

負担水準が高い土地 = 課税標準額を引下げ
負担水準が一定の範囲の土地 = 課税標準額を据置き
負担水準が低い土地 = 課税標準額をなだらかに引上げ

平成 17 年度までは、下落率が高い場合は据置きとする措置があった。平成 18 年度からは、より簡素で、負担水準の均衡化を進めるための仕組みになっている。

(イ) 住宅用地への特例措置について

住宅用地は、面積で小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、課税標準額に特例措置を適用している。なお、特例措置は家屋の床面積の 10 倍までを限度として適用している。

小規模住宅用地 ...住宅 1 戸あたり 200 m²までの土地
固定資産税は課税標準額を価格の 6 分の 1 にしている。
都市計画税は課税標準額を価格の 3 分の 1 にしている。

一般住宅用地住宅 1 戸あたり 200 m²を超えた土地
固定資産税は課税標準額を価格の 3 分の 1 にしている。
都市計画税は課税標準額を価格の 3 分の 2 にしている。

(ウ) 新築住宅への減額措置について

住宅政策の見地から、新築住宅には固定資産税の税額を減額する措置がある。具体的には、新築した家屋の住居部分の割合が2分の1以上で、床面積が一定の要件を満たす場合、住居部分の固定資産税は新たに課税する年度から一定の期間、2分の1に減額する。

一般の住宅...新築後3年度分(以外の住宅)

3階建以上の中高層耐火住宅...新築後5年度分

注:「 概要」の記載は『市税白書(平成22年度版)』を適宜引用している。

手 続

固定資産税及び都市計画税に係る賦課事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

関連する条例及び条例施行規則を査閲し、担当課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。

法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。

電磁的記録による台帳の整備及び運用についてシステム保守を担当する担当課へ質問を行うと同時に、システムの設置状況及びシステム関連書類の保存状況について視察を行った。

平成21年度の予算執行状況がわかる資料の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。併せて、監査手続上重要であると判断した予算執行については、その決裁や契約締結を示す文書の提出を求め、提出を受けた資料等に基づき査閲を実施し、必要な質問を行った。

家屋の現地調査作業に立ち会い、固定資産評価基準に準拠した家屋の評価手順について、担当課から説明を受け、必要な質問を行った。

固定資産税の減免が適用されている土地について、試査に基づき現地へ赴き、担当課から説明を受け、必要な質問を行った。

その他、分析的な手続を実施した。

結 果

上記の手続きを実施した結果の指摘事項及び意見を下記のとおり述べる
こととする。

ア．固定資産課税台帳及び補充課税台帳について

(ア) 固定資産課税台帳について

a．固定資産課税台帳の備え付け方法について(制度説明)

法第 380 条第 1 項において「市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。」こととなっており、法第 380 条第 2 項において電磁的記録による備え付けをもつて行うことができるとされている。

法第 381 条第 1 項において「土地課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第二十七条第三号 及び第三十四条第一項 各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格」を登録しなければならないこととされており、法第 381 条第 3 項において「市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第二十七条第三号 及び第四十四条第一項 各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格」を登録しなければならないこととされている。

情報システムの高度利用が広く普及している昨今においては、固定資産課税台帳は電磁的記録をもつて備えられているのが一般的である。

b．市における固定資産課税台帳の状況について(状況説明)

市においては総合税システムを導入しており、住民記録システムと連動させ、課税部門と収納部門を一元化したシステムを運用しているため、固定資産課税台帳も当該税システムの一部として備え付けら

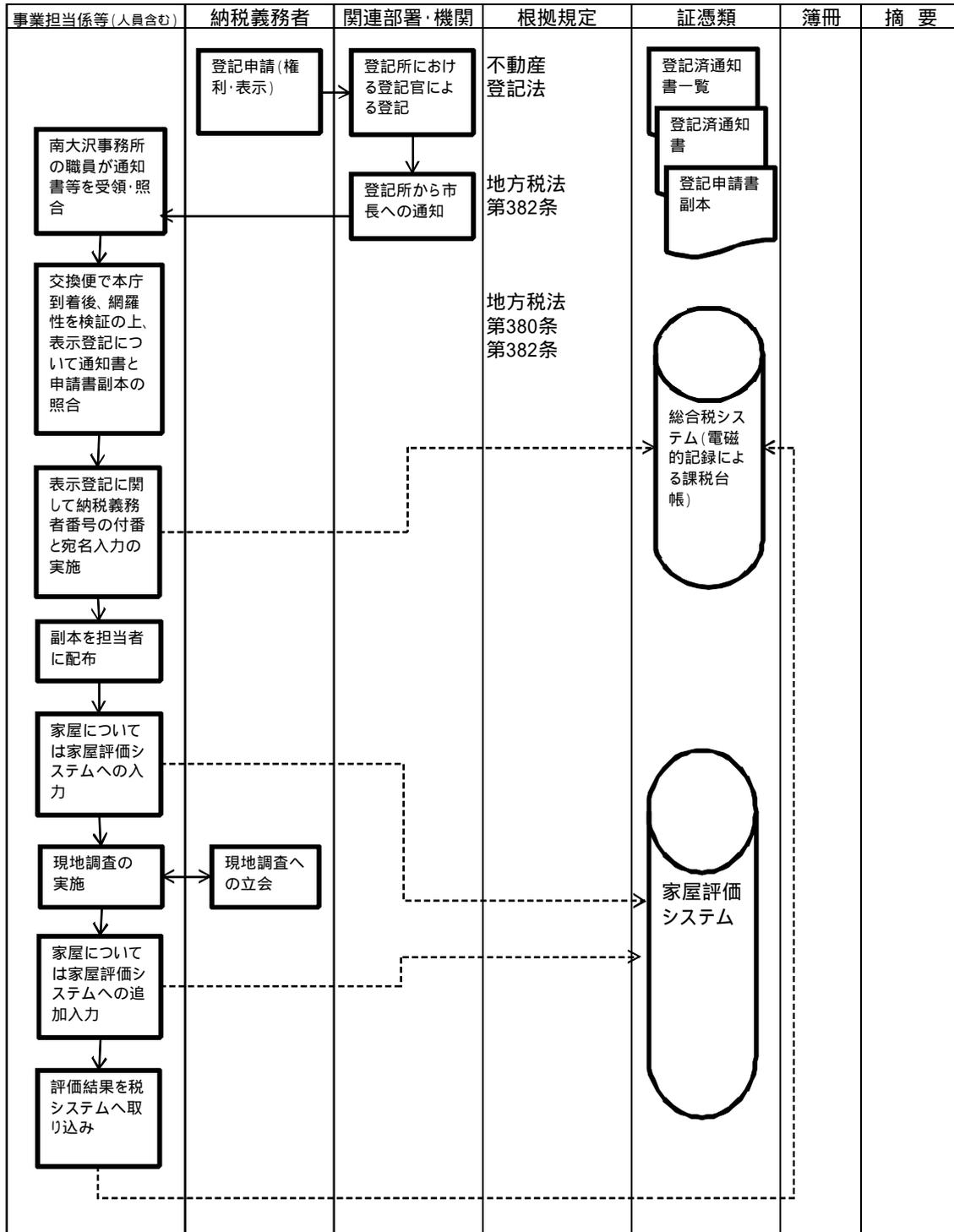
れている。固定資産課税台帳は土地について土地（補充）課税台帳、家屋について家屋（補充）課税台帳、償却資産について固定資産課税台帳(評価調書)の名称でシステムの一部として備え付けられている。すなわち、八王子市においても電磁的記録による固定資産課税台帳の備え付けが行われていることとなる。

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録のことを意味するため、電磁的記録で固定資産課税台帳の備え付けを行うためには、その記録を情報処理する電子計算機、すなわちシステムの適切な保守管理が必要である。

【課税台帳への登録（土地）に関する業務フロー】

事業担当係等(人員含む)	納税義務者	関連部署・機関	根拠規定	証憑類	簿冊	摘要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">南大沢事務所の職員が通知書等を受領・照合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交換便で本庁到着後、網羅性を検証の上、表示登記について通知書と申請書副本の照合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">資産台帳への登録</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">土地利用調査の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">必要に応じて台帳の記載・訂正</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登記申請(権利・表示)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">現地調査への立会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登記所における登記官による登記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">登記所から市長への通知</div>	不動産登記法 地方税法382条 地方税法380条 地方税法382条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登記済通知書一覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登記済通知書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">登記申請書副本</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> 総合税システム(電磁的記録による課税台帳) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">公図</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">航空写真</div>		

【課税台帳への登録（家屋）に関する業務フロー】



(イ) 固定資産補充課税台帳について

a . 補充課税台帳の意義について (制度説明)

法第 381 条 2 項において「市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない」とされており、同条第 4 項において「市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。」とされている。

法第 382 条 1 項において「登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。」こととなっており、登記所からの通知に基づき市において固定資産を課税台帳に登録するのが一般的である。法上は登記所から通知されることとなっているが、八王子市における実際の運用においては、南大沢事務所に所属する担当者が登記所へ赴き、日々必要書類を受領している方法によっている。具体的には、登記所(東京法務局八王子支局)より「登記済通知一覧」「登記済通知書」「登記申請書副本」の三種類の資料を受領している。担当者が登記所に赴き当該資料を受領し、その後、南大沢事務所において、「登記済通知一覧」と「登記済通知書」の照合を行い、受領資料に漏れがないことを確かめた後、交換便で本庁へ送付し、課税台帳登録の基礎としている。

しかし、固定資産税の課税客体たる土地で、法律上、みなし課税することとされている土地に対する課税は、補充課税台帳に登録することになっている。また、固定資産税の課税客体たる家屋は、必ずしも登記されているとは限らないため、未登記の家屋に対する課税は補充課税台帳を備え付けの上行うことになっている。

b. 八王子市における補充課税台帳の状況について

八王子市の補充課税台帳は総合税システムの固定資産課税台帳の一部として備え付けられている。

(a) 土地補充課税台帳について(状況説明)

市担当課の説明によると、土地補充課税台帳に登録されている土地は、区画整理による仮換地や国有農地のほか、登記簿上の所有者以外に実所有者がいることが明らかである場合等に限られるとのことであった。

【平成22年度 土地のみなし課税状況】 (単位：人、筆、円)

補充課税の理由	納税義務者数	筆数	評価額
区画整理仮換地	1,171	1,806	36,691,991,897
国有農地	43	55	1,062,960,359
死亡者課税解消 ^注	18	41	288,152,897
その他	12	17	203,670,751

注：土地に相続が生じた場合、相続登記がなされるまでは、引き続き課税台帳上は死亡者の名義により賦課がなされる。通常は相続人が納税を行うため徴収上の問題は生じないが、名義変更がなされず、かつ延滞等に該当する場合、登記上の名義人ではない相続人に対して滞納解消の手続きを行うために、補充台帳への登録を行っている。

(b) 家屋補充課税台帳について(状況説明)

平成22年度(平成22年1月1日)において家屋補充課税台帳に登録されている家屋の棟数は13,218棟であった。担当課の説明によると、補充課税台帳に登録されている家屋の多くは、新築家屋の登記済通知に基づき家屋課税台帳へ登録する際の現地調査時において、敷地内に存在する未登記家屋を併せて調査し登録したものであるとのことである。その他に、販売用家屋等において1月1日現在では完成しているものの、販売及び引き渡しが終わっていないことから未登記となっている家屋や、毎年度の現地調査の過程等においてこれまで未課税となっていた家屋を発見し、あらたに補充課税台帳へ登録するケースがあるということであった。

実地調査の実施過程等において未課税家屋を発見し、新たに課税登録を行った家屋の状況は下記のとおりである。平成 21 年度において未課税家屋の新規課税件数が増加している原因は、未課税家屋を把握・課税する目的で重点調査地域の調査を実施したためである。

【未課税家屋の新規課税状況】

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	5 件	11 件	8 件	7 件	93 件

法第 17 条の 5 第 3 項において、固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は「法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以降においては、することができない」と定められている。したがって、未課税家屋を発見した場合には、最大 5 年の遡及課税が可能であることから、平成 21 年度における遡及課税の状況について価格決定決裁の資料を一部抽出して査閲を行ったところ、遡及課税に至った状況は概ね下記の理由に基づくものであった。

- 非課税家屋の一部に課税対象が含まれていたケース
- 現地調査により付属家屋を発見したケース
- 増築登記の通知により過年度の増築が判明したケース
- 移転登記の通知により過年度の増築が判明したケース
- 所有者等からの問い合わせにより増築が判明したケース
- 所有者等からの問い合わせにより付属家が判明したケース

(c) 重点調査地域の計画的な調査について(意見)

既述のとおり、平成 21 年度においては、未登記家屋を一掃する目的で重点調査地域における調査を実施したため、未課税家屋に対する新規の課税決定件数が大きく増加しており、固定資産税課税事務の執行としては適切な対処が図られていると考えられる。

しかし、当該重点調査は市域全体を考慮の上、中長期的な観点から計画され実施されたものではなく、単年度の現地調査において実施した調査であるという回答であった。

市内に約 15 万棟存在する家屋にあって、未課税家屋の一掃を事務執行における継続的な仕組みとして取り入れるためには、所管全

体の取り組みとして、中長期的な計画立案の下に重点調査を行うことが望ましいものとする。

現在、市は、納税義務者への分かりやすい説明に努めるとともに、固定資産の評価業務のさらなる効率化等を目的としてGIS(地理情報システム)を活用した固定資産評価支援システム(以下、「新支援システム」という。)の導入を進めている。その第一段階として、平成21年度の補正予算により、東京都の緊急雇用創出区市町村補助金を活用して地理情報システム公図複製図及び地番現況図データ作成委託が実施された。また、平成22年度において、監査実施時点では家屋現況図等の電子データ化が発注されており、新支援システムについては、平成22年度中にリース契約による契約手続きが進められているところである。

新支援システム導入の目的と効果は、以下のとおり整理されている。今後、未課税家屋を把握する取り組みが、新支援システムの活用と相まって、効果的かつ効率的に執行されることを期待する。

【新支援システムの目的と効果】

目的	固定資産評価へのGIS(地理情報システム)の活用 GISの基礎データの庁内への提供
効果	<p>納税義務者への分かりやすい説明が可能となる。</p> <p>現地とは必ずしも合致しない公図複製図ではなく、航空写真と地番現況図等を重ねて表示することにより、分かりやすい説明が可能となる。</p> <p>紙による資料を電子データ化し、有効に活用することで事務の効率化、軽減が図られる。</p> <p>家屋現況図の活用が図られる。</p> <p>土地担当と家屋担当との業務連携がシステム化されるだけでなく、航空写真と家屋現況図を重ね合わせることにより、未課税家屋等を把握することが可能となり、より適正な賦課が期待されている。また、平成20年度の監査委員による定期監査における意見要望に応えることとなる。</p> <p>GISの基礎データとなる地番現況図を毎年更新し、庁内へ提供することができることで、利用する所管では適切で効率的な事務執行が期待される。</p>

イ．固定資産税の減免について

(ア) 固定資産税の減免制度について（制度説明）

市は、八王子市市税賦課徴収条例第 53 条において、次のいずれかに該当する固定資産のうち、市長が必要と認めた固定資産については、所有者に課する固定資産税を減免することとしている。

貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
公益のために直接専用する固定資産

（有料で使用するものを除く。）

市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

前 3 号に掲げるもののほか特別の事由があるもの

また、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならないこととされている。

(イ) 平成 21 年度における固定資産税の減免状況について

平成 21 年度の固定資産税及び都市計画税の減免状況は後掲の【平成 21 年度の減免の状況】の表のとおりである。また、減免対象のうち、その他公益に区分されている固定資産についてその内容を通査するとともに、いくつかの固定資産について現地への調査を行った。その結果判明した事項は以下のとおりである。

a．団地内通路について（指 摘）

固定資産税の減免を行っている団地内通路 3 カ所（共有者の延べ数 472 人）について現地の通路としての供用状況を確認した。2 カ所については一般の通行制限等がなされておらず、開発当時と減免申請の事情に大きな変化がないと考えられたものの、他の 1 カ所については明らかな通行制限がなされており、固定資産税の減免理由を喪失していると考えられる現況であった。

団地内通路については開発時に減免申請が行われているため、時の

経過に伴い、減免されていることの事情に通じていない所有者ないしは管理組合が、減免の意図に反して通路の利用制限を設けている可能性がある。したがって、他の団地内通路についても、開発当時の事情に変化が生じていないかどうか確かめる必要があると考えられる。

なお、担当課からは、本来私有地で課税対象となる土地であるが、公衆用道路に準じたものとして団地居住者以外の者が利用できることから減免対象となっているもので、担当者の現地調査での減免事由の確認が不十分であったことに起因するものであり、納税義務者に適切な管理を指導するとともに、減免要件に合致しないケースについては減免の取消等を含めた対処を行う旨の回答を得た。



団地内通路として固定資産税の減免がなされていたが、現況では通行制限が課されていた例

b. 課税留保について（指 摘）

土地 5 筆（計 1,581.29 m²）について公図及び登記簿謄本上はその存在を確認できるものの、その土地の現況が一部道路ないしは不明であること、1 筆（614.87 m²）については公図上も所在が不明であることを理由に、名義人である納税義務者の申請に基づき固定資産税の課税の留保を行っている固定資産が存在したため、その状況を現地調査により確かめた。

現地調査の結果、公図に示された土地は確かに所在を特定することができず、固定資産税を賦課することは適当でない状況であったため、毎年 1 月 1 日現在の現況が不明であることを理由として課税を留保す

ることの正当性は存在するものと認められた。ただし、課税留保の趣旨は、課税客体や納税義務者を特定するのに調査を要することを理由にした一時的な措置に過ぎず、法第 6 条第 1 項の適用等、課税そのものを免除する趣旨で行われるべきものではないと考えられる。

既に名義人による「土地に対する固定資産税、都市計画税の非課税の取扱いについてお願い。」の申し出から 30 年以上経過しており、既に所有者が登記簿上固定資産を有していることを認識していない可能性もある。また、現地と推定される場所には市道が含まれており、なおかつ隣接地には市施設が存在している。したがって、長期にわたる課税留保状況の解消の観点から、法第 381 条第 7 項に規定されている「市町村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出る」等の対応を行うべきではないかと考える。

なお、当該固定資産に対して 30 年以上前に行われた手続きは、結果として納税通知書を発送しない事務処理として行われていたが、一部書類には減免という表現も使われており、課税留保であるのか減免であるのか等が不明瞭な状況にあった。課税客体が特定できないために一時的にとるべき措置は課税留保であると考えられることから、当時の担当課による事務手続きは理解不足があったものと考えられる。



公図上は存在するものの、道路及び隣地との状況から所在及び現況が特定できない例

【平成 21 年度の減免の状況】

減免項目	固定資産税		都市計画税	
	件数	金額	件数	金額
天災等	20 件	531 千円	18 件	114 千円
生活保護	248 件	5,117 千円	234 件	1,259 千円
物納財産	3 件	435 千円	3 件	109 千円
有形文化財	9 件	486 千円	9 件	166 千円
公衆浴場	14 件	1,765 千円	10 件	306 千円
自転車駐車場	2 件	1,435 千円	1 件	171 千円
救急救命士養成所	2 件	28,787 千円	1 件	4,871 千円
国有農地	32 件	2,520 千円	32 件	972 千円
医療機関等	350 件	177,192 千円	336 件	19,254 千円
個人幼稚園	18 件	11,272 千円	13 件	1,814 千円
その他	21,537 件	215,903 千円	21,449 件	33,207 千円
町内会館	16,742 件	64,417 千円	16,707 件	12,169 千円
遊び場	300 件	6,342 千円	298 件	1,232 千円
指定消防水利	25 件	827 千円	20 件	155 千円
学生寄宿舎	1 件	1,023 千円	1 件	396 千円
看護師寮	1 件	859 千円	1 件	166 千円
教育施設	3 件	22,668 千円		
その他公益	4,340 件	66,028 千円	4,332 件	12,522 千円
公害防止施設	1 件	3 千円		
介護老人保健施設	4 件	84 千円		
学生食堂	12 件	870 千円		
スクールバス発着所	5 件	1,835 千円	3 件	313 千円
記念碑等	53 件	3,124 千円	48 件	593 千円
各種会館	2 件	211 千円	2 件	41 千円
砂利防止堰	1 件	148 千円		
学童クラブ	5 件	575 千円	5 件	111 千円
無償譲渡等	15 件	9,613 千円	9 件	1,908 千円
多摩都市モノレール	3 件	18,836 千円	1 件	64 千円
その他	24 件	18,440 千円	22 件	3,537 千円

注:「町内会館」の事例は集合住宅の集会所の区分所有者に対する免除に起因する。

ウ．固定資産税の賦課決定について

(ア) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員について

法第 404 条において「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する」こととなっており、法第 405 条において「市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる」こととなっている。

市においては、八王子市市税賦課徴収条例第 57 条において固定資産評価員の数を 1 人と定めており、副市長が選任されている。また、条例施行規則第 2 条第 3 項において「税務部に固定資産評価補助員を置き、資産税課に勤務を命ぜられている職員をもって充てる」こととしており、資産税課職員全員が固定資産評価補助員に充てられている。同条第 4 項において「固定資産評価補助員は、固定資産の評価に関する職務を行う場合は、固定資産評価補助員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。」こととされているため、資産税課職員の数人に対して固定資産評価補助員証の提示を求めたところ携帯していることが確かめられた。

したがって、固定資産評価員及び固定資産評価補助員について、指摘すべき事項は発見されなかった。

(イ) 固定資産の実地の調査について（説明）

法第 408 条において「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない」こととなっている。固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在における固定資産の現況によって評価された価格に基づいて課税する税金であるため、固定資産の実地の調査は極めて重要である。

他方で、市町村長は固定資産の価格等を 3 月 31 日までに決定しなければならないことから(法第 410 条第 1 項) 実地調査に充てられる期間は非常に限られている。したがって、実地調査の程度は「全資産について詳細な調査が義務づけられているのではなく、その固定資産の

状況を知り得る程度に行われていれば足りると解されて」『固定資産税家屋評価の最新実務Q & A 平成 21 基準年度対応版(ぎょうせい)』
いる。

そこで、担当者への質問を実施するほか、関係書類の通査及び、実地調査に利用しているシステム類の視察を行った。また、一部の実地調査に立ち会い、調査の様子を視察したところ、八王子市における実地調査の体制は以下のとおりであった。

異動調査...異動のあった家屋について、20 名程度の固定資産調査補助員が木造 3 班(各班 4 名)及び非木造 1 班(8 名)体制にて、調査票を用いて随時に現地調査にあたっている。土地についても夏に異動調査を行っている。

全般調査...市内の土地約 30 万筆及び家屋約 15 万棟について全般的な視察調査を行っている。

また、現地調査を補足する手段として、航空写真等検索システムの導入がなされていた。同システムは、賦課期日である 1 月 1 日現在の固定資産(土地・家屋)の状況を明らかにするため、毎年 1 月 1 日(及びその後数日間)に撮影した航空写真を検索・表示・印刷するシステムであり、複数年度の航空写真 2 枚を 1 画面上に並べることが可能となっている。

賦課を行うにあたり、1 月 1 日現在の状況について納税義務者へ説明するための資料として活用すると同時に、複数年度の比較により経年変化を確かめるため、建設等により変化が想定される固定資産の 1 月 1 日現在の状況を確定するための資料として用いている。

他方、償却資産についても土地・家屋と同じく 1 月 1 日現在の状況に基づき賦課を行うが、土地・家屋と異なり、登記という仕組みが存在しない。したがって、法第 383 条に基づき償却資産の「所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項」の申告によって、1 月 1 日現在の償却資産の現況を把握することとなり、課税の網羅性を図るための手法として、以下の調査を実施している。

異動届出書等による把握...法人については、異動届出書(設立や支店設置等)の提出がなされることから、これらにより納税義務者の把

握を行う。

個人事業主決算書の閲覧...法第 354 条の 2 に基づき、税務署にて所得税の個人事業主決算書を閲覧し、償却資産の申告が行われていない個人事業主の洗い出しを行う。平成 21 年度の調査においては免税点である課税標準額 150 万円未満を上回る 159 件の洗い出しを行ったとの回答を得た。

現地調査...大規模法人等において申告書の申告内容に明らかな異常が存在すると疑われる場合、法人等への現地調査を行うが、該当する納税義務者は限られるとの回答を得た。

なお、納税義務者の申告を基礎に賦課決定しているものの、次年度以降について未申告である場合には、過年度どおりの現況が継続しているものとして課税を行い、申告を促すということであった。

(ウ) 効率的な評価事務の実施体制について(説明)

固定資産の評価について市町村間の均衡を確保するため、総務大臣による固定資産評価基準の定めがあり(法第 388 条第 1 項)、また固定資産の評価に関して総務大臣から技術的援助が与えられることとなっている(法第 388 条第 4 項)。

土地及び家屋を評価する場合には、基準年度の土地又は家屋、第二年度の土地又は家屋、第三年度の土地又は家屋の区分ごとに、かつ、評価すべき年度が基準年度であるか、第二年度であるか、第三年度であるかによって、当該土地又は家屋を評価しなければならない(法第 409 条第 1 項)。

市内には土地が約 30 万筆、家屋が約 15 万棟存在する。固定資産の評価が実地調査に基づき行われることは既述のとおりであるが、総務大臣の示す固定資産評価基準に則り、限られた時間内に効率的な評価を実施するためには、適切な評価体制の整備が必要不可欠である。

八王子市においては、効率的な評価事務の実施体制として、既に取り上げた実地調査体制のほか、以下の体制ないし設備を整備していることが確かめられた。

a . 取扱要領の作成・周知

「固定資産（土地）評価事務取扱要領」「固定資産（家屋）評価事務取扱要領（木造編）」「同（非木造編）」「同（軽量鉄骨造住宅・アパート用建物編）」「同（丸太組工法建物編）」等の取扱要領を定めており、固定資産評価補助員への周知にも使用されている。また、固定資産評価基準は総務大臣により示されているが、この評価基準を解説した書籍として、財団法人地方財務協会より刊行されている『固定資産評価基準解説』を参考書籍として用いている。

b . 調査票の運用

家屋の実地調査にあたっては、詳細な項目について効果的かつ網羅的に調査を行うため、一定の調査票様式を定めている。

c . 情報システムの利用

固定資産の評価業務を効率的かつ効果的に実施するためには、情報システムの利用が不可欠である。固定資産税の評価等にあたって八王子市が用いている各種情報システムは下記のとおりである。

名称	機能	効果	備考
航空写真等検索システム	航空写真を複数年度管理し、2枚の航空写真を1画面上に表示することによる複数年度比較が容易にできる。また、所在検索表示による迅速な確認が可能。	賦課期日、1月1日現在（及びその後数日間）の航空写真により、納税義務者への賦課期日の状況説明に効果がある。複数年度の比較による建物の建設や土地利用の経年変化等による賦課補完資料として活用する。	航空写真・地番現況図・公図・住宅地図の各加工データは市に帰属しているが、検索システム基本ソフトウェア・住宅地図は使用権のみを有している。
家屋評価システム	家屋の評価（図面作成、評価額計算等）を行うシステムと、評価額や税額等のデータを総合税システムに磁気記憶媒体を経由	実地調査の調査結果を入力することによって、評価基準に則った家屋の評価を効率的に実施するために活用する。	評価プログラムがインストールされた機器一式を賃貸借しており、契約終了に伴い返却することとなっている。家屋評価は当初課税の

	して登録させるための2つのシステムから成っている。		1度のみ行われ原始評価は紙帳簿で保存。物価率と経年については総合税システムで考慮。
路線価等業務管理システム	住宅地図上に年度ごとの固定資産税路線と金額等のデータが作成できる。財団法人資産評価システム研究センターの管理するホームページ用のデータ作成及びデータ提出をするものである。	財団法人資産評価システム研究センターがホームページ「全国地価マップ」により一般公開しており、八王子市に土地を所有している人の利便性を高めている。	財団法人資産評価システム研究センターにより、1台分が無料提供されている。一般公開資料作成、提出用システムとしている。
建築確認支援システム	確認番号又は地図上から建築確認を検索することにより建築計画概要書を閲覧する。	家屋の課税客体を適正に把握し、家屋調査を迅速に行うために活用する。	建築指導課で使用しているシステムであり、資産税課において閲覧権限を与えられているものである。
土地・家屋履歴管理簿検索システム	過年度に作成した土地・家屋台帳や名寄帳の保存閲覧をするものである。	総合税システム移行前のデータの保存閲覧を可能にし、賦課更正に対応するために活用する。	
総合税過年度データ電子検索システム	過年度に作成した課税データのうちホストコンピュータに収納できない5年度以上前のデータ(総合税システム移行後の過年度データ)の保存閲覧をするものである。	総合税システム移行後の過年度データの保存閲覧を可能にし、賦課更正に対応するために活用する。	

(エ) 固定資産評価の決定

固定資産の評価は、固定資産評価員によって行われ（法第 409 条）固定資産評価員の作成した評価調書に基づいて市町村長によって価格等が決定される（法第 410 条）こととされている。また、固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないこととされている（法第 411 条）。

市においては、以下の事務手続により固定資産の評価が決定されていることが確かめられた。

a. 評価調書の提出

固定資産評価補助員に命ぜられている資産税課職員によって「固定資産評価調書（総括表）」「土地評価調書（総括表）」「家屋評価調書（総括表）」「償却資産評価調書（総括表）」が取り纏められ、副市長が兼務している固定資産評価員から市長宛に提出されている。

b. 価格等の決定

法第 410 条においては市町村長によって決定されることとなっているが、市は八王子市事務決裁規程別表第 1（第 8 条関係）において「固定資産の価格の決定及び修正に関すること」を税務部長の専決事項と定めていることから、市長宛に提出された評価調書について税務部長の決裁により決定がされている。

c. 課税台帳への登録

課税台帳は電磁的記録による備付けをもって行われており、評価調書と課税台帳は表裏一体の関係として整備されていることから、評価調書に基づく価格等の決定が行われた段階において、既に課税台帳への登録が行われている関係にある。

上記のとおり、固定資産評価の決定に関して指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 固定資産税の価格等の公示及び縦覧について

市町村長は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産税の価格等のすべてを固定資産課税台帳へ登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない(法第411条第2項)。

また、毎年4月1日から4月20日または当該年度の最初の納期限のいずれか遅い日以後の日までの間で、予め決められた期間及び縦覧の場所を公示して、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないこととされている(法第416条)。市における公示の状況及び公衆縦覧の状況は以下のとおりであった。

a. 公示方法

固定資産課税台帳へ登録したことの公示及び縦覧の公示は、八王子市公告式条例に基づいて市役所前玄関付近に設置されている所定の掲示板への掲示によって行われる。監査時点では公示期間を終了しているものの、平成22年度の公示について、資産税課が起案し、八王子市事務決裁規程に基づき税務部長の決裁を経て公示がなされることを、稟議書により確かめた。

b. 縦覧方法

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧については、4月1日より5月31日まで、紙面による簿冊を用意して実施している。しかしながら、権利者等に対する説明としては、名寄帳の出力により対応することが多いとのことである。土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿については縦覧期間経過後破棄しているとのことであり、監査実施時点において現物を確認することはできなかった。

上記のとおり、公示及び縦覧に関して指摘すべき事項は発見されなかった。

【固定資産の価格決定に関する業務のフロー】

事業担当係等(人員含む)	納税義務者	関連部署・機関	根拠規定	証憑類	簿冊	摘要
3月中旬に税システムのデータを確定				固定資産課税台帳		登記情報通知制度に基づく課税台帳の記載・訂正
税システムへの参照結果に基づき評価調書(総括表)作成		固定資産評価員より市長宛に提出	法409条	評価調書(総括表)		
税務部にて受領						
評価調書に基づき税務部長による価格等決定			法410条			八王子市事務決裁規程により税務部長の先決事項とされる
縦覧帳簿等を縦覧に供するため作成(～3月31日)			法415条 法416条		土地縦覧帳簿/家屋縦覧帳簿	
課税台帳に登録したことの公示(3月31日)			法411条			市役所前の掲示板にて公示
概要調書を作成し都知事宛に送付			法418条	概要調書		
税システムより納税納付書を出力・発送	納付書受領 納期限までに納付			納付書		

エ．固定資産税の更正について（意見）

固定資産の価格は3月31日に決定し、賦課を行っているが、土地及び家屋についての価格決定の遅れや家屋の床面積訂正、減免適用についての変更、償却資産について期限後申告等を理由に、当初課税以降に固定資産税の調定変更を行うことがある。

そこで、歳入整理簿において当初課税以外の固定資産税調定状況を査閲するとともに、平成21年度の年間調定状況をまとめた調定資料を査閲した。また、土地・家屋・償却資産の各固定資産について固定資産税の更正決定を裏付ける資料を閲覧したところ、以下のとおりであった。

平成21年度の各月の「調定額増減の内訳一覧表」と歳入整理簿における調定額の一致が確かめられた。

担当課において実施された固定資産税の更正につき、8月分の賦課更正書を査閲したところ（家屋・土地・償却）、すべてに適正な決裁がなされていた。

更正理由の合理性について、同上の賦課更正書に記載の更正理由を査閲するとともに、担当課への質問を実施したところ、いくつかの賦課更正書において、次の発見事項が認められた。

事 例	複数の共有土地（マンション等）を所有しており、このうちの一部の共有土地について更正事由が生じ、その課税標準額に変更が生じた事例
発見事項	賦課更正書に記載されている変更前の課税標準額については更正事由が生じた共有土地に関する金額であるにもかかわらず、変更後の課税標準額については納税義務者の名寄せされた全ての共有土地に関する金額であった。そのため、賦課更正書において課税標準額が大幅に増加したかのような表記がなされていた。なお、徴収税額については適切に表記されていた。

以上のとおり、賦課更正処理は正しくなされているものの、税システム上、賦課更正書の表記が納税者に誤解を与えかねない仕様と

なっている事例が発見された。監査過程において発見した限りにおいては該当する事例が少数であること、誤解を与えないような表記にシステムを改修するには多額のコストが掛かると推測されること、更正による徴収税額ないし還付税額については表記上の問題がないこと等から、早急なるシステム改修によって対応をする必然性は低いと考えられる。しかしながら、賦課更正書において多額の変更があったかのような誤解を招く恐れが高いことから、賦課更正において納税義務者に丁重な説明を行う等、納税義務者に混乱を与えないよう特段の計らいに努めるべきであると考えられる。

オ．八王子市市税賦課徴収条例及び同条例施行規則について

(ア) 八王子市市税賦課徴収条例の不備について(指 摘)

監査過程において、八王子市市税賦課徴収条例に以下の不備を発見した。すなわち、同条例第 56 条において以下のとおりの定めがあるが、同条例中に記載のある「第 55 条の 2」は「第 55 条の 4」が正しい記載であることが確かめられた。

第 56 条 固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 55 条の 2 又は法第 383 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を 3 万円以下の過料に処する。

本条例は、税制課において起案をし、総務部法制課にて取り纏めを行ったのち、議会に諮られている。したがって、当該不備は、条例の制定プロセスにおいて、条例内の齟齬を発見ないし防止できなかったことにより生じたものであると考えられる。

市税等収入に係る事務の執行に関し、その拠り所となる条例に不備が認められる場合、事務執行の合規性の根幹を揺るがしかねないことから、早急なる条例の改正が必要になると考えられる。また、同種の不備が繰り返されることのないように、条例の制定プロセスにおける牽制機能の見直しが必要であると考えられる。

なお、担当課により、次に条例改正の必要が生じた際に、併せて修正を行う考えである旨の回答を得た。

(イ) 八王子市市税賦課徴収条例施行規則のあり方について

a . 固定資産の評価に関して備えられるべき資料について (現状説明)

法第 380 条第 3 項において「市町村は、第一項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない」とされている。

『固定資産評価基準 (土地編)』(固定資産税務研究会編)によると各資料は以下のとおり定義されている。

地籍図	地番ごとに、土地の区画、地目、地積等が記入されている地図
土地使用図	土地の使用状況を明らかにした地図
土壤分類図	土壤の種類を明らかにした地図
固定資産 売買記録簿	固定資産の適正な時価を求めるに先立って調査された売買実例の収集の記録

八王子市においては、固定資産の評価に関して備えられている資料として以下の存在を確かめることができた。

地籍図に相当	航空写真に地番現況図を重ね合わせたデジタル地図 公図複製図を基礎に土地の利用状況を調査記入した紙の地図
土地使用図に 相当	紙ベースの路線価図 担当職員が現地調査した結果を記載した現地調査図 土地の地目別区分 (宅地、田、畑、山林等) や、宅地における用途地区別区分 (商業地区、工業地区、住宅地区等) は課税台帳上に登録がなされている。
家屋見取図に 相当	家屋評価システム内において基礎図面を登録し、現地調査時に詳細な間取り記入を行っている。

b. 条例と規則の関係について（指 摘）

八王子市が固定資産の評価に関して備えている資料は前述のとおりであるが、八王子市市税賦課徴収条例第 55 条において「固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。」と定められている。しかし、同条例施行規則においては同条例第 55 条に対応する定めがなされていない。また、土壤分類図及び固定資産売買記録簿に相当する資料については存在が確かめられなかった。したがって、条例と規則との関係性が整合しない状態にある。

担当課の回答によると、土壤分類図及び固定資産売買記録簿については法令上「逐次これを整えなければならない」とはされているものの、実際の土地の評価の基礎としては有効ではないということであった。すなわち、土壤とは「農地の農作物の品種を規制し、その収穫量に影響を及ぼす基本的要素であり、農地の価格を構成する一つの要素『固定資産評価基準(土地編)』(固定資産税務研究会編)」であることから、宅地化著しい現代の八王子市において、土壤分類が土地の評価に影響を及ぼすとは考えにくく、該当する資料が存在しない旨の回答を得た。また、固定資産売買記録簿についても、平成 6 年度評価替えから、宅地の評価を地価公示価格等の 7 割を目処に行うこととされていることから、課税客体としての土地の評価にあたって、直接的に売買価格の把握を行う必要はないことから、該当する資料が存在しない旨の回答を得た。

八王子市市税賦課徴収条例第 55 条が記載の条文のとおりとなっている経緯としては、かつては総務省(旧自治省)が示した準則に則った条例を定めていたこと、地方分権と言われて久しい現在においても、『市(町・村)税条例(例)(21)』(市町村税務研究会編)が、各地方公共団体における条例制定の有力な参考事例となっていることから、当該条例の規定の例示を受け入れた条文となっている旨の回答を得た。

同程度の規模を有する近隣自治体の状況は以下のとおりであった。

区 分	町田市	相模原市
条例に おける定め	第 61 条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。	第 25 条 市長は、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備え、逐次これを整えるものとする。
規則に おける定め	該当条文が見当たらない	規則への委譲がないため 不存在

以上のとおり、町田市については八王子市と全く同様の条文を定めており、規則における様式の定めを見つけることはできなかった。他方、相模原市においては「逐次これを整えるものとする」としていることから、少なくとも条例と規則の間での齟齬は生じていないように見受けられた。

法第 380 条第 3 項の趣旨は、あくまでも固定資産の適正な評価を行うための資料整備を求めているに過ぎず、実体として固定資産評価のための十分な資料が備わっているのであれば、法の趣旨を逸脱するものではないと考えられる。しかし、他方で条例と規則のすれ違いが許容されるべきであるとも考え難く、モデル条例を参考としつつも、整合性等に問題がないか十分に検討し、モデル条例を手直しすべきであったのではないかと考える。

上記に関連して施行規則のあり方についても、近隣自治体との比較で興味深い状況が存在した。

区 分	八王子市	町田市	相模原市
施行規則の制定	平成 20 年 4 月 30 日規則第 30 号	昭和 37 年 10 月 1 日規則第 7 号	平成 16 年 3 月 31 日規則第 45 号（昭和 33 年相模原市規則第 22 号の全部改正による）
各種様式についての定め の状況	「第 12 条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。」としているのみであり、施行規則上、様式の存在は確認できなかった。	「第 22 条 固定資産税について次の各号に定める文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（以下略）」としており、固定資産税のみならず、施行規則において様式第 98 号までの定めがある。	「第 13 条 法令並びに条例及びこの規則の規定により使用する納税通知書、申告書その他の様式は、法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)に定めるもののほか、別表のとおりとする。」としており、第 101 号様式までの定めがある。

八王子市は八王子市市税賦課徴収条例施行規則の制定が平成 20 年 4 月であり、それまでは規則そのものが存在しなかったとの回答を得ている。近隣自治体では昭和 30 年代から同等の規則を定めていることを鑑みると、行政執行の基礎となる“ルール”の制定が遅れているとの印象を受ける。また、様式（申請書や通知書、申告書等）についても近隣自治体と異なり規則内での定めが確認できない状況にある。したがって、同条例及び同条例施行規則の内容を改めて精査の上、より納税義務者にわかりやすい規則等とすべく、必要に応じて規則等の制定及び改定を行われたい。

c . 条例や規則等のあり方について（意見）

平成 18 年 12 月 15 日に地方分権改革推進法が制定されて以降、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促

進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現（同法第2条）を図ろうとする機運が高まっている。

市においても、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有しており（同法第3条第2項）、以前にも増して自主性及び自立性の高い行政運営が求められている。

しかし、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市市税賦課徴収条例施行規則を査閲する限りにおいては、モデル条例に対する検討が十分ではなかったように推察され、条例及び規則間の整合性や様式類の制定に関して取り組むべき点が残されているように伺える。条例類の整備は、行政運営において極めて地味な事項ではあるものの、納税義務者が安心して市税を納税できることのインフラストラクチャであると同時に、市自らの判断と責任を裏付ける重要事項である。モデル条例を参考とすることについて否定するものではないが、地方公共団体の自主性及び自立性の観点から、条例や規則等のあり方について今一度の検討を行うことを期待する。

カ．資産税課データの全庁的な活用について（意見）

地理情報システムの活用については平成19年に「地理空間情報活用推進基本法」が策定されており、八王子市においても平成20年度に八王子市都市政策研究会議において専門家を招いたGIS講座を実施している。当時の八王子市都市政策研究会議は、平成22年度に政策審議室に都市政策研究所として改組・体制強化されており、政策や施策の研究調査へのGIS活用が期待されるところである。

しかし、統合型GISの本格導入については引き続き検討されている状況である。また、GISを活用した新支援システムの導入の延長に存するGIS基礎データの全庁的な活用という目的についても、各部署での単独のGISシステムを連携する取組みが進められている。

新システムの導入そのものが固定資産税及び都市計画税の賦課事務に一定の効果をもつものと考えられる。さらに、導入効果の第一に「資産税課データの全庁活用」を掲げていることは評価すべきである。しかし、その具体的な計画や取り組みについては、「資産税課データ」の内容を全庁的に理解されるように、より積極的に解説を行うことが資産税課には求められているものとする。

(2) 固定資産税及び都市計画税の徴収事務について

概要

ア．不納欠損の概要

滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を会計処理上消滅させることを不納欠損という。

(ア) 滞納処分の執行停止

滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるとき、また滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の執行停止をすることができる。この執行停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅する（法第15条の7第4項）。

(イ) 執行停止後即欠損

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかとなるときは、地方公共団体の長がその徴収金の納付・納入義務を直ちに消滅させることができる（法第15条の7第5項）。

イ．消滅時効の概要

(ア) 消滅時効

地方税の徴税権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅することとされている（法第18条第1項）。また、時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないこととされているため（法第18条第2項）、滞納者からの意思表示がなくとも、消滅時効は成立する。

ただし、時効の中断がなされた場合は徴収権が継続し、その中断からさらに5年間、徴収権を行使できる。

(イ) 時効の中断

時効は、次のことによって中断させることができる。

-) 納付・納入に関する告知（法第 18 条の 2 第 1 項第 1 号）
告知書で指定した納付・納入期限までの期間
-) 督促（法第 18 条の 2 第 1 項第 2 号）
督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までの期間
-) 交付要求（法第 18 条の 2 第 1 項第 3 号）
交付要求されている期間
-) 催告（民法第 153 条）
催告書を発送した日の翌日から起算して 6 か月以内に差し押さえ、または交付要求をしたとき
-) 差し押さえ（民法第 147 条）
滞納処分の終了または差し押さえの解除までの期間
-) 承認（民法第 147 条）
一部納付・納入、期限後申告、修正申告、徴収猶予の申請または納付誓約書の提出があったとき

注：時効の中断とは別に、徴収猶予または換価の猶予期間、相続財産に関する相続人の確定、管理人の選定、破産の宣告があったときなどは、時効の完成が猶予される時効の停止がある。

手 続

固定資産税及び都市計画税の徴収に係る事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

関連する条例及び条例施行規則を査閲し、担当課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。

法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等に示していることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。

延滞金の計算について試査による検証を行った。

確定延滞金の消込状況を示す資料の提出を求め、担当課から提出を

受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
その他、分析的な手続きを実施した。

結 果

上記の手続きを実施した結果の意見を下記のとおり述べる。

ア．不納欠損処分の執行について

(ア) 不納欠損処分の執行方法について(状況説明)

市税の不納欠損処分、すなわち市税徴収権の消滅時効調査は、市税の滞納処分執行停止とされた市税のうち1号執行停止(法第15条の7第1項第1号)とされたもののなかから実施される。市税の不納欠損処分は各税目の税額が納税者ごとに名寄せされ、納税者ごとに実施されている。

平成21年度に実施した不納欠損処分のうち20件について、処分を示す資料を査閲し、処分の合理性を検討したところ、以下のとおりであった。

不納欠損理由	該当者
国外転出及び閉鎖	10名
破産手続の廃止	4名
死亡/相続人が不存在か生活困窮者	4名
法人実態不明/代表者は所在不明か出国	2名

すべての不納欠損処分について部長の決裁が行われているほか、不納欠損理由も合理性があり、不納欠損処分そのものについて指摘すべき事項は発見されなかった。

(イ) 課税事務担当課と徴収事務担当課との連携について(意見)

前述のとおり、不納欠損処分そのものについては指摘すべき事項が発見されなかったものの、不納欠損処分されている事例のうち、市税等の徴収事務全体としては合理性を欠くと考えられる事例が発見された。

具体的には、納税者及び納税管理人とも死亡しており、相続人が不存在であると判断している固定資産税の滞納事案について、課税事務の担当課は暦年の固定資産税課税を継続して行っており、他方で徴収事務の担当課は蓄積した滞納市税の不納欠損処分を二度繰り返している事案が存在した。

賦課事務の担当課によると、課税客体としての家屋が存在する以上、法律上は相続財産法人の成立及び相続財産管理人による相続人の搜索や財産処分等を経て、残余財産は国庫に帰属することとなっているため、市税徴税権を課税段階において放棄することは職務上適当ではないと考えているとの説明があった。他方、徴収事務の担当課によると、賦課決定されなければこのような状況は生じないものの、一度賦課決定されたものについて実際には徴収することができないことが明白であるならば、不納欠損処分として処理せざるを得ない旨の説明があった。

滞納者及び納税管理人が死亡後も長期にわたり賦課を継続し、不納欠損処分を繰り返すことは、各担当課の立場に基づく事務の執行に限れば不当性があるとまでは言えないものの、課税台帳主義を形式的に適用することによる弊害事例ではないかと考えられる。

今後、少子高齢化の影響を受けて相続人が不存在となる事例は増加することも考えられる。既に市は死亡人プロジェクトチームを組成しており、賦課事務の担当課と徴収事務の担当課の連携を図りつつあるが、合理性に乏しい賦課決定のさらなる把握に努めるとともに、併せて課税の留保等の考え方についての論点整理を行い、市税の徴収事務の質の向上を図るべきであると考えられる。

5 . 軽自動車税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について

(1) 軽自動車税の賦課及び徴収事務について

概 要

軽自動車税の賦課事務の担当課は、住民税課（軽自動車税担当）であり、その徴収事務の担当課は納税課である。納税課の中でも、滞納の整理等業務については、滞納整理担当及び整理換価担当において事務処理が行われている。

ア . 課税客体について

軽自動車税は、次の軽自動車を課税客体としている。

【軽自動車税の課税客体】

区 分	規 定
原動機付自転車	道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定の原動機付自転車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として製作したもの。
軽自動車	道路運送車両法第 3 条に定める軽自動車
小型特殊自動車	道路運送車両法第 3 条に定める小型特殊自動車
二輪小型自動車	道路運送車両法第 3 条に定める小型自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

軽自動車税の納税義務者は、上記の軽自動車等の所有者であり、当該所有者が主たる定置場とする市町村において課税される税である（法第 442 条の 2）。ここで「主たる定置場」とは、軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所をいう。軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とされている（法第 445 条）。

イ . 標準税率について

軽自動車の標準税率は、次の掲げる軽自動車等の 1 台につき次のとおり規定されている（法第 444 条）。

【軽自動車税の標準税率】

区 分	規 定
原動機付自転車 (125cc 以下)	総排気量 50cc 以下のもの等 = 1,000 円 二輪のもので、総排気量 50cc 超 90cc 以下等 = 1,200 円 二輪のもので、総排気量 90cc 超のもの等 = 1,600 円 三輪以上のもので、総排気量 20cc 超 50 cc 以下のもの等 = 2,500 円
軽自動車 (660cc 以下) 及び 小型特殊自動車	二輪のもの (側車付含む) (125cc 超 250cc 以下) = 2,400 円 三輪のもの = 3,100 円 四輪以上のもので () 乗用のもの a . 営業用 = 5,500 円 b . 自家用 = 7,200 円 () 貨物用のもの a . 営業用 = 3,000 円 b . 自家用 = 4,000 円
二輪小型自動車	250cc 超 = 4,000 円

ウ．徴収方法について

軽自動車税の徴収方法は、普通徴収の方法により徴収することとしている (法第 446 条)。また、当該納税義務者は、軽自動車税の賦課及び徴収に関して必要事項を記載した申告書または報告書を市へ提出する義務がある。

エ．車種別登録台数及び課税額の推移について

車種別登録台数及び課税額の推移について、次の表のとおりである。

【軽自動車税の課税額及び台数】

(単位：百万円、台)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
課税額	394	411	427	441	453	
台 数	軽自動車 (二輪除く)	48,297	50,511	52,724	54,649	56,388
	原動機付 自 転 車 (125cc 以下)	50,686	50,476	49,549	48,845	47,991
	二輪車 (125cc 超)	15,382	15,811	16,252	16,371	16,217

課税台数の推移をみると、平成 18 年度を境に軽自動車が増え、原動機付自転車を抜いた。標準税率は軽自動車の方が一般的に高いため、課税額が徐々に増加している。しかし、その増加率は減少傾向である。

手 続

軽自動車税の賦課及び徴収事務の執行に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該軽自動車税に係る全般的な業務説明を受け、業務マニュアルの閲覧・分析を行った。

当該事務に係る業務委託契約書等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。

日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については次に述べる次項以外、特に指摘する事項はなかった。また、当該指摘事項と併せて、関連する意見を述べることとする。

ア．申告情報の入力業務委託について

「軽自動車税申告書等入力業務委託（単価契約）」は、年度当初から年度末までを契約期間とし、年間の予定入力件数を前提として、事業者と単価契約を締結しているものである。平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの契約期間における入力見込み件数は、次のとおりとされて、業務委託契約が締結されている。

新規登録入力	約 20,000 件
廃車入力	約 16,000 件
課税保留入力	約 1,200 件

また、支払い方法は、毎月の入力実績件数に基づいて年間で12回払いとされている。

仕様書に記載されている業務内容と考えられる項目は、「4 作業概要」、「5 申告書見本及び入力項目」及び「6 作業上の制約」である。その内容を次に記載する。

【4 作業概要】

「自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会から、市職員が申告書を受理し、受託者が総合税軽自動車税システム（以下「システム」と言います。）を使用して、申告書に記載された情報の入力業務を行います。

課税保留分の入力は、住所不明により返戻された軽自動車税納税通知書について、市職員が指示したものをシステム入力します。

また、作業開始日については、契約締結後受託者と調整し決定します。」

【5 申告書見本及び入力項目】

「別紙のとおり（複数の様式となります。）」

【6 作業上の制約】

「作業時間は、原則として、土日・祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。この範囲内の来・退庁時刻、休憩時間等の拘束はしません。ただし、前日までに来庁の有無と来・退庁予定時刻を報告することとします。緊急の場合は当日の報告で可とします。

また、入力予定数等の進捗状況により受託者と協議のうえ、作業日数を指定する場合があります。

入力用に提供する端末は、市職員の指定するものとします。（原則として1台です）」

（ア）業務委託の成果物について（意見）

当該業務委託契約は、軽自動車の新規登録及び廃車等について、当初の予定業務量に基づき、随時入力を行うものであるが、仕様書上、その成果物の特定を行っていない。事業者が入力した上記3つの入力案件の実績報告を、当該業務委託の成果物として提出させることを仕

様書に明記すべきである。単価契約であれば、なおさら入力した件数の報告が事業者から提出されるべきである。

また、当該業務委託の運用面では、事業者が入力した件数の集計を職員が行っている。担当課によると、仕様書上で集計作業について記載していないことから、集計作業は職員が行うことになっているということである。実際に事業者が入力した入力件数を毎月職員が集計して、その集計表に基づいて事業者から、毎月の完了報告等が行われている。

しかし、当該入力業務委託契約の成果は入力件数であり、その入力件数に対して、1件当たり単価を乗じた金額をもとに、毎月業務委託料を支払っているものである。事業者は自ら実施した業務について直接確認する必要がない状況にある。業務委託の単価には、事業者の社員の人件費以外に交通費や諸経費などの管理費が含まれているものと推察されるが、そうであれば、自らが行った業務の集計作業も含まれていると考えるべきである。

業務委託とするのであれば、職員が当該業務の一部について直接関与することはあってはならないことである。したがって、仕様書に成果物について明記するとともに、その成果物について事業者に直接、業務量の確認をさせ、その報告に対する完了検査を行うのが業務委託の原則である。現在の方法は、業務委託という方法を採用しながらも、職員が当該委託業の一部を実施しているものであり、再検討を促したい。

(イ) 派遣契約との比較について(意見)

当該入力業務委託が、労働者派遣契約に近いものでないかという疑念がある。つまり、軽自動車税の課税業務の一部を、住民税課の端末を使用し、一部作業日数の協議・指定を行うという形態が把握されることで、「業務の遂行に関する指示その他の管理」が市担当課の方に担保されていないかという疑念である。このような疑念に対する質問に対しては、市担当課から次のような回答を得ている。

「業務委託の成果物について支払を行っているので、派遣契約と異なる」というものである。

確かに、当該入力業務委託は、「法人市民税・事業所税の課税事務補助業務委託」と違って、時間単価による支払いになっていない(詳細は、「3. 法人市民税及び事業所税の課税及び徴収事務に係る監査

結果について(1)法人市民税及び事業所税の課税事務について
結果 ウ．事務補助業務委託について」を参照(108頁)。入力件数1件当たりの単価契約である。

しかし、仕様書上では、「6 作業上の制約」の中で次のように作業日数について指定する場合があることを規定している。

「入力予定数等の進捗状況により受託者と協議のうえ、作業日数を指定する場合があります。」

また、「業務の遂行に関する指示その他の管理」に関連して、事業者の社員が住民税課の現場での入力作業で指示を仰ぐ管理者は現場には存在しない。入力項目の疑義や具体的な作業で疑問が生じた場合には、事業者に所属する当該入力業務委託の管理者に指示を仰がず、市担当課の職員に指示を求めているようであれば、現在の業務委託の形態を見直すことが求められるものである。

軽自動車税の課税データ入力業務に係る専門性に対応した人材が、臨時職員等で見出すことができるのであれば、業務委託にこだわる必要はない。多様な人材調達の手法を業務の内容に応じて検討されることを要望する。

(ウ) 部内契約の統合化について(意見)

住民税課の業務委託の中に「市・都民税課税データ入力業務委託(単価契約)」が存在する。当該契約は、同じく単価契約であり、事業者から見積を提出させて、最低額の事業者と契約する請負契約である。確かに入力項目や作業場所など、仕様内容は異なるが、課税データの入力を行う業務として、一本化して競争入札を行うことも考えられる。そのメリットとしては、軽自動車税の課税データの入力業務委託に当たって、請負事業者の辞退というリスクを回避することができることも挙げられる。また、事業者側には規模の小さい業務委託を単独で請け負うよりも、総合的に大きな業務委託の中で当該業務を実施する方が、間接経費の面で経済性が発揮される点にメリットがあるものと考えられる。

業務の仕様内容としては、2つの業務を仕様書に記載し、請負業者の選定では、それぞれの単価競争に基づき、予定総金額の合計額が最低である事業者が請負事業者となる方法も検討されるよう要望する。

イ．軽自動車税の徴収事務について

軽自動車税の徴収事務に関しては、納税課において当該徴収事務の処理を行っているが、滞納が発生した後の処理については、軽自動車税以外の税目も含めて名寄せを行い、滞納整理担当及び整理換価担当等が債権回収、財産調査、差し押さえ、整理換価、執行停止、分割納付誓約の締結・履行等の業務を実施しているため、各税目の納税部門に係る監査報告の内容については、共通項目として、次の参照先のとおり取り扱っている。

(ア) 収入未済の回収時点での延滞金の管理について

(「 1．市税全般に係る総括的意見について (2) 現金主義会計と発生主義会計の狭間で 延滞金の徴収について」を参照(43 頁)。)

(イ) 不納欠損について

(「 4．固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について (2) 固定資産税及び都市計画税の徴収事務について 結果 ア．不納欠損処分の執行について」を参照(155 頁)。)

(ウ) 過誤納の事務処理 (充当処理含む) 及び還付・還付加算金算定事務等について

(「 1．市税全般に係る総括的意見について (2) 現金主義会計と発生主義会計の狭間で 過誤納に係る還付金及び加算金の算定・還付等について」を参照(47 頁)。)

6. 市たばこ税の課税事務に係る監査結果について

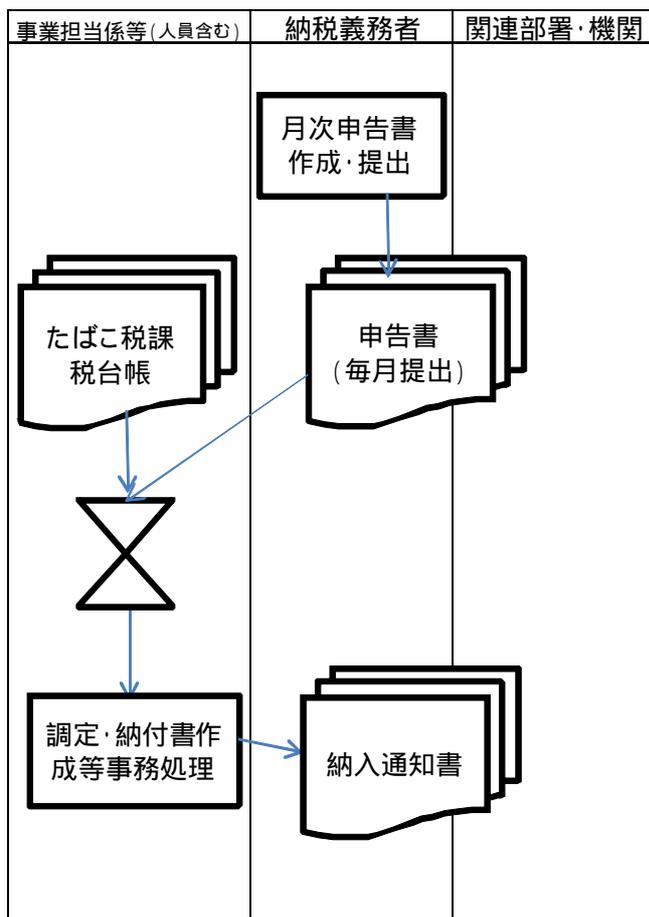
(1) 市たばこ税の課税事務について

概要

市たばこ税は、たばこ製造業者及び卸売販売業者（以下、「卸売販売業者等」という。）に対して、市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに課税するものである。市たばこ税は、特定の目的のために使用される税目ではなく、普通税扱いである。市たばこ税の税率は、旧3級品以外と旧3級品で相違する。ここで旧3級品とは、「わかば」、「エコー」、「ゴールデンバット」、「しんせい」、「ウルマ」、「バイオレット」の6品目をいい、旧3級品以外とは、上記6品目以外のたばこをいう。

旧3級品以外の税率は、たばこ1本当たり3.298円であり、一方、旧3級品は、同じく1.564円である。

また、市たばこ税の課税等業務の流れは次のフロー図のとおりである。



手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続に従った。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課から説明を受け、必要な質問を行った。

当該事務に係る申告書、その明細書等の監査資料等を入手し、閲覧・分析を行った。また、他市の状況について、『市税白書』等公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。

結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については、特に指摘する事項はなかった。なお、当該監査項目について、関連する意見を述べることとする。

ア．課税所得の算定の正確性について（意 見）

平成 21 年度における市たばこ税の税額等内訳は次のとおりであった。

【平成 21 年度市たばこ税税額等内訳】

区 分	税率	当年度売渡本数 (本)	課税免除返還 控除本数(本)	差引本数 (本)	税 額 (円)
旧 3 級品以外	3.298	899,864,304	4,798,087	895,066,217	2,951,928,362
旧 3 級品	1.564	11,257,560	26,380	11,231,180	17,565,566
合 計		911,121,864	4,824,467	906,297,397	2,969,493,928

注：端数処理の関係上、「差引本数」×「税率」＝「税額」に厳密にはなりません。

また、市たばこ税の申告書を提出する者は、たばこ製造業者及び卸売販売業者（以下、「卸売販売業者等」という。）である。

卸売販売業者等が毎月提出する市たばこ税の申告書に基づき集計した表が、上記の【平成 21 年度市たばこ税税額等内訳】である。この表でわかるとおり、市たばこ税の「税額」は「差引本数」に「税率」を乗じて算定されている。その税額算定のための構成項目である「差引

本数」は、たばこの各製造業者及び卸売販売業者が小売販売店へ卸したたばこの本数である「当年度売渡本数」から、小売販売店が卸売販売業者等に対して返還等を行った「課税免除返還本数」を差し引いて算定されている。

これらの「当年度売渡本数」及び「課税免除返還控除本数」の正確性について、市担当課は従来から検証していない。つまり、市たばこ税の税額は、卸売販売業者等が提出する申告書で税額が確定しているが、何らかの手段でその実態を調査し検証しているわけではない。

市担当課としては、市たばこ税は申告納付方式が採用されており、申告義務違反については加算金が課せられることから、ある程度の信頼性が担保されていると考えている。

確かに主要な卸売販売業者等は上場企業とそのグループ会社であり、会計監査も受けており、財務諸表には一般的な信頼性が保証されている。しかし、税務申告書の内容についての信頼性については、一般的には保証されているわけではない。

特に、小売販売店から卸売販売業者等への返還本数については、税額のマイナス要素であり、その内訳は次のとおりである。

【平成 21 年度市たばこ税税額等内訳】

区 分	税率	課税免除返還 控除本数(本)	返還本数に見合 う金額(円)
旧3級品以外	3.298	4,798,087	15,824,091
旧3級品	1.564	26,380	41,258
合 計		4,824,467	15,865,349

このように、一旦、小売販売店に対して卸したたばこの返還の事実について、小売販売店からの返還の事実を一覧にした明細書等を、卸売販売業者等から申告書とともに提出させること等が考えられる。このように返還の事実の詳細を記した明細書等を確認することで、市たばこ税の納税額等計算に係る正確性の確保及び牽制効果の確保等の目的が、限定的にはあるが確保されるものとする。

更に、毎月の申告時にサンプルで当該返還報告書等をチェックするなど実施することで、返還という事実の実在性を確認することも可能である。また、小売販売店へのたばこ仕入報告書や年間返還本数の確認書等を随時、提出を求めて、その正確性を検証することでも、申告書の内容の正確性を確認することができる。場合によっては直接、卸

販売業者等に対して調査を行うことも考えられる。

市担当課は、市たばこ税の税額を効果的かつ効率的に検証する方法を検討するよう要望する。

ちなみに、たばこ税の申告書はたばこの各製造業者及び卸売販売業者から市へ提出されるが、その税額等は次のとおりである。

【平成21年度卸売販売業者等別の市たばこ税税額等の内訳】

区 分	売渡本数 (本)	課税免除 返還控除本数 (本)	差引本数 (本)	税額 (円)
A社	561,219,790	2,091,277	559,128,513	1,824,530,970
(内訳) 旧3級品以外のもの	549,962,230	2,064,897	547,897,333	1,806,965,404
旧3級品	11,257,560	26,380	11,231,180	17,565,566
B社	349,646,601	2,733,190	346,913,411	1,144,120,429
C社	24,013	0	24,013	79,189
D社	86,600	0	86,600	285,601
E社	113,053	0	113,053	372,845
F社	2,707	0	2,707	8,926
G社	24,500	0	24,500	80,799
H社	1,400	0	1,400	4,617
I社	3,200	0	3,200	10,552
合 計	911,121,864	4,824,467	906,297,397	2,969,493,928

第4 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上